

浜中町地域防災計画

資料編

令和8年3月

浜中町防災会議

目 次

資料編

【条例・規則等】

資料1	浜中町防災会議条例	1
資料2	浜中町災害対策本部条例	3
資料3	浜中町防災行政用無線局管理運用規程	4
資料4	浜中町防災行政用無線局運用細則	13
資料5	浜中町防災行政無線戸別受信機貸付及び管理規則	17
資料6	北海道浜中町津波防災ステーション管理規則	22
資料7	北海道浜中町津波防災ステーション管理細則	25
資料8	浜中町災害弔慰金の支給等に関する条例	31
資料9	浜中町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	35
資料10	浜中町災害弔慰金等支給審査委員会要綱	56
資料11	浜中町災害見舞金等支給規則	57
資料12	浜中町災害時要援護者支援制度実施要綱	60
資料13	災害危険区域内の建築制限条例	65
資料14	災害情報等報告取扱要領	66
資料15	北海道雪害対策実施要綱	68
資料16	北海道融雪災害対策実施要綱	74

【各種資料】

資料17	防災関係機関等連絡先	78
資料18	気象観測データ	86
資料19	過去の火災及び風水害等の記録	91
資料20	過去の地震・津波の記録	97
資料21	浜中町防災会議組織	101
資料22	災害対策本部掲示板	102
資料23	腕章	103
資料24	標識	104
資料25	主要食料等取扱者	105
資料26	一般向け緊急地震速報の利用の心得	106
資料27	予報、警報並びに情報等受理票	108
資料28	高波・高潮・津波等危険区域	109
資料29	市街地における低地帯の浸水予想区域	111
資料30	土砂災害警戒区域	112
資料31	山地災害危険地区	114

資料32	津波浸水予測図	116
資料33	危険物貯蔵所等所在区域	120
資料34	防災資機材倉庫等	123
資料35	自主防災組織一覧	124
資料36	避難階段、避難経路	125
資料37	指定避難所	126
資料38	指定緊急避難場所	127
資料39	広域避難場所	129
資料40	応急救護所として指定する施設一覧	130
資料41	待避所	131
資料42	消防力の現状	132
資料43	ヘリコプター離着陸可能地	134
資料44	気象庁震度階級関連説明表	135
資料45	主要な活断層及び海溝型地震の長期評価	139
資料46	道東における想定地震津波	142
資料47	地震防災上重要施設一覧	143
資料48	被害状況判定基準	144
資料49	災害協定一覧	147

【各種様式】

別記第1号様式	災害情報報告	149
別記第2号様式	職員参集状況報告書	150
別記第3号様式	職員等安否確認調査票	151
別記第4号様式	気象通報受理簿（兼送信票）	152
別記第5号様式	水防活動実施報告書	153
別記第6号様式	被害状況報告（速報・中間・最終）	154
別記第7号様式	災害情報速報	156
別記第8号様式	避難者世帯名簿	157
別記第9号様式	避難所受入台帳	158
別記第10号様式	避難所設置及び受入状況	158
別記第11号様式	救助種目別物資受払簿	159
別記第12号様式	公用令書等（別表 第1号様式～第6号様式）	160
別記第13号様式	自衛隊災害派遣要請の依頼について	163
別記第14号様式	自衛隊災害派遣撤収要請の依頼について	164
別記第15号様式	北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票	165
別記第16号様式	北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書	166
別記第17号様式	救急患者の緊急搬送情報伝達票	167

別記第18号様式	被災者救出状況記録簿	168
別記第19号様式	救護班活動状況	169
別記第20号様式	医療実施状況	170
別記第21号様式	助産台帳	171
別記第22号様式	輸送記録簿	172
別記第23号様式	飲料水の供給簿	173
別記第24号様式	炊き出し給与状況	174
別記第25号様式	世帯構成員別被害状況	175
別記第26号様式	物資購入（配分）計画表	175
別記第27号様式	物資の給与状況	176
別記第28号様式	物資給与及び受領簿	177
別記第29号様式	応急仮設住宅台帳	178
別記第30号様式	住宅応急修理記録簿	179
別記第31号様式	障害物除去の状況	180
別記第32号様式	学用品の給与状況	181
別記第33号様式	遺体の搜索状況記録簿	182
別記第34号様式	遺体処理台帳	183
別記第35号様式	埋葬台帳	184
別記第36号様式	賃金作業員雇用台帳	185

資料 1 浜中町防災会議条例

昭和37年12月23日

条例第18号

改正 昭和52年 9月29日 条例第24号
平成元年12月21日 条例第23号
平成12年 2月28日 条例第 2号
平成14年 3月19日 条例第10号
平成24年12月12日 条例第27号
令和 5年 3月17日 条例第14号
令和 7年 3月 6日 条例第18号

浜中町防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、浜中町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 浜中町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて浜中町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから町長が任命する者
 - (3) 北海道知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (4) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (5) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 浜中町教育委員会教育長
 - (7) 釧路東部消防組合の消防団及び職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

- 6 委員の定数は、29人以内とする。
- 7 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議は、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、町の職員、関係指定公共機関等の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和52年9月29日条例第24号)

この条例は、昭和52年10月1日から施行する。

附 則 (平成元年12月21日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年2月28日条例第2号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月19日条例第10号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月12日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年3月17日条例第14号)

この条例は、令和5年6月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月6日条例第18号)

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

資料2 浜中町災害対策本部条例

昭和37年12月23日

条例第19号

改正 平成24年12月12日条例第28号

浜中町災害対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、浜中町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を統括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月12日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料3 浜中町防災行政用無線局管理運用規程

平成7年3月28日

規程第1号

改正 平成9年6月30日規程第12号

平成27年12月30日訓令第27号

令和3年12月30日訓令第43号

浜中町防災行政用無線局管理運用規程

(目的)

第1条 この規程は、地域防災計画に基づく災害対策に係る行政事務等に関し、電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）及び関係法令に定めるもののほか、浜中町防災行政用無線局（以下「無線局」という。）の適正かつ効率的な運用を図るために、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 無線局 電波法第2条第5号に規定する無線設備及び無線設備の操作を行うものの総体をいう。
- (2) 同報親局 特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (3) 屋外子局 同報親局の通信の相手方となる受信設備をいう。
- (4) 無線従事者 電波法第2条第6号に規定する無線設備の操作を行う者で、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。

(設置場所)

第3条 無線局の設置場所は、次のとおりとする。

浜中町湯沸445番地 浜中町役場庁舎内

(無線局の総括管理者)

第4条 無線局に総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、無線局の管理、運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。
- 3 総括管理者は、町長とする。

(無線局の管理責任者)

第5条 無線局に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線局の管理運用の業務を行うとともに、通信取扱責任者を指揮監督する。
- 3 管理責任者は、防災対策室長の職にあるものをあてる。

(通信取扱責任者)

第6条 無線局に通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け無線局の管理、運用の業務を所掌する。
- 3 通信取扱責任者は、無線従事者の資格を有する職員の中から管理責任者が指名する。

(無線従事者の配置、養成)

第7条 総括管理者は、無線局の運用体制に見合った員数の無線従事者を配置するものとする。

2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年5月1日現在における無線従事者名簿（別表1）を作成するものとする。

（無線従事者の任務）

第8条 無線従事者は、無線設備の操作を行うとともに、必要に応じ、無線業務日誌に記載を行う。

（通信取扱者）

第9条 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに、電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。

2 通信取扱者は、無線局の運用に携わる一般職員とする。

（備え付け書類の管理）

第10条 管理責任者は、電波法令等関係法令に基づく、業務書類を管理保管する。

2 管理責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。

3 無線局業務日誌を記入した場合は、管理責任者の査閲を受けるものとする。

4 管理責任者は、無線従事者選解任届けの写しを整理保管しておくものとする。

（提出書類）

第11条 総括管理者は、無線従事者を選任又は解任したときは、遅滞なく北海道総合通信局長に届け出をするものとする。

（無線局の運用）

第12条 無線局の運用方法は、別に定める運用細則によるものとする。

（無線設備の保守点検）

第13条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検をおこなう。

(1) 週点検

(2) 四半期点検

(3) 年点検（年1回以上） 専門業者に委託

2 前項の点検の結果は、点検記録簿（別表2～別表6）に記録しておく。

3 保守点検の責任者は、次のとおりとする。

(1) 週点検 通信取扱責任者

(2) 四半期点検 管理責任者

(3) 年点検 総括管理者

4 予備装置及び予備電源は、年4回以上使用し、機能を確保しておく。

5 点検の結果異常を発見した時は、直ちに責任者報告し、措置をするとともに保守契約をしている業者等に連絡し、障害の除去に努める。

（通信訓練）

第14条 総括管理者は、非常災害発生に備え通信機能の確認及び運用の習熟を図るため、

次による定期的な通信訓練を行うものとする。

- (1) 総合防災訓練に併せた総合通信訓練 毎年1回以上
- (2) 定期通信訓練 四半期ごと

2 訓練は、通信統制訓練、住民への警報等伝達訓練を重点として行うものとする。

(研修)

第15条 総括管理者は、毎年1回以上通信取扱者等に対して、電波法令、運用方法及び無線機の取扱要領等について研修を行うものとする。

(通信系統)

第16条 通信系統は、別図のとおりとする。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年6月30日規程第12号)

この規程は、平成9年6月30日から施行する。

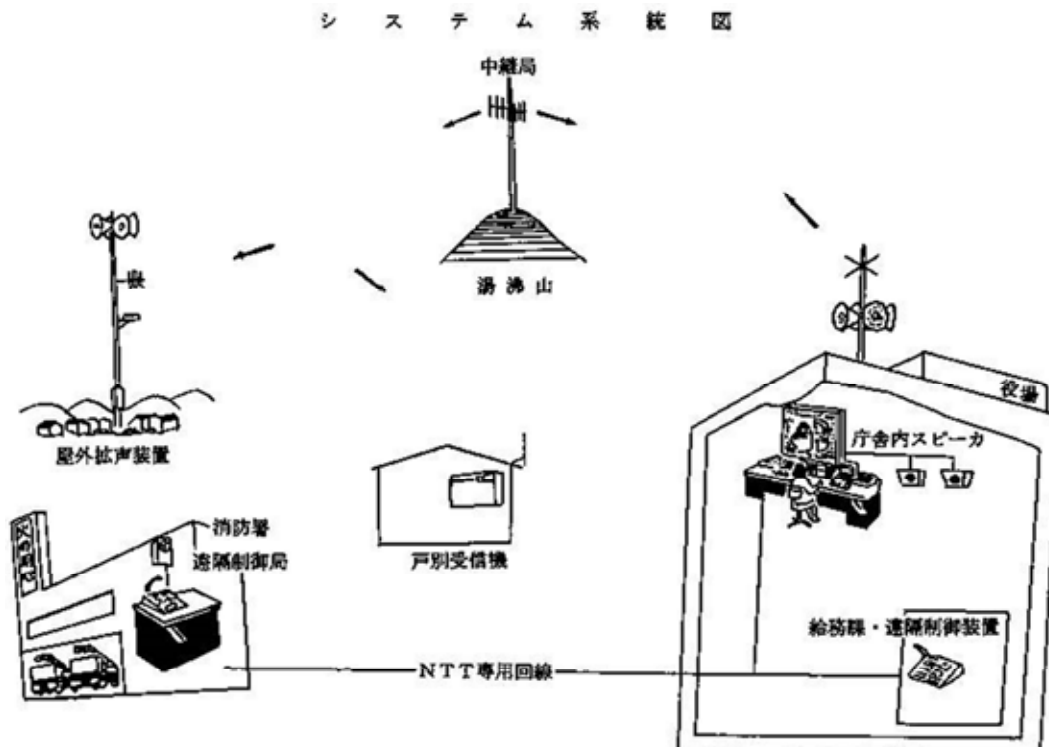
附 則 (平成27年12月30日訓令第27号)

この訓令は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月30日訓令第43号)

この訓令は、令和3年1月6日から施行する。

別図



別表2

無線局週点検記録簿
(同報親局)

局名 (呼出名称)	点検者氏名		通信取扱責任者
			㊟
点検年月日	年 月 日	天 候	
設備の区分	点 検 項 目		点 検 結 果
無線設備	電源電圧 V	電源電流 A	
	電源ランプ	点灯 消灯	
	無線機器動作状態		
	AC電源断の場合の予備電源の動作		
操作卓	選択呼出し(緊急一括、一括、群別、個別)の動作		
	送信ボタンを押した場合の送出状態		
	電波発射終了後の空線状態		
	チャイム、マイクロホン、テープ(レコード)等の入力レベルの調整		
	音声レベル、信号レベルのVUメータによる監視		
	AC電源断の場合の蓄電池による機器の動作		
附属装置	機能動作		
備考			

別表3

無線局週点検記録簿
(基地局・移動局)

局名 (呼出名称)			点検者氏名	通信取扱責任者印
点検年月日	年 月 日	天 候		
設備の区分	点 検 項 目			
予備電源装置	電池電圧の確認及び電源切換試験			
遠隔制御装置	動作試験	送受信切換え		
		選択動作		
		音量調整		
		スケルチ調整		
備考	均等補充充電の実施状況			

別表4

無線局四半期点検記録簿
(遠隔制御装置・屋外子局)

遠隔制御装置設置場所		屋外子局番号				管理責任者
		No. ~ No.				㊦
点検年月日	年 月 日	天 候		点検者氏名		
設備の区分	点 検 項 目				点 検 結 果	
予備電源装置	電池電圧の確認 V					
	電源切換試験					
非常灯	室 室 室 室					
空中線系						
屋外子局設備	総合動作試験	子局No.	結 果	子局No.	結 果	
遠隔制御装置	総合動作試験	良		否		
備 考	均等補充充電の実施状況					

別表5

無線局四半期点検記録簿
(設備関係)

点検(測定)年月日 年 月 日

測定者氏名

測定器名		総括責任者	
		①	
		管理責任者	
		①	
局名(呼出名称)			
現用・予備の別			
点検項目		点検結果	
製造番号			
電波の型式及び周波数(MHz)			
空中線電力(W)			
測定値	周波数偏差(±Hz)		
	電源電圧(V)		
	空中線電力(W)		
	スプリアス($2n, 3n \frac{n}{2}, n-1, n+1$)		
	S/N(中継系を含む。)		
T V I ・ F M I			
動作試験	予備装置		
	予備電源		
総合テスト			
備考	均等補充充電の実施		

別表6

無線局年点検記録簿
(業務関係)

点検年月日	年 月 日	局 名 (呼出名称)	
点検者氏名		責任者印	
呼 出 名 称			
点 検 項 目		点 検 結 果	
通信取扱者に対する研修又は指導監督の有無			
選任している無線従事者数の適否			
管理責任部署に配置されている無線従事者数の適否			
無線従事者選(解)任届の提出の有無			
免許状の備付けの有無及び掲示方法の適否			
定期通信訓練実施の有無			
無線設備の耐震対策の確認			
備			
考			

資料4 浜中町防災行政用無線局運用細則

平成7年4月1日

実施

改正 平成9年2月4日

平成19年3月30日訓令第14号

平成20年3月25日訓令第18号

平成27年12月30日訓令第28号

浜中町防災行政用無線局運用細則

(目的)

第1条 この細則は、浜中町防災行政用無線局管理運用規程（以下「規程」という。）第12条に基づき、防災行政用無線局（固定系）の運用を円滑に行うため、必要事項を定める事を目的とする。

(通信の種類)

第2条 通信の種類は、平常通信及び緊急通信とする。

(通信事項)

第3条 通信事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地震、台風、高潮、津波等の予・警報の伝達等防災行政に関する事。
- (2) 地方自治法第2条第3項に定める事項

(通信時間)

第4条 通信時間は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 平常通信は、定時及び臨時とし、通信時間は別に定める。
- (2) 緊急通信は、地震、台風、高潮、津波等その他緊急事態が発生したとき又は、予測される時に行うものとする。

(通信の依頼)

第5条 通信の依頼をする場合の手続きは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 各所属長は、所管する事務で住民に周知する必要があるものについては、防災行政無線通信依頼書（第1号様式）により通信を希望する日の3日前までに管理責任者に提出しなければならない。
- (2) 緊急を要する場合は、口頭により依頼することができる。
- (3) 管理責任者は、提出された通信依頼書の内容を検討し、通信の可否を決定するものとする。否決したときは、その旨を通信依頼者に通知するものとする。

(通信の制限)

第6条 管理責任者は、災害発生その他特に理由があるときは、通信を制限することができる。

(通信の記録)

第7条 通信取扱責任者は、通信をおこなった時は、無線業務日誌に必要事項を記載するものとする。

(通信の方法)

第8条 通信の方法は、次による。

- (1) 一斉呼出 固定系子局全部に一斉呼出しのものをいう。
- (2) 地区呼出 グループ毎の地区別に呼出しのものをいう。
- (3) 個別呼出 2以上の個別局に対する呼出しのものを言う。

(例)

平常時「こちらは、防災浜中（1～2回）…通信内容…

…以上で終わります。こちらは防災浜中（1回）

災害時「こちらは、防災浜中（1～2回）…通信内容…

…以上で終わります。こちらは防災浜中（1回）

附 則

この細則は、平成7年4月1日から実施する。

附 則（平成9年2月4日）

この細則は、平成9年2月4日から実施する。

附 則（平成19年3月30日訓令第14号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日訓令第18号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月30日訓令第28号）

この訓令は、平成28年1月1日から施行する。

資料5 浜中町防災行政無線戸別受信機貸付及び管理規則

平成16年6月30日

規則第27号

改正 平成19年3月30日規則第13号

平成20年3月25日規則第30号

平成27年12月30日規則第27号

浜中町防災行政無線戸別受信機貸付及び管理規則

(目的)

第1条 この規則は、浜中町防災行政無線戸別受信機（以下「戸別受信機」という。）の貸付及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置場所)

第2条 迅速かつ的確な情報伝達を図るため戸別受信機を次の場所に戸別受信機を設置するものとする。

- (1) 住民基本台帳に登録されている世帯主（同居している世帯主は除く）が利用する住宅
- (2) 商店、事業所など居住地から離れ防災上町長が特に必要と認めた施設、建物
- (3) 公共施設
- (4) その他、町長が特に必要と認めた施設、建物

(貸付)

第3条 町長は、戸別受信機の設置を希望する町内に住所を有する世帯主に対し、戸別受信機1台を無償で貸付することができる。

2 戸別受信機の貸付を希望するものは浜中町防災行政無線戸別受信機貸付申請書（別記様式第1号）により町長に申請しなければならない。

(使用者の責務)

第4条 設置を受けた戸別受信機は最大の注意をもって使用するとともに、破損した場合には、使用者の責任において修復するものとする。ただし、使用者の責めに帰しがたいと認めるときは浜中町が負担する。

2 使用者は、設置を受けた戸別受信機が故障等で使用に耐えなくなったときは直ちに町長に報告するものとする。

3 戸別受信機の使用によって生じる電気使用料及び乾電池等の消耗品は使用者の負担とする。

(世帯の異動等の届出)

第5条 戸別受信機の貸付を受けたものが、次の各号の一に該当するときは、世帯の異動等に関する届出書（別記様式第2号）を町長に提出し、その戸別受信機の管理（返還）等について指示を受けるものとする。

- (1) 町外へ転出するとき
- (2) 町内で転居するとき
- (3) 世帯を合併・分離するとき

- (4) 世帯主を変更したとき
- (5) 戸別受信機を使用しなくなったとき
- (6) その他戸別受信機の設置場所を変更するとき
(使用者の遵守事項)

第6条 使用者は、次の事項に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に善良な管理をもって使用すること。
- (2) 機器の異常を発見した時は、直ちに町長に届出ること。
- (3) 目的以外に使用しないこと。
- (4) 無断で他の者に譲渡若しくは転貸しないこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第13号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日規則第30号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月30日規則第27号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

別記様式第1号

浜中町防災行政無線戸別受信機貸付申請書

平成 年 月 日

浜中町長 様

住所
申請者 氏 名
個人番号

浜中町防災行政無線戸別受信機の貸付を申請します。

戸別受信機 台

決定欄

町長	副町長	課長	係長	係	合	議

年 月 日
防災対策室防災係

上記貸付を 決定 する。

浜中町防災行政無線戸別受信機取付確認及び借受書

年 月 日

本日、浜中町防災行政無線戸別受信機の取付を確認し、借受をいたします。

戸別受信機	台	受信機 製造番号	
アンテナ	台	<input type="checkbox"/> ダイポール	<input type="checkbox"/> 八木型

住 所 浜中町

氏 名

印

電話番号

別記様式第2号

世帯の異動等に関する届出書

年 月 日

浜中町長 様

住 所
申請者
氏 名 ⑩

浜中町防災行政無線戸別受信機貸付及び管理規則第5条に基づき世帯の異動等下記のとおり届け出ます。

記

受信機製造番号

異 動 の 種 類	変 更 前	変 更 後
1 転出		
2 町内転居		
3 世帯合併		
4 世帯分離		
5 世帯主変更		
6 その他 ()		

資料6 北海道浜中町津波防災ステーション管理規則

平成11年4月1日

規則第14号

改正 平成25年12月27日規則第23号

平成28年12月15日規則第48号

北海道浜中町津波防災ステーション管理規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 警戒態勢等（第3条—第5条）

第3章 施設の操作等（第6条—第11条）

第4章 雑則（第12条—第14条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、海岸法（昭和31年法律第101号）及び北海道と海岸保全施設に関する事務の事務委託に関する規約（昭和50年北海道告示第990号）に基づき、「北海道浜中町津波防災ステーション全体整備計画」により浜中町に設置された海岸保全施設（以下「施設」という。）の管理に関し必要な事項を定め、もって津波、高潮等による災害の発生を防止することを目的とする。

（町長の責務）

第2条 前条の目的を達するため、町長は、担当職員を指導監督し、この規則に定める必要な措置を講ずるものとする。

2 町長は、あらかじめ、町長が不在の場合の職務を代行する者を別に定めるものとする。

第2章 警戒態勢等

（警戒態勢の発令）

第3条 当該地域が、次の各号に該当するとき町長は、直ちに警戒態勢を発令するものとする。

(1) 気象庁が、津波又は高潮のいずれかの警報を発表したとき。

(2) 気象庁が、津波又は高潮のいずれかの注意報を発表したときで、町長が必要と認めるとき。

(3) 気象庁が、地震発生の発表をしたときで、町長が必要と認めるとき。

(4) 前各号のほか、町長が必要と認めるとき。

（警戒態勢における措置）

第4条 町長は、警戒態勢時における、施設の操作に備えて、すみやかに必要な措置を講ずるものとする。

（警戒態勢の解除）

第5条 町長は、第3条各号に掲げる事態が解消したときは、安全を確認のうえ警戒態勢

を解除するものとする。

第3章 施設の操作等

(施設の操作)

第6条 町長は、警戒態勢時にあっては、次に定めるところにより施設の操作を行うものとする。

(1) 操作を遠隔操作で行う場合は、施設を監視機器により監視しながら行うものとし、操作が安全かつ確実に行われていることを確認する。

(2) 操作を手動で行う場合は、施設ごとに定められた操作説明書に基づき操作するものとする。

2 施設の操作は、原則2人以上の組で行うものとする。

3 施設の操作を行う際は、操作の開始時及び完了時に海岸管理者に報告を行わなければならない。ただし、やむを得ない事情により、報告することができないときはこの限りでない。

4 施設ごとの操作基準は、別表のとおりとする。

(操作に従事する者の安全の確保)

第7条 操作に従事する者は、あらかじめ定められた操作説明書により、気象庁の発表する津波到達予想時刻等を基に算出された退避時刻を経過する前に、操作を完了又は中止し、安全な場所に退避するものとする。

2 前項に定めるほか、操作に従事する者は、自身の安全が確保されないと判断する場合は、操作を完了又は中断し、安全な場所に退避するものとする。

(施設の操作の訓練)

第8条 施設の操作の実地における訓練を毎年1回以上行うものとする。

2 前項の訓練は、現場で操作する者が参加しなければならない。

(操作の特例)

第9条 町長は、事故その他の緊急事態でやむを得ない事情があるときは、第6条の規定に関わらず、施設を操作することができる。

(通報及び警告等)

第10条 町長は、施設の操作の実施について、すみやかに関係機関に通報等をするものとする。

2 町長は、施設の操作により、付近の船舶、車両等に影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、その旨を警告するものとする。

(操作に関する記録)

第11条 町長は、施設の操作を行ったときは、必要な事項を記録し、保存するものとする。

第4章 雑則

(点検及び整備)

第12条 町長は、施設を良好に維持するため、施設及び施設の操作に必要な機械、器具等について、点検及び整備を毎月一回以上行うものとする。

2 町長は、前項の点検及び整備のため必要と認める場合は、第6条の規定に関わらず施設を操作することができる。

(気象及び水象の観測)

第13条 町長は、日常の気象及び水象について、定期観測を行うものとする。

(細則)

第14条 この規則に定めるほか、施設の管理上必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月27日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年12月15日規則第48号)

この規則は、平成29年1月6日から施行する

別表 (第6条関係)

施設名	所在地	操作基準
霧多布港陸こう ① 〔所管 国土交通省港湾局 管理者 浜中町〕	浜中町霧多布	当該区域に係る気象庁の発表内容による操作区分 1 気象庁が、津波警報を発表したときは、操作を開始し、閉鎖する。 2 気象庁が、地震発生を発表をしたときで、津波の来襲等のおそれがあると判断したときは、操作を開始し、閉鎖する。 3 気象庁が、高潮警報、津波又は高潮注意報を発表し、必要と認めたときは、操作を開始し、閉鎖する。 4 気象庁が、上記警報、注意報を発表しない場合でも、津波の来襲等のおそれがあると判断したときは、操作を開始し、閉鎖する。 5 警戒態勢を解除し、安全を確認したときは、操作を開始し、開放する。 6 水門閉鎖に伴い、河川内水位の上昇が生じ、氾濫のおそれがあると判断したときは、津波等の影響による浸入水が生じないことを確認の上、水門の開度を内水位と一致する高さまで、開くことができるものとし、内水位の観測を継続するものとする。
霧多布港陸こう ② 〔所管 国土交通省港湾局 管理者 浜中町〕	浜中町霧多布	
霧多布港陸こう ③ 〔所管 国土交通省港湾局 管理者 浜中町〕	浜中町霧多布	
霧多布港陸こう ④ 〔所管 国土交通省港湾局 管理者 浜中町〕	浜中町霧多布	
霧多布港陸こう ⑤ 〔所管 国土交通省港湾局 管理者 浜中町〕	浜中町霧多布	
琵琶瀬川水門 〔所管 農林水産省水産庁 管理者 北海道〕	浜中町琵琶瀬	
奔幌戸川水門 〔所管 農林水産省水産庁 管理者 北海道〕	浜中町奔幌戸	
羨古丹川水門 〔所管 農林水産省水産庁 管理者 北海道〕	浜中町羨古丹	
新川水門 〔所管 国土交通省水管理・ 国土保全局管理者 北海道〕	浜中町新川	

資料7 北海道浜中町津波防災ステーション管理細則

平成11年4月1日

北海道浜中町津波防災ステーション管理細則

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 態勢時管理（第8条—第14条）
- 第3章 平常時管理（第15条—第32条）
- 第4章 突発事態の措置（第33条）
- 第5章 雑則（第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 北海道浜中町津波防災ステーション管理規則（以下「規則」という。）第14条の規定に基づき、この細則を定める。

2 「北海道浜中町津波防災ステーション全体整備計画」により浜中町に設置された海岸保全施設（以下「施設」という。）の警戒態勢時（以下「態勢時」という。）及び平常管理は、別に定めるものを除くほか、この細則の定めるところによる。

（町長不在時の代行者）

第2条 規則及びこの細則に関する事項について、町長が不在のときの代行者は、浜中町地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に定めるところによるものとする。

（担当区域）

第3条 町長は、必要に応じ、浜中町海岸を区域に区分するものとし、区域ごとに別表1の水門班を定めるものとする。

2 水門班は、態勢時及び平常時の施設の点検整備及び開閉操作に関する業務に従事するものとする。

（担当区域の管理態勢）

第4条 町長は、担当職員（以下「職員」という。）の中から、防災ステーション部長（以下「部長」という。）、水門班長（以下「班長」という。）及び前条に定める区域ごとに水門班主任（以下「主任」という。）を定めるものとする。

2 部長は、町長の指示のもと、施設の管理業務全般を指揮する。

3 班長は、部長を補佐し、主任を指導する。

4 主任は、職員を指導し、施設の管理業務にあたる。

（職員の心得）

第5条 職員は、各自の職務につき、責任を重んじ、施設の操作及び維持に万全を期さなければならない。

2 職員は、担当区域内の施設の操作について熟知するとともに、他の区域の施設の操作についても習熟しなければならない。

- 3 職員は、施設の操作に必要となる機械及び電気設備の取扱いにあたっては、周到な注意を払って各部の点検整備を行分ければならない。また、不良個所がある場合は、修理又は取替え等を行い、機能の保持に努めなければならない。
- 4 職員は、気象及び水象に常に留意しなければならない。
- 5 職員は、態勢時管理に万全を期すため、規則及びこの細則並びに地域防災計画の熟知に努めなければならない。

(局舎内の掲示等)

第6条 町長は、施設の操作を行う局舎内には、職員の見易い場所に次の各号に掲げる図表を掲示等の方法により、備えなければならない。

- (1) 津波・高潮非常配備態勢組織図
- (2) 津波・高潮非常配備態勢発令表
- (3) 津波・高潮非常配備態勢動員職員召集系統図
- (4) 海岸保全施設操作に伴う連絡先一覧表
- (5) 海岸保全施設操作表
- (6) 津波・高潮非常配備態勢無線連絡系統図
- (7) 施設の操作基準表
- (8) 施設の操作手順表

(災害対策訓練)

第7条 災害対策を円滑に実施するため、町長が定めるところにより、職員の召集、施設の操作及び通信連絡等の習熟を内容とする災害対策訓練を実施するものとする。

第2章 態勢時管理

(施設の操作に備えての措置)

第8条 町長は、態勢時には、施設の操作に備えて、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設を適切に操作することができる要員を配置すること。
- (2) 施設の操作に備え、施設及び施設を操作するために必要な附属施設の点検及び整備を行うこと。
- (3) 施設の操作に支障が生じないように障害物の有無を確認すること。
- (4) その他施設の操作上必要な措置を講じること。

(施設操作時の通報)

第9条 町長は、態勢時における施設操作の実施について、すみやかに別表2の関係機関及び操作により影響を及ぼすおそれのある船舶利用関係者等にその旨を通報し、必要な事項を確認するものとする。ただし、緊急に施設操作を要するときは、この限りではない。

(施設操作の注意事項)

第10条 職員は、施設の操作にあたっては、次の各号に掲げる事項に注意しなければならない。

(1) 施設の操作により付近の船舶、車両等に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、その旨を回転灯、拡声器及び標識等で警告し、必要に応じて行う施設周辺の巡回により、安全を確認すること。

(2) 施設の操作手順表を確認すること。

(気象等の観測等)

第11条 職員は、態勢時において、必要な気象及び水象を観測し、地震等必要となる情報の収集を行うものとする。

2 部長は、態勢時において、気象、水象及び地象の変化が見られる場合は、状況に応じて、観測結果を町長に報告するものとする。

(通信連絡)

第12条 態勢時の通信連絡は、浜中町行政無線を使用して行うものとする。なお、その他の通信手段は、補助的に使用する。

(施設の操作報告)

第13条 部長は、態勢時における各種業務を行ったときは、業務記録表に必要な事項を記録し、保存するとともに、業務報告書により町長に報告するものとする。

(態勢時の施設管理)

第14条 態勢時における施設の管理は、本章で定めるほか、地域防災計画の定めるところによるものとする。

第3章 平常時管理

第1節 通則

(海岸施設管理作業予定表の作成)

第15条 施設の点検整備及び巡回並びに平常時の管理は、海岸保全施設管理作業予定表に基づき、計画的に実施するものとする。

2 部長は、前項の海岸保全管理予定表を各区域ごとに作成するものとする。

(点検整備)

第16条 機械及び電気設備の点検整備は、施設（機械及び電気設備）の点検基準に基づき、行うものとする。

2 部長は、前項の点検整備の状況を機械及び電気の設備の点検整備記録表に記録し、保存するものとする。

3 第1項の点検基準は、町長が別に定めるものとする。

(異常を発見したときの措置)

第17条 職員は、施設の点検整備及び巡回中、施設に異常のあることを発見したときは、直ちに応急措置を講ずるものとする。

2 前項の場合において、部長は、すみやかに施設異常発見報告書により町長に報告し、その指示を受けなければならない。

第18条 職員は、施設の点検及び巡回並びにその他の平常時の管理の内容を記録し、保全するものとする。

(施設の操作報告)

第19条 部長は、施設の操作を行ったときは、施設の操作報告書に必要な事項を記入し、保存するとともに、町長に報告するものとする。

(施設の履歴簿)

第20条 部長は、施設ごとに履歴簿を作成し、施設の改造及び修繕が行われたときは、その内容を記入するものとする。

(施設の管理状況報告)

第21条 部長は、必要に応じ施設の管理状況を町長に報告するものとする。

第2節 水門

(障害物の除去)

第22条 職員は、水門の操作に支障が生じないように門扉の前後並びに側面等の状況を調査し、障害物がある場合は、除去するものとする。

(開閉操作)

第23条 職員は、水門を毎月1回定期点検することとし、次の各号に掲げる方法により、開閉操作を行うものとする。

- (1) 操作電源に商用電源及び自家発電電源がある場合は、両電源を相互に使用すること。
- (2) 開閉装置に遠隔操作装置及び機側操作装置がある場合は、両装置を交互に使用すること。この場合においては、商用電源及び自家発電電源の交互使用について十分配慮すること。
- (3) 開閉装置に非常閉鎖装置を備えている場合は、毎年2回、この装置を使用して閉鎖操作を行うこと。

(開閉操作時の注意事項)

第24条 水門の開閉作業にあたっては、次の各号に掲げる事項に注意しなければならない。

- (1) 回転灯、拡声器及び標識等により付近を航行する船舶に警告し、交通整理を行い、安全を確認すること。
- (2) 閉鎖時の門扉の止水状態を確認すること。
- (3) 施設の操作手順表を確認すること。

(開閉操作予定表の周知)

第25条 町長は、水門の開閉操作を行うときは、あらかじめ施設の開閉操作予定表(以下「予定表」という。)により、別表2の関係機関及び操作により影響を及ぼすおそれのある船舶利用関係者に周知するものとする。

(自家発電設備の整備運転)

第26条 水門の自家発電設備は、毎月1回以上、整備運転を行うものとする。

(照明の点灯)

第27条 航行船舶の衝突防止等を図るため、夜間は、水門の照明を点灯するものとする。

第3節 陸こう

(障害物の除去)

第28条 職員は、陸こうの操作に支障が生じないように門扉の前後並びに側面等の状況を調査し、レール及び戸あたり上に塵芥等がある場合は、除去するものとする。

(開閉操作)

第29条 職員は、陸こうを毎月1回定期点検することとし、次の各号に掲げる方法により、開閉操作を行うものとする。

- (1) 操作電源に商用電源及び自家発電電源がある場合は、両電源を相互に使用すること。
- (2) 開閉装置に遠隔操作装置及び機側操作装置がある場合は、両装置を交互に使用すること。この場合においては、商用電源及び自家発電電源の交互使用について十分配慮すること。

(開閉操作時の注意事項)

第30条 陸こう開閉作業にあたっては、次の各号に掲げる事項に注意しなければならない。

- (1) 回転灯、拡声器及び標識等により付近を通行する車両等に警告し、交通整理を行い、安全を確認すること。
- (2) 施設の操作手順表を確認すること。

(開閉操作予定表の周知)

第31条 町長は、陸こうの開閉操作を行うときは、あらかじめ予定表により、別表2の関係機関及び操作により影響を及ぼすおそれのある港湾利用者等に周知するものとする。

(自家発電設備の整備運転)

第32条 陸こうの自家発電設備は、毎月1回以上、整備運転を行うものとする。

第4章 突発事態の措置

(突発事態の措置)

第33条 突発事態が発生した場合には、職員は、直ちに事態の概要を町長に報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 前項の突発事態が切迫した状況にあり、町長の指示を受けるいとまがないときは、職員の判断により応急措置を講じるものとする。また、この場合には、すみやかに町長に報告し、以後の指示を受けなければならない。

第5章 雑則

(その他)

第34条 この細則に定めるもののほか、施設の管理上必要な事項は、町長が、別に定める。

附 則

この細則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年1月6日から施行する。

別表1（第3条関係）

水	門	班
担 当 区 域	所 在 地	備 考
霧多布港陸こう ① [所管：国土交通省港湾局 管理者：浜中町]	浜中町霧多布	
霧多布港陸こう ② [所管：国土交通省港湾局 管理者：浜中町]	浜中町霧多布	
霧多布港陸こう ③ [所管：国土交通省港湾局 管理者：浜中町]	浜中町霧多布	
霧多布港陸こう ④ [所管：国土交通省港湾局 管理者：浜中町]	浜中町霧多布	
霧多布港陸こう ⑤ [所管：国土交通省港湾局 管理者：浜中町]	浜中町霧多布	
琵琶瀬川水門 [所管：農林水産省水産庁 管理者：北海道]	浜中町琵琶瀬	
奔幌戸川水門 [所管：農林水産省水産庁 管理者：北海道]	浜中町奔幌戸	
羨古丹川水門 [所管：農林水産省水産庁 管理者：北海道]	浜中町羨古丹	
新川水門 [所管：国土交通省水管理・国土保全局 管理者：浜中町]	浜中町新川	

別表2（第9条関係）

関 係 機 関 一 覧

釧路総合振興局産業振興部水産課
 釧路総合振興局釧路建設管理部用地管理室維持管理課
 厚岸警察署霧多布警察官駐在所
 厚岸警察署浜中警察官駐在所
 釧路東部消防組合浜中消防署
 浜中漁業協同組合

資料 8 浜中町災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和59年6月25日

条例第6号

改正 平成3年12月18日条例第29号

平成23年12月9日条例第14号

平成31年3月14日条例第3号

令和元年9月13日条例第13号

浜中町災害弔慰金の支給等に関する条例

浜中町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（昭和52年条例第14号）の全部を改正する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号、以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号、以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、本町の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第3条 町は、町民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

イ 配偶者

ロ 子

ハ 父母

ニ 孫

ホ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じ居し、又は生計を同じくしていた者。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難たいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第5条 災害により死亡した者1人当りの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。

ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第6条 災害の際現にその場にあつた者についての死亡の推定については法第4条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかつたことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

（支給の手續）

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規定で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

（災害障害見舞金の支給）

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障がいがあるときは、当該住民（以下「障

がい者」という。) に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障がい者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障がい者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

ロ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ハ 住居が半壊した場合 270万円

ニ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

ロ 住居が半壊した場合 170万円

ハ 住居が全壊した場合(ニの場合を除く。) 250万円

ニ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

(3) 第1号のハ又は前号のロ若しくはハにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除き、その利率を年3パーセント以内で町長が別に定める率とする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(支給審査委員会の設置)

第17条 町に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、支給審査委員会を置く。

2 支給審査委員会の委員は、医師、弁護士その他町長が必要と認める者のうちから、町長が委嘱する。

3 前項に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年の災害から適用する。

附 則 (平成3年12月18日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (平成23年12月9日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則 (平成31年3月14日条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の浜中町災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則 (令和元年9月13日条例第13号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

資料9 浜中町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和59年6月30日

規則第5号

改正 平成9年7月10日規則第35号

平成31年3月27日規則第3号

令和元年9月17日規則第9号

浜中町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

浜中町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例施行規則（昭和52年規則第2号）の全部を改正する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は浜中町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和59年条例第6号、以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

（支給の手続）

第2条 町長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行つたうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第3条 町長は、町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

（支給の手続）

第4条 町長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行つたうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障がい者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障がいの原因となる負傷又は疾病の状態となつた年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障がいの種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第5条 町長は、町の区域外で障がいの原因となる負傷又は疾病の状態となつた町民に対

し、負傷し又は疾病にかかった他の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

- 2 町長は、障がい者に対し法別表に規定する障がいの有することを証明する医師の診断書（別記様式第1号）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

（保証人及び利率）

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

- 2 条例第14条に規定する町長が別に定める率は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、年1パーセントとする。
- 3 保証人は、資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、災害弔慰金の支給に関する法律施行令第9条の違約金を包含するものとする。

（借入れの申込み）

第6条の2 資金の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（別記様式第2号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

- 2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害の受けた日の属する前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他町長が必要と認めた書類

- 3 借入申込者は、借入申込書とその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

（調査）

第7条 町長は、借入申込書の提出を受けたときはすみやかに、その内容を検討のうえ当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について、調査を行うものとする。

（貸付けの決定）

第8条 町長は、借入申込者に対して資金を貸付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書（別記様式第3号）を、借入申込者に交付するものとする。

- 2 町長は、借入申込者に対して資金の貸付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定

通知書（別記様式第4号）を借入申込者に通知するものとする。

（借用書の提出）

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者はすみやかに借用書（保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用書）（別記様式第5号）に資金の貸付を受けた者（以下「借受人」という。）の印鑑証明書（保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書）を添えて町長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第10条 町長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

第11条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられる印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（別記様式第6号）を町長に提出するものとする。

（償還金の支払猶予）

第13条 借受人は償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間、その他町長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書（別記様式第7号）を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書（別記様式第8号）を、当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（別記様式第9号）を、当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第14条 借受人は違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書（別記様式第10号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認書（別記様式第11号）を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは違約金支払免除不承認通知書（別記様式第12号）を、当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した償還免除申請書（別記様式第13号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障がいを受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書（別記様式第14号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは償還免除不承認通知書（別記様式第15号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第16条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第17条 借受人（保証人を立てる場合は、借受人又は、保証人）について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に変更を生じたときは、借受人はすみやかにその旨を町長に氏名等変更届（別記様式第16号）を提出しなければならない。ただし借受人が死亡したときは、同居の親族（保証人を立てる場合は、親族又は保証人）が代つてその旨を届け出るものとする。

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年7月10日規則第35号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、平成10年3月31日までの間使用することを妨げない。

附 則（平成31年3月27日規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の浜中町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月17日規則第9号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

診 断 書

氏 名		生年月日	年 月 日	性別	男・女
傷 病 名			負傷発病年月日	年 月 日	
障がいの部位			初 診 年 月 日	年 月 日	
既 往 症		既存障がい	治 ゆ 年 月 日	年 月 日	
療養の内容及び経過					
障がいの状態の詳細	(図で示すことができるものは図解すること)				
関節運動範囲	種類範囲				
	部位				
		右			
		左			
		右			
		左			
		右			
		左			
上記のとおり診断します。 郵便番号 _____ 電話番号 _____ 局番 _____ 病院又は所在地 _____ 診療所の名 称 _____ _____ 年 月 日 _____ 診療担当者 氏 名 _____ ㊟					

別記様式第2号（第6条の2関係）

災害援護資金借入申込書

※受付日		※受付番号		※受付者		※貸付番号	
被災日時	年 月 日 時		災 害 名				
被害の種類	1世帯主の負傷 2住居の全壊 3住居の半壊 4家財の損害		被害場所				
返す方法	1年賦 2半年賦 3月賦		いつまでに返せますか		年 月 (回)		
借入申込者について	フリガナ	氏 名		男 ・ 女	年 月 日生 (歳)		
	フリガナ	現住所		(方)	郵便番号	電話番号	
	本籍	職業		勤務先の名称と所在地			
	氏 名	世帯主との続柄	年 齢	健 否	職 業	収入 (月収)	勤務先・学校名
世帯の状況と収入							
収入合計	円		支出合計		円		
資産の状況	土地	(1)住宅 m ² (2)田畑 m ² (3)山林 m ²	住居の状況	(1)自家(2)借家(3)借間(4)同居			
建物	(1)自宅 m ² (2)その他 m ²	生活保護	年 月 日より受給 (生住教医)				
負債	(内容)		(金額)		円		
連帯保証人(下さい)が書いて	氏 名	男 ・ 女		年 月 日生 (歳)			
	現住所	本籍地					
	職業	月収	円	申込者との関係	家族数	人	
	資産	土地	(1)宅地 m ² (2)田畑 m ² (3)山林 m ²	勤務先	名称		
建物	(1)自宅 m ² (2)その他 m ²	所在地	電話 局 番				
この災害の前1年以内に被災したことの有無及びその状況					(有・無) (状況)		
この災害により世帯主が死亡又は重度障がい者となった事実の有無					(有・無)		
資金の使途	資金の使い方 総額		円		資金の内訳 合計		円
	に		円		災害援護資金で		円
	に		円		手持資金で		円
	に		円		その他 () で		円

被災時の具体的状況						負傷	全治	カ月	
住居の被害		(1)全壊		(2)半壊					
被害財の状況	品名	現在購入に要する費用	被害額	品名	現在購入に要する費用	被害額			
	和だんす			婦人用腕時計					
	整理だんす			畳(畳中で畳が被害)					
	洋服だんす			障子					
	鏡台			ふすま					
	腰掛机								
	本箱、本だな								
	食器戸だな			小計					
	食卓、茶台			その他被害のあつた家財					
	げた箱			品名	現在購入に要する費用	被害額			
	照明器具								
	じゆうたん								
	扇風機								
	石油ストーブ								
	電気やぐらこたつ								
	電気冷蔵庫								
	電気・ガス炊飯器								
	電気洗たく機								
	電気掃き機								
	ミシン								
電気アイロン									
自転車									
テレビ									
ラジオ									
柱時計									
目覚し時計						小計			
紳士用腕時計						合計			

上記のとおり災害援護資金を借入れたく申し込みます。
 年 月 日

借入申込者 ㊟

上記の借入れに対し、連帯して債務を負担します。
 年 月 日

連帯保証人 ㊟

浜中町長 様

別記様式第3号（第8条関係）

第 号

年 月 日

浜中町長 閣

様

災害援護資金貸付決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は、下記のとおり貸付けを決定いたしましたのでお知らせします。

記

貸付番号	第 号
貸付金額	円
据置期間	年 月 日から 年 月 日まで
償還期間	年 月 日から 年 月 日まで
償還方法	年賦・半年賦・月賦
利 子	年 パーセント

資金をお渡しする日と手続について

- 1 貸付金交付日 年 月 日
- 2 場所
- 3 ご持参なさるもの
 - (1) この通知書
 - (2) 同封の借用書
 - (3) あなたの印鑑
 - (4) あなたと保証人の印鑑証明書各1通

別記様式第4号（第8条関係）

第 号

年 月 日

浜中町長 印

様

災害援護資金貸付不承認決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は次の理由で不承認となりましたのでお知らせします。

（不承認の理由）

別記様式第6号（第12条関係）

繰上償還申出書

下記のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。

年 月 日

借受人住所
氏名

④

浜中町長 様

記

貸付番号
借受人氏名
貸付けを受けた日
貸付けを受けた金額
償還期限
償還金額
償還未済額
繰上償還をする日
繰上償還をする金額

別記様式第7号（第13条関係）

償還金支払猶予申請書

下記のとおり償還金の支払猶予を申請いたします。

年 月 日

借受人 住所
氏名 ㊦

連帯保証人 住所
氏名 ㊦

浜中町長 様

記

申請の理由 (具体的に)				
貸付の条件	借入金額	円	貸付番号	
	据置期間	1 3年 2 5年	希望猶予 期間等	月 ただし 年月日 第 回償還以降
	償還方法	1年賦 2半年賦 3月賦		
	償還期間	年月日から 年月日まで	変更後の 償還期間	年月日から 年月日まで
支払猶予期間 の根拠	(変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由)			

別記様式第8号（第13条関係）

第 号

年 月 日

浜中町長 様

様

支 払 猶 予 承 認 通 知 書

年 月 日申出のあった償還金の支払猶予については、次のとおり承認
となったのでお知らせいたします。

支払猶予承認期間 年 月 日から 月

変更後の償還期間 年 月 日から 年 月 日まで

別記様式第9号（第13条関係）

第 号

年 月 日

浜中町長

印

様

支 払 猶 予 不 承 認 通 知 書

年 月 日申出がありました償還金の支払猶予については、次の理由で不承認となりましたので、当初の計画により償還されるようお願いいたします。

（不承認の理由）

別記様式第10号（第14条関係）

違約金支払免除申請書

下記のとおり違約金の支払免除を申請します。

年 月 日

借受人 住 所
氏 名 ㊦

連帯保証人 住 所
氏 名 ㊦

浜中町長 様

記

貸付番号					
支払免除を申請する違約金の金額					円
内 容	回 数	期 別	元 金	利 子	申請日までの違約金
		年 月期			
違約金の支払免除を要する具体的な理由					

別記様式第11号（第14条関係）

第 号

年 月 日

浜中町長 目

様

違約金支払免除承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除については、下記のとおり承認されましたのでお知らせいたします。

記

年 月 日償還予定の第 回償還金元金 円、利子
円に係る 年 月 日における違約金 円の支払を免除いたします。

別記様式第12号（第14条関係）

第 号

年 月 日

浜中町長 印

様

違約金支払免除不承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除については、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

（理由）

なお、あなたの 年 月 日、償還予定の第 回償還金（元利合計 円）に係る違約金は 年 月 日現在 円となっておりますので至急償還を願います。

別記様式第13号（第15条関係）

災害援護資金償還免除申請書

貸付番号					
借受人名		貸付けを受けた日	年 月 日	貸付金額	円
償還方法	年賦・半年賦 ・月賦	償還期限	年 月 日	償還金額	円
免除申請額	円（償還未済額の全部で）				
免除申請理由及び理由発生年月日又は理由継続期間					
免除申請者	フリガナ氏名		男 ・ 女	年 月 日生	
	現住所				
	本籍				
	借受人との関係		職業		
	勤務先及び所在地				
借受人相又は続は人	フリガナ氏名		男 ・ 女	年 月 日生	
	現住所		借受人との続柄		
	職業		勤務先及び所在地		
保証人	フリガナ氏名		男 ・ 女	年 月 日生	
	現住所		借受人との関係		
	職業		勤務先及び所在地		
上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。					
年 月 日					
浜中町長 様				免除申請者	田

別記様式第14号（第15条関係）

第 号

年 月 日

浜中町長 閣

様

災害援護資金償還免除承認通知書

年 月 日申出のあつた災害援護資金の償還免除については、次のとおり行うことになりましたのでお知らせいたします。

（承認内容）

全部免除・一部免除

申請日現在の償還未済額

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

償還を免除した額

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

申請日現在の状況で今後償還を必要とする額

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年5パーセントの率で違約金がさらに加算されます。

別記様式第15号（第15条関係）

第 号

年 月 日

浜中町長 様

様

災害援護資金償還免除不承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

（不承認の理由）

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年5パーセントの率で違約金がさらに加算されます。

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

別記様式第16号（第17条関係）

氏 名 等 変 更 届

貸付番号			
借受人	氏名		住所
連帯保証人	氏名		住所
○で囲むこと 1 住所変更 2 改姓又は改名 3 死亡又は行方不明 4 その他	(変更の内容)		
災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり変更いたしましたのでお届けいたします。			
年 月 日			
借受人（又は同居の親族） 住 所 氏 名 ⑩			
連帯保証人 住 所 氏 名 ⑩			
浜中町長 様			

資料10 浜中町災害弔慰金等支給審査委員会要綱

令和元年9月30日

訓令第22号

浜中町災害弔慰金等支給審査委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜中町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和59年条例第6号)第17条第1項及び同条第3項の規定に基づき、支給審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 支給審査委員会の名称は、浜中町災害弔慰金等支給審査委員会(以下「委員会」という。)とし、委員5人以内で組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する者をもつて充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、特に必要がある認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉保健課において処理する。

附 則

1 この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

資料 1 1 浜中町災害見舞金等支給規則

昭和52年 4 月 1 日

規則第 1 号

改正 昭和63年11月 1 日規則第12号

平成 2 年 5 月 1 日規則第 6 号

平成 5 年 2 月 4 日規則第 1 号

平成 6 年11月 2 日規則第19号

平成10年 3 月23日規則第 8 号

平成15年10月 8 日規則第20号

平成23年 3 月30日規則第 2 号

平成24年 7 月 9 日規則第14号

浜中町災害見舞金等支給規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、浜中町内において災害を受けた者に対し、応急援護として災害見舞金等（以下「見舞金等」という。）を支給し、町民の福祉の増進を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 火災又は暴風、豪雪、洪水、地震、高潮、津波、海難その他自然災害で、町長が認めたものをいう。
- (2) 建物 住宅及び牛馬等家畜の飼育に供している施設（以下「畜舎等」という。）若しくは海産物等の収納している施設（以下「漁舎等」という。）をいう。
- (3) 被害者 災害により被害を受けた者で、現に本町に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本町の住民基本台帳に記録されている者をいう。

第 3 条 見舞金等は、次に掲げる被害者（第 1 号の場合は、その世帯主）又はその遺族若しくはその保護者に支給する。ただし、死亡した場合は弔慰金として支給する。

- (1) 災害により建物が焼失、損壊、流失、浸水等の被害を受けた世帯
- (2) 災害により死亡した者
- (3) 災害による負傷のため10日以上入院治療をした者

(支給の認定)

第 4 条 町長は、被害の状況等を調査し、見舞金等の支給の可否を認定する。

(見舞金等の額)

第 5 条 見舞金等の額は、別表のとおりとする。

(適用除外)

第 6 条 見舞金等は、被害者が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けたときはこれを支給しない。

2 死亡に係る見舞金等は、浜中町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和59年浜中町条

例第6号)による災害弔慰金の支給をうけたときはこれを支給しない。

附 則

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年11月1日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和63年11月1日から適用する。

附 則 (平成2年5月1日規則第6号)

この規則は、平成2年5月1日から施行する。

附 則 (平成5年2月4日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年11月2日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年3月23日規則第8号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年10月8日規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月30日規則第2号)

この規則は、平成23年3月30日から施行する。

附 則 (平成24年7月9日規則第14号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

別表第1

被害の区分		支給区分	金額	
			単身の世帯	2人以上の世帯
住宅被害	全焼、全壊、流失、埋没	1世帯につき	円 50,000	円 100,000
	半焼、半壊、半流失、半埋没、床上浸水	1世帯につき	円 20,000	円 50,000
死亡		1人につき	円 100,000	
負傷 (10日以上入院治療)		1人につき	円 20,000	
船舶 漁舎等(倉庫、乾燥機 小屋)被害 蓄舎等(牛舎、草舎、 農機具庫)	全焼、全壊、流失、埋没	1棟(1隻)につき	円 50,000	
	半焼、半壊、半流失、半埋没	1棟(1隻)につき	円 20,000	

別表第2

平成5年1月15日発生の釧路沖地震に係る見舞金

被害区分	支給区分	金額	
		単身世帯	2人以上の世帯
建物	被害額100万以上	20,000円	30,000円
負傷 (1人につき)	10日以上入院		50,000円
	10日未満入院		30,000円
	1カ月以上の通院		50,000円
	1週間以上の通院		20,000円
	1週間未満の通院		10,000円

別表第3

平成6年10月4日発生の北海道東方沖地震に係る見舞金

被害区分	支給区分	金額	
		単身世帯	2人以上の世帯
建物	被害額100万円以上	20,000円	30,000円
負傷 (1人につき)	10日以上入院		50,000円
	10日未満入院		30,000円
	1カ月以上の通院		50,000円
	1週間以上の通院		20,000円
	1週間未満の通院		10,000円

別表第4

平成15年9月26日発生の平成15年十勝沖地震に係る見舞金

被害区分	支給区分	金額	
		単身世帯	2人以上世帯
建物	被害額100万円以上	20,000円	30,000円
負傷 (一人につき)	10日以上入院		50,000円
	10日未満入院		30,000円
	1カ月以上の通院		50,000円
	1週間以上の通院		20,000円
	1週間未満の通院		10,000円

別表第5

平成23年3月11日発生の東北地方太平洋沖地震に係る見舞金

支給区分	金額
被害額100万円以上	50,000円
被害額10万円以上100万円未満	20,000円

資料 1 2 浜中町災害時要援護者支援制度実施要綱

平成24年4月1日

訓令第6号

浜中町災害時要援護者支援制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害時要援護者のうち災害時に支援が必要とされる者を対象として、本人の申し込みにより浜中町（以下「本町」という。）が作成した災害時要援護者名簿（以下「名簿」という。）をあらかじめ地域の協力機関に提供し、登録した災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が迅速かつ的確に避難できるよう、地域における共助による避難支援体制作りを進める「災害時要援護者支援制度」を実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(登録対象者)

第2条 本制度に登録できる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、自力又は家族等の支援のみでは災害時に避難が困難で、避難支援を受けるために、本町が保有する個人情報目的外利用及び協力機関への提供について同意し、かつ、在宅で生活している者とする。

- (1) 要介護3以上の者
- (2) 身体障害者手帳2級以上を所持する者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- (4) 療育手帳Aを所持する者
- (5) その他支援を必要としている者

(協力機関)

第3条 この要綱において、協力機関とは、次のとおりとする。

- (1) 町内会・自治会
 - (2) 民生委員・児童委員
 - (3) その他災害時要援護者の支援又は地域福祉に関わる活動を行っている団体
- 2 協力機関は、災害時に、名簿に登録された要援護者（以下「登録者」という。）に対し、地域で災害情報の伝達、安否確認及び避難支援等（以下「支援等」という。）を行うものとする。
- 3 協力機関は、平素から要援護者の状況の把握や支援者の確保など必要な体制の構築に努めるものとする。

(登録の手続き等)

第4条 名簿への登録を希望する者は、災害時要援護者支援調査票兼申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）により町長に申請するものとする。

- 2 登録希望者が障がい等により登録の手続きが困難な場合には、代理により申請することができるものとする。
- 3 登録希望者は、次条で定める登録情報の協力機関への提供について同意するものとする。

4 町長は、第1項の規定に基づく登録申請が行われた場合、申請内容について審査し、速やかに名簿に登録するものとする。

(登録情報)

第5条 名簿に登録される登録情報は、次のとおりとする。

- (1) 登録番号
- (2) 氏名カナ
- (3) 氏名漢字
- (4) 年齢
- (5) 性別
- (6) 住所
- (7) 連絡先
- (8) 世帯状況
- (9) 身体状況
- (10) 介護保険要支援・要介護認定区分
- (11) 身体障害（障害等級・障害区分）
- (12) 知的障害（障害程度）
- (13) 精神障害（障害等級）

(登録内容の変更)

第6条 登録者は、登録申請時に自ら提供した情報について変更が生じた場合は、申請書により、速やかに町長に届け出るものとする。

2 町長は、前項の規定による届出を受けたときは、速やかに名簿の登録内容（以下「名簿情報」という。）を変更するものとする。

3 町長は、名簿の登録項目に変更があったことを知った場合で、登録者から第1項の規定に基づく変更の申出がなされなかったときは、職権により名簿情報の変更をすることができるものとする。

(名簿の提供)

第7条 町長は、第4条の規定に基づき新規に名簿を作成したとき及び前条の規定により名簿登録情報の変更を行ったときは、速やかに名簿を協力機関に提供するものとする。

(受領書の提出)

第8条 協力機関は、前条の規定により名簿を受領したときは、速やかに災害時要援護者の名簿受領書（第2号様式）を町長に提出しなければならない。

(名簿情報の保護)

第9条 協力機関は、第7条の規定により名簿の提供を受けたときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 名簿情報の漏えいや拡散がないよう適切に管理すること。
- (2) 災害時の避難支援活動以外の目的に使用しないこと。
- (3) 町内会・自治会、その他の団体においては、原則として組織の代表者が名簿を管理すること。

- (4) 名簿は原則として複写しないこと。
- (5) 協力機関において、組織の代表者以外の者が支援者となる場合は、当該支援者が受け持つ要援護者に係る情報のみを必要かつ最小限の範囲で伝えること。
- 2 協力機関は、前項各号に掲げる事項に反した場合には、速やかに町長に報告しなければならない。
- 3 町長は、協力機関に名簿情報の保護に関して、必要に応じ指示又は調査を行うことができる。

(登録の抹消)

第10条 登録者は、登録情報の抹消を求める場合には、災害時要援護者支援制度登録内容変更・抹消届出書を町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の届出があったときは、速やかに登録の抹消をするものとする。
- 3 町長は、登録者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、登録を抹消することができるものとする。
 - (1) 登録者が死亡したとき。
 - (2) 登録者が町外に転出したとき。
 - (3) 登録者が第2条の要件に該当しなくなったと認められるとき。

(町の責務)

第11条 町は、この要綱に基づき実施される災害時要援護者支援制度について、次の事項について配慮しなければならない。

- (1) 真に支援が必要な要援護者からの名簿登録を促進するため、地域との連携等による普及啓発を実施すること。
- (2) 地域の協力機関の支援体制構築に当たっての指導・助言など、必要な支援を実施すること。

(補則)

第12条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

第1号様式

災害時要援護者支援調査票兼申請書

(新規・変更・廃止)

調査年月日	平成 年 月 日
調査員	

調査対象者			
フリガナ		生年月日	明・大・昭・平 年 月 日 歳
氏名		性別	男・女 血液型
住所	〒 - 浜中町	電話番号	- -
		携帯番号	- -

緊急時連絡先			
一人目	氏名	電話番号	- - 携帯番号 - -
	住所		関係
二人目	氏名	電話番号	- - 携帯番号 - -
	住所		関係

避難の情報	
歩行状況	① 自立 ② 杖歩行 ③ 一部介助が必要 ④ 這って移動 ⑤ 歩けない
行動範囲	① 単独外出 ② 家の周り ③ 家内のみ ④ 床の上
避難支援状況	① 災害時に自分で避難できる。 } 避難先 ② 家族等の手助けがあれば避難できる。 } () ③ 全面的な支援がなければ避難できない。

浜中町長様

私は、浜中町災害時要援護者支援制度の趣旨に賛同し、同制度に登録することを希望します。また、私が届け出た上記等の個人情報を、災害時の避難支援等のために、町の関係部署や協力機関に提供されることに同意します。

申請者署名

申請者署名ができない方は

代理者署名

代理者住所

申請者との関係

☎ - -

第2号様式

災害時要援護者名簿受領書

平成 年 月 日

浜 中 町 長 様

機 関 名

住 所

氏 名

⑩

浜中町から当該地域の災害時要援護者名簿（以下、「名簿」という。）を受領しました。

なお、名簿に記載された情報については、個人情報保護の観点を十分尊重し、名簿情報の漏洩や拡散がないよう適切に管理すること、及び災害時の避難支援活動以外の目的に使用しないことを遵守します。

資料 1 3 災害危険区域内の建築制限条例

昭和35年 9 月28日

条例第20号

災害危険区域内の建築制限条例

(趣旨)

第 1 条 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条の規定による災害危険区域の指定及び災害危険区域内における建築物の建築の制限は、この条例の定めるところによる。

(災害危険区域の指定)

第 2 条 建築基準法第39条第 1 項の規定による災害危険区域として次の区域を指定する。

霧多布、新川、暮帰別及び榊町の区域のうち、国又は、地方公共団体の築造する防潮堤及び防潮堤築造予定線からそれぞれ海面までの地域

(建築物の建築の制限)

第 3 条 災害危険区域内においては住居の用に供す建築物は建築してはならない。但し、次の各号に掲げる建築物については、この限りでない。

- (1) 季節的な仮設のもの
- (2) 主要構造部（屋根及び階段を除く）を鉄筋コンクリート造又は、これに準ずる構造とするもの
- (3) 基礎コンクリートとし、その高さを防潮堤の高さと同等以上とするもの
- (4) 地盤面の高さを防潮堤の高さと同等以上とした地盤に建築するもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1 4 災害情報等報告取扱要領

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報等を釧路総合振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で町の被害が軽微であっても釧路総合振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- (6) 災害状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった災害

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害情報報告（別記第1号様式）により速やかに報告すること。

この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

ア 速報

被害発生後、直ちに被害状況報告（別記第6号様式）により件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、被害状況報告（別記第6号様式）により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に被害状況報告（別記第6号様式）により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1) 及び(2) によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、資料48のとおりとする。

4 災害情報等連絡責任者

情報等連絡責任者は防災対策室、その代理者には、防災係長をあてるものとする。

資料 15 北海道雪害対策実施要綱

第1 目的

この要綱は、北海道地域防災計画の定めるところにより、大雪、暴風雪及びなだれ等の災害(以下、「雪害」という。)に対処するため、防災関係機関の実施事項を定めるとともに、市町村との連携を図り、雪害対策の総合的な推進を図ることを目的とする。

第2 防災会議の体制

1 連絡部の設置

雪害に関する予防対策及び応急対策の円滑な実施を図るため、北海道防災会議に次の機関で構成する「北海道雪害対策連絡部」(以下、「連絡部」という。)を設置する。

北海道開発局、北海道農政事務所、北海道運輸局、札幌管区气象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察本部、北海道、公益財団法人北海道消防協会、全国消防長会北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社、日本放送協会札幌放送局、東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社NTTドコモ北海道支社、KDDI株式会社北海道総支社、ソフトバンク株式会社、日本赤十字社北海道支部、北海道電力株式会社

2 設置期間

11月1日から3月31日まで

3 連絡部の任務

連絡部の任務は、次のとおりとする。

- (1) 雪害に関する各種情報の収集等
- (2) 雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡調整及び迅速な情報の交換
- (3) 雪害に対処するための除雪機械等に関する資料の収集
- (4) 雪害時における定時報告

9時13時17時

- (5) その他雪害対策に必要な事項

4 連絡部の招集

連絡部の招集は、雪害に関する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等が発表され、事務局が札幌管区气象台と協議して、必要と認めたとときに行う。

また、事務局は必要に応じて、雪害による交通障害対策に迅速かつ的確に当たるため、連絡部関係機関の職員の招集を求めることができる。

5 連絡部の運営

連絡部は、連絡部を構成する機関の職員のうちから、当該機関の長が指名する職員をもって運営する。

連絡部の事務局は、北海道総務部危機対策局危機対策課内に置く。

第3 対策実施目標

雪害対策の期間及び実施目標は、次のとおりとする。

1 第一次目標

- (1) 期間11月～12月中旬
- (2) 目標除雪機械車両等の整備点検

2 第二次目標

- (1) 期間12月～3月
- (2) 目標豪雪等雪害に対処する除雪・排雪の推進

第4 防災関係機関の予防対策

1 気象観測及び情報収集

(1) 札幌管区気象台

札幌管区気象台は、必要と認める場合は観測資料及び雪害に関係のある特別警報・警報・注意報並びに情報等を連絡部に通報する。また、気象官署及びアメダスで観測した積雪について、積雪の状況を勘案し、毎日、「積雪速報」を作成し、札幌管区気象台のホームページに掲載することをもって通報に代える。

(2) 北海道開発局

北海道開発局は、事務所及び事業所等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(3) 北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社

北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社(以下「北海道旅客鉄道株式会社等」という。)は、駅等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により列車ダイヤに大きな支障が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(4) 北海道

北海道は、出張所等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により災害が予想される場合は、連絡部へ通報する。

また、関係機関及び民間企業や地域住民等から地域的な異常気象の情報等の提供を受け、その状況により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(5) 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社は、事務所及び事業所等で気象監視用カメラ等で把握した積雪状況等により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

2 交通、通信、送電及び食料の確保

(1) 北海道開発局

北海道開発局が管理する道路で冬期間24時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。

(2) 北海道

北海道が管理する道路で冬期間除雪を行い、除雪作業による交通確保目標は路線の区分に応じて次のとおりである。なお、夜間除雪を実施しない区間には、看板を設置し、夜間除雪未実施についての周知に努める。

種類	標準交通量	除雪目標
第1種	1,000台/日以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、交通を確保する。 異常降雪等においては、極力2車線確保を図る。
第2種	300台/日以上 1,000台/日未満	2車線(5.5m)以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。 異常降雪等においては、極力1車線以上の確保を図る。
第3種	300台/日未満	2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては1車線(4.0m)幅員で待避所を設ける。 異常降雪時においては、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする。

(3) 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社が管理する道路で冬期間24時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。

(4) 北海道警察本部

北海道警察は、雪害による交通の混乱を防ぐため、必要により道路管理者と協議のうえ通行の禁止、制限等の措置を講ずるものとする。

(5) 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、雪害による列車ダイヤに支障を来さないよう除雪に努めるものとする。

なお、雪害時においては、通勤、通学及び緊急必需物資の輸送に重点を置くものとする。

(6) 東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社NTTドコモ北海道支社、KDDI株式会社北海道総支社及びソフトバンク株式会社

東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社NTTドコモ北海道支社、KDDI株式会社北海道総支社及びソフトバンク株式会社（以下「東日本電信電話株式会社北海道事業部等」という。）は、雪害により電気通信に支障を来さないよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 北海道電力株式会社

北海道電力株式会社は、着氷雪、風圧及び荷重に耐える設備の増強を図り、雪害により送電に支障を来さないよう努めるものとする。

(8) 北海道農政事務所

北海道農政事務所は、応急用食料の調達・供給に関する連絡調整等を行うものとする。

(9) 北海道運輸局

北海道運輸局は、雪害時における旅客及び貨物の円滑な輸送の確保に努めるものとする。

3 なだれ防止策

住民に被害を及ぼすおそれのある、なだれの発生が予想される箇所を地域住民に周知さ

せるため、関係機関は、自己の業務所管区域のなだれの発生が予想される箇所に、標示板による標示を行う等の措置を講ずるものとする。

(1) 北海道開発局

北海道開発局は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、随時パトロールを実施するとともに、必要に応じてなだれ防止柵設置等の整備に努めるものとする。

(2) 北海道

北海道は、標示板による標示を行うほか、なだれの発生が予想される箇所の巡視を強化するものとする。

(3) 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、なだれの発生が予想される地点に、防護柵を設置する等の防災設備の増加に努めるとともに、状況に応じ線路警戒運転規制を実施し、列車運転の安全を期するものとする。

4 排雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設定に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

(1) 雪捨場は、交通に支障のない場所を設定すること、止むを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避場を設ける等交通の妨げにならないよう配慮するものとする。

(2) 河川等を利用し、雪捨場を設定する場合は、河川の流下能力の確保に努め、溢水災害等の発生防止に十分配慮するものとする。

5 住民への啓発

連絡部の各機関は、日ごろからそれぞれの立場において、又は関係機関と連携・協力して雪害による被害防止に関する情報を住民に対し周知・啓発することに努めるものとする。

第5 防災関係機関の警戒体制

1 北海道開発局

(1) 北海道開発局は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地指定観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、北海道開発局防災対策事務規程の定める体制に入るとともに、自己の管理する地域の状況の把握に努めるとともに、市町村に対し、積極的な防災支援を講ずるものとする。

(2) 雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止、制限等の通行規制を行う等所要の対策を講ずるものとする。

2 北海道

(1) 北海道は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地指定観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、道地域防災計画に定める非常配備体制に入るとともに、道関係出先機関に対し警戒体制を指示するものとする。

なお、状況に応じ自己の管理する地域へ連絡員を派遣し、状況の把握に努めるとともに、市町村に対し、積極的な防災支援を講ずるものとする。

(2) 雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止、制限等の通行規制を行う等所

要の対策を講ずるものとする。

(3) 雪害の発生が予想される場合は、必要によりNHK及び関係報道機関に対して住民に向けた注意喚起等の放送要請等、所要の対策を講ずるものとする。

3 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地気象観測所の情報並びに現地巡回等の情報等を勘案し、必要と認める場合は、東日本高速道路株式会社北海道支社雪氷対策要領に定める体制に入り交通の確保に努めるものとする。

4 北海道警察本部

北海道警察は、雪害の発生が予想されるときは、北海道警察災害警備計画に定める体制を整えるものとし、必要により道路管理者と協議のうえ、通行の禁止、制限等所要の対策を講ずるものとする。

5 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、雪害の発生が予想されるときは、警備体制に入り、その状況により、除雪に要する人員の確保、運転規制等を実施するものとする。

6 東日本電信電話株式会社北海道事業部等

東日本電信電話株式会社北海道事業部等は、雪害の発生が予想されるときは、警戒体制に入り、その状況により、巡視点検、安全上必要な防護、要員の配置等を実施し、電気通信の確保に努めるものとする。

7 北海道電力株式会社

北海道電力株式会社は、雪害の発生が予想されるときは、当該管轄地域毎に警戒体制に入り、状況により臨時巡視するとともに、既に配備済の復旧資器材の点検、整備及び人員の確保等に努めるものとする。

8 NHK及び関係報道機関

NHK及び関係報道機関は、雪害に関する情報を積極的に報道し、一般住民の雪害に対する注意喚起及び緊急時の避難等について所要の報道体制を整えるものとする。

9 その他の機関

その他の機関は、それぞれの立場において雪害発生時における応急措置の体制を整えるものとする。

第6 避難救出措置等

1 北海道

(1) 雪害の発生により応急対策を実施する場合は、当該市町村と緊密な連絡をとり、北海道地域防災計画の定めるところにより、避難、救出、給水、食料供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとする。

(2) 雪害の状況により必要があると認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

2 北海道警察本部

(1) 雪害により住民の生命身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧める

とともに、急を要するときで、市町村長が避難の指示ができないと認めるとき、又は、市町村長から要請のあったときは、避難を指示して誘導するものとする。

(2) 雪害による被害者の救出、行方不明者の捜索を実施するものとする。

第7 災害対策本部の設置等

雪害により防災関係機関が災害対策本部を設置したときは、連絡部にその状況を通報するものとする。連絡部は、その状況を他の防災関係機関に連絡し、災害対策の一本化を図るものとする。

第8 総合振興局又は振興局協議会の体制

総合振興局又は振興局協議会は、本要綱に準じ、雪害対策地方連絡部を設置する等、雪害に対処する所要の措置を講ずるとともに管下市町村における雪害対策の積極的な指導を実施するものとする。

第9 市町村の体制

市町村は、雪害対策を積極的に実施するため、本要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

- 1 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 雪害情報の連絡体制を確立すること。
- 3 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。
- 4 積雪における消防体制を確立すること。
- 5 雪害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料等の供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。
- 6 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。
 - (1) 食料、燃料等の供給対策
 - (2) 医療対策
 - (3) 応急教育対策
- 7 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。
- 8 雪捨場の設定にあたっては、交通障害及び溢水災害等の発生防止について十分配慮すること。

資料 15 北海道融雪災害対策実施要綱

第 1 目的

この要綱は、北海道地域防災計画の定めるところにより融雪災害に対処する防災関係機関の実施事項を定めるとともに、市町村との連携を図り、融雪災害対策の総合的な推進を図ることを目的とする。

第 2 防災会議の体制

1 連絡部の設置

融雪災害に関する予防対策及び応急対策の円滑な実施を図るため、北海道防災会議に次の機関で構成する「北海道融雪災害対策連絡部」(以下「連絡部」という。)を設置する。北海道開発局、北海道運輸局、札幌管区气象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察本部、北海道、公益財団法人北海道消防協会、全国消防長会北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社NTTドコモ北海道支社、KDDI株式会社北海道総支社、ソフトバンク株式会社、日本放送協会札幌放送局、電源開発株式会社東日本支店北海道事務所、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社、北海道電力株式会社

2 設置期間

3月15日から6月15日まで

3 連絡部の任務

- (1) 融雪災害対策に関する各種情報の収集
- (2) 融雪災害対策に関する関係機関相互の連絡調整及び情報交換
- (3) 融雪災害時における定時報告9時、13時、17時
- (4) その他融雪災害対策に必要な事項

4 連絡部の招集

連絡部は、北海道防災会議常任幹事である北海道総務部危機対策局危機対策課長が必要と認めた場合に招集する。

5 連絡部の運営

連絡部は、連絡部を構成する機関のうちから、当該機関の長が指名する職員をもって運営する。

連絡部の事務局は、北海道総務部危機対策局危機対策課内に置く。

第 3 予防対策

1 気象情報及び積雪状況の把握

- (1) 札幌管区气象台は、積雪状況等の観測資料及び融雪災害に関する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を連絡部及び関係機関に通報するものとする。また、気象官署及びアメダスで観測した積雪について、積雪の状況を勘案し、毎日、積雪速報を作成し、札幌管区气象台のホームページに掲載することをもって通報に代える。
- (2) 北海道旅客鉄道株式会社は、所属の観測所が観測した積雪に関する情報等を随時気象

官署に通報するものとする。

また、道路管理者は、パトロール等により確認した積雪・融雪に関する情報等について、必要に応じ気象官署に通報するものとする。

- (3) 連絡部は、積雪状況及び融雪状況を把握するため、随時現地調査を実施するほか、必要と認める場合は、航空査察を実施するものとする。

2 融雪出水対策

- (1) 北海道開発局及び北海道は、融雪出水期における警戒地域を調査して連絡部に通報するとともに、関係市町村等と事前に予防対策を樹立し、常に警戒に当たるものとし、水防用資器材及び通信機材の整備点検を行うものとする。

- (2) 河川管理者は、河川が融雪、結氷、捨雪及びじんかい等により河道が著しく狭められ出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、あわせて、樋門、樋管等河川管理施設の整備点検を十分行うとともに、堰、水門等河川工作物の管理者並びに河川の上流部に集積している木材の搬出等について関係者に指導を行い、流下能力の確保を図るものとする。

- (3) ダム、貯水池等(以下「ダム等」という。)水防上重要な施設の管理者(以下「ダム管理者等」という。)は融雪出水前に管理施設の整備点検を十分行うとともに、ダム等の放流を行う場合は、ダム等操作規則等に基づき下流に急激な水位の変動を生じないように留意し、関係機関及び地域住民への伝達が的確かつ迅速に行われるよう、通報体制の確立を図るものとする。

3 なだれ等対策

- (1) 道路管理者は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、パトロールを行うとともに、地域住民、生徒、児童及びドライバーに対し、新聞、テレビ、ラジオ等を利用して広報活動を積極的に行うものとする。

また、気象情報を把握し、なだれの発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の通行規制等の措置を講ずるものとする。

- (2) 北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社は、常になだれの発生が予想される地点の状況の把握に努め、状況に応じ線路警戒、運転規制を実施し、列車の安全運転を期するものとする。

- (3) 関係防災機関は、融雪期に警戒が必要な崖崩れ及び地滑り等について、日ごろから市町村等と連携して住民に対する啓発に努めるとともに必要な措置を講ずるものとする。

4 交通の確保

道路管理者は、積雪、捨雪及びじんかい等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図るものとする。

5 通信及び送電の確保

東日本電信電話株式会社北海道事業部等及び北海道電力株式会社は、融雪出水及びなだれにより電気通信及び送電に支障を来さないよう十分配慮するものとする。

6 広報活動

- (1) 防災関係機関は、融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が十分得られるよう、あ

らゆる広報媒体を通じ、水防思想の普及徹底に努めるものとする。

- (2) 日本放送協会札幌放送局及び関係報道機関は、融雪に関する情報を積極的に報道し住民の融雪出水、なだれ等に関する注意を喚起し、緊急時の避難等について、所要の報道体制を整えるものとする。

第4 応急対策

1 防災関係機関の措置

防災関係機関は、融雪出水、なだれ等による災害が発生した場合は、直ちにその状況を連絡部に通報するとともに関係機関と緊密な連携を保ち、所要の措置を講ずるものとする。

2 避難・救出等の措置

- (1) 北海道は、融雪災害の発生により応急対策を実施する場合は、当該市町村と緊密な連絡をとり北海道地域防災計画の定めるところにより避難、救出、給水、食料供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとし、災害の態様により必要と認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。
- (2) 北海道警察本部は、融雪、なだれ、崖崩れ及び地滑り等の災害により住民の生命、身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧めるとともに急を要するときで市町村長の指示ができないと認めるとき、又は市町村長からの要請があったときは避難を指示して誘導するものとする。

第5 災害対策本部の設置等

融雪災害により防災関係機関が災害対策本部を設置したときは、連絡部にその状況を通報するものとする。

連絡部は、その状況を他の防災関係機関に連絡し、災害対策の一本化を図るものとする。

第6 総合振興局又は振興局協議会の体制

総合振興局又は振興局協議会は、本要綱に準じ、融雪災害対策地方連絡部を設置するなど、融雪災害に対処する所要の措置を講ずるとともに、管下市町村における融雪災害対策の積極的な指導を行うものとする。

第7 市町村の体制

市町村は、融雪災害対策を積極的に実施するため、本要綱に準じ所要の措置を講ずるとともに、特に次の事項に十分留意するものとする。

- 1 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- 3 融雪出水、なだれ、崖崩れ、地滑り発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
- 4 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- 5 融雪災害時に適切な避難勧告、避難指示（緊急）の発令ができるようにしておくこと。

- 6 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難・救助体制を確立すること。
- 7 水防資器材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- 8 道路側溝及び排水溝などの流下能力確保のため、住民協力による氷割デー、河道清掃デー等の設定に努めること。
- 9 融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

【各種資料】

資料 1 7 防災関係機関等連絡先

1 浜中町

名 称	所 在 地	電話番号
浜 中 町 役 場	厚岸郡浜中町湯沸445番地	0153-62-2111 (代表) 0153-62-2138 (防災係タケノコ) 0153-62-2229 (F A X)
浜 中 支 所	厚岸郡浜中町浜中桜東36番地	0153-64-2111 0153-64-2002 (F A X)
茶 内 支 所	厚岸郡浜中町茶内栄81番地	0153-65-2111 0153-65-2432 (F A X)
浜中町教育委員会	厚岸郡浜中町湯沸445番地	0153-62-2111 (代表) 0153-62-2115 (F A X)
総合文化センター	厚岸郡浜中町霧多布西3条1丁目47番地	0153-62-3131 0153-62-2841 (F A X)
霧多布温泉ゆうゆ	厚岸郡浜中町湯沸432番地	0153-62-3726 0153-62-5526 (F A X)
農業者トレーニングセンター	厚岸郡浜中町茶内橋北東33番地	0153-65-2266
茶内コミュニティセンター	厚岸郡浜中町茶内若葉1丁目10番地	0153-65-2079
MO-TTOかぜて	厚岸郡浜中町浜中東6線66番地	0153-64-3000
浜中農村環境改善センター	厚岸郡浜中町浜中桜東36番地	0153-64-2046
姉別農村環境改善センター	厚岸郡浜中町姉別3丁目41番地	0153-68-6050
町立浜中診療所	厚岸郡浜中町霧多布東3条1丁目40番地	0153-62-2233
町立浜中歯科診療所	厚岸郡浜中町霧多布東2条1丁目102番地	0153-62-2854
町立茶内歯科診療所	厚岸郡浜中町茶内緑100番地	0153-65-2166
総合体育館	厚岸郡浜中町暮掃別西1丁目151番地	0153-62-3144 0153-62-3145 (F A X)
学校給食センター	厚岸郡浜中町桜東32番地	0153-64-2917 0153-64-3200 (F A X)
スクラム21	厚岸郡浜中町桜東38番地	0153-64-2350
湿原センター	厚岸郡浜中町四番沢103番地19	0153-65-2779 0153-65-2774 (F A X)
西円浄水場	厚岸郡浜中町西円朱別西17線398番地	0153-65-2052
霧多布クリーンセンター	厚岸郡浜中町暮掃別東3丁目19番地	0153-62-4111
衛生センター	厚岸郡浜中町茶内東5線36番地	0153-64-2725 0153-64-2333 (F A X)
廃棄物最終処分場	厚岸郡浜中町茶内東5線46番地	0153-64-2460 0153-64-2460 (F A X)
リサイクルセンター	厚岸郡浜中町茶内東5線48番地	0153-64-2075

【各種資料】

2 消防機関

名称	所在地	電話番号
釧路東部消防組合本部	厚岸郡厚岸町宮園2丁目414番地2	0153-52-5111 0153-52-4332 (FAX)
浜中消防署	厚岸郡浜中町霧多布西1条1丁目23番地	0153-62-2150 0153-62-3587 (FAX)
茶内分遣所	厚岸郡浜中町茶内栄79番地	0153-65-2310
浜中消防団本部 ・第1分団	厚岸郡浜中町霧多布西1条1丁目23番地	0153-62-2150
第1分団榑町	厚岸郡浜中町榑町305番地	0153-64-2307
第2分団	厚岸郡浜中町浜中桜東33番地	0153-64-2735
第3分団	厚岸郡浜中町茶内栄79番地	0153-65-2310
第4分団	厚岸郡浜中町火散布153番地	0153-67-2011
第5分団	厚岸郡浜中町琵琶瀬171番地	0153-62-3515
第6分団	厚岸郡浜中町姉別2丁目47番地	0153-68-6144
第7分団	厚岸郡浜中町奔幌戸410番地	0153-64-2729
賞人詰所	厚岸郡浜中町賞人191番地	0153-68-6244

3 指定地方行政機関

名称	所在地	電話番号
北海道総合通信局	札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎	011-709-2311
北海道管区行政評価局 釧路行政監視行政相談センター	釧路市南浜町5番9号 釧路港湾合同庁舎	0154-23-7136
北海道財務局 釧路財務事務所	釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎	0154-32-0701
北海道厚生局	札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎	総務課 011-709-2311 (内線3911)
北海道労働局 釧路労働基準監督署	釧路市柏木町2-12	0154-42-9712
北海道労働局 釧路公共職業安定所	釧路市富士見3-2-3	0154-41-1204
北海道農政事務所 釧路地域拠点	釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎	0154-23-4401
北海道森林管理局 根釧西部森林管理署	釧路市千歳町6-11	0154-41-7126
北海道経済産業局	札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎	011709-1773
北海道産業保安監督部 釧路産業保安監督署	釧路市南浜町5番9号 釧路港湾合同庁舎	0154-23-3210
北海道開発局 釧路開発建設部	釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎	防災対策官 0154-24-7364 0154-25-9022 (FAX)

【各種資料】

3 指定地方行政機関（つづき）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
(釧路道路事務所)	釧路市貝塚3丁目3-15	0154-41-8101
(根室道路事務所)	根室市敷島町1丁目5番地	0153-24-4188
(根室港湾事務所)	根室市琴平町1丁目38番地	0153-24-4355
北海道運輸局 釧路運輸支局	釧路市鳥取大通6丁目2番13号	0154-51-2522
東京航空局 釧路空港事務所	釧路市鶴丘2-260	0153-23-4101
北海道地方測量部	札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎	011-709-2311
釧路地方气象台	釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎	防災管理官 0154-31-5146
釧路海上保安部	釧路市南浜町5番9号 釧路港湾合同庁舎	警備救難課 0154-23-3283
釧路海上保安部 釧路航空基地	釧路市鶴丘2	0154-57-4118
北海道地方環境事務所 釧路自然環境事務所	釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎	0154-32-7500
北海道防衛局	札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎	地方調整課 011-272-7571（内線2443）

4 自衛隊

名 称	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊 第5旅団 第27普通科連隊	釧路郡釧路町別保112 釧路駐屯地	第2中隊第3科 0154-40-2011 0154-40-2011（FAX）

5 北海道

名 称	所 在 地	電 話 番 号
釧路総合振興局	釧路市浦見2丁目2-54	地域政策課 0154-43-9144 0154-42-2116（FAX）
釧路総合振興局 釧路建設管理部	釧路市双葉町6-10	0154-23-6111
(厚岸出張所)	厚岸郡厚岸町宮園3丁目140番地	0153-52-3615 0153-52-2009（FAX）
釧路総合振興局 保健環境部 保健行政室 (釧路保健所)	釧路市城山2丁目4-22	0154-65-5811 0154-65-5352（FAX）
釧路総合振興局 釧路家畜保健衛生所	釧路市大楽毛127-1	0154-57-8775
釧路総合振興局 森林室	厚岸郡厚岸町梅香1丁目8番地	0153-52-2165 0153-52-4481（FAX）

【各種資料】

5 北海道（つづき）

名 称	所 在 地	電話番号
釧路総合振興局 釧路農業改良普及センター 釧路東部支所	厚岸郡浜中町茶内橋北東31番地	0153-65-2021 0153-65-2037

6 北海道警察

名 称	所 在 地	電話番号
北海道釧路方面本部 厚 岸 警 察 署	厚岸郡厚岸町真栄 1 丁目 7 番地	0153-52-0110 0153-52-7180 (F A X)
(霧多布駐在所)	厚岸郡浜中町霧多布西 2 条 1 丁目 62 番地	0153-62-2151
(茶内駐在所)	厚岸郡浜中町茶内橋北東 41 番地	0153-65-2151
(浜中駐在所)	厚岸郡浜中町浜中桜北 122 番地	0153-64-2151

7 北海道教育委員会

名 称	所 在 地	電話番号
北海道教育委員会 釧 路 教 育 局	釧路市浦見 2 丁目 1 - 1	0154-43-9271

8 指定公共機関

名 称	所 在 地	電話番号
日本郵便株式会社 北 海 道 支 社 (霧多布郵便局)	厚岸郡浜中町霧多布西 2 条 1 丁目 46 番地	0153-62-2160 0153-62-2178 (F A X)
(茶内郵便局)	厚岸郡浜中町茶内本町 41 番地	0153-65-2050 0153-65-2577 (F A X)
(浜中郵便局)	厚岸郡浜中町浜中桜西 55 番地	0153-64-2260 0153-64-2559 (F A X)
(姉別郵便局)	厚岸郡浜中町姉別 1 丁目 44 番地	0153-68-6350 0153-68-6322 (F A X)
(琵琶瀬郵便局)	厚岸郡浜中町琵琶瀬 224 番地	0153-62-3202 0153-62-3094 (F A X)
北海道旅客鉄道株式会社 釧路支社厚岸駅	厚岸郡厚岸町宮園 1 丁目 6 番地	0153-52-2035 0153-52-3668 (F A X)
NTT 東日本株式会社 釧 路 営 業 支 店	釧路市黒金町 9 丁目 2	0154-21-3203
株式会社NTTドコモ 北海道支社釧路支店	釧路市北大通 10 丁目 1 - 1	0154-22-8870
KDD I 株式会社 北 海 道 総 支 社	札幌市中央区北 3 条西 4 丁目 1 - 1 日本生命札幌ビル	011-223-2826
ソフトバンク株式会社	札幌市中央区大通西 4 丁目 6 - 1 札幌大通西 4 ビル	011-272-2388
楽天モバイル株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目 14 番 1 号	
日本銀行釧路支店	釧路市幸町 9 丁目 2	0154-24-8100

【各種資料】

8 指定公共機関（つづき）

名称	所在地	電話番号
日本放送協会 釧路放送局	釧路市幣舞町3-8	0154-41-9191 0154-42-3719 (FAX)
日本通運株式会社 釧路支店	釧路市西港2-101-13	0154-51-4141
北海道電力ネットワーク株式会社 根室ネットワークセンター	根室市大正町1丁目7番地	0153-24-3181 0153-24-0548 (FAX)

9 指定地方公共機関

名称	所在地	電話番号
北海道放送(株) 釧路放送局	釧路市城山2丁目4-34	0154-41-5657
札幌テレビ放送(株) 釧路放送局	釧路市緑ヶ岡1丁目10-24	0154-41-9121
北海道テレビ放送(株) 釧路支社	釧路市錦町5丁目3	0154-22-3993
北海道文化放送(株) 釧路支社	釧路市黒金町11丁目5-1	0154-22-3420
(株)テレビ北海道	札幌市中央区大通東6丁目	011-232-7160
(株)エフエム北海道	札幌市中央区北1条西2丁目 札幌時計台ビル	011-241-0844
(株)FM North Wave	札幌市北区北7条西4丁目 新北海道ビル	011-707-8311
(株)STVラジオ	札幌市中央区北1条西8丁目1-1	011-272-8392
(一社) 釧路市医師会	釧路市住吉2丁目12番37号0	0154-41-3626
(一社) 釧路歯科医師会	釧路市城山2丁目2番15号	0154-42-8336
(一社) 釧路薬剤師会	釧路市錦町4丁目7番地	0154-32-4343
(公社) 北海道獣医師会 釧路支部	釧路市新橋大通1丁目2-20 釧路農協ビル	0154-32-7660
(一社) 北海道バス協会 根釧支部	釧路市文苑2丁目1-1	0154-36-8181
(公社) 北海道トラック協会 釧路地区トラック協会	釧路市鳥取大通6丁目1-4	0154-51-3108
(一社) 北海道警備業協会 釧路支部	釧路市新富士町6丁目2-15	011-242-8800
(公社) 北海道看護協会 釧路支部	釧路市愛国191番212 釧路孝仁会記念病院	0154-39-1222
(一社) 北海道LPガス協会 釧路支部	釧路市堀川町7-55	0154-23-2655
(一社) 釧路建設業協会	釧路市富士見1丁目3番2号	0154-41-7447
(福) 北海道社会福祉協議会 釧路地区事務所	釧路市浦見2丁目2-54	0154-44-5887

【各種資料】

10 公共団体及び防災上重要な施設の管理者

名称	所在地	電話番号
社会福祉法人 浜中町社会福祉協議会	厚岸郡浜中町琵琶瀬60番地	0153-62-5016 0153-62-3049 (FAX)
日本赤十字北海道支部 釧路地区浜中町分区	厚岸郡浜中町湯沸445番	0153-62-2305 0153-62-3049 (FAX)
浜中町赤十字奉仕団	厚岸郡浜中町琵琶瀬60番地	0153-62-5016 0153-62-3049 (FAX)
浜中漁業協同組合	厚岸郡浜中町霧多布東1条1丁目21番地	0153-62-2121 0153-62-2622 (FAX)
散布漁業協同組合	厚岸郡浜中町火散布188番地	0153-67-2111 0153-67-2116 (FAX)
浜中町農業協同組合	厚岸郡浜中町茶内栄61番地	0153-65-2121 0153-65-2128 (FAX)
浜中酪農業協同組合	厚岸郡浜中町茶内栄90番地	0153-65-2950 0153-65-2950 (FAX)
釧路東部森林組合 浜中支所	厚岸郡浜中町茶内栄81番地	0153-65-2034
浜中町商工会	厚岸郡浜中町霧多布東3条1丁目13番地	0153-62-2144 0153-62-2494 (FAX)
北海道ひがし農業共済組合 釧路東部事業センター (浜中家畜診療所)	厚岸郡浜中町茶内緑85番地	0153-65-2331 0153-65-2827 (FAX)
(姉別家畜診療所)	厚岸郡浜中町姉別南1線172番地	0153-68-6344 0153-68-6413 (FAX)
日本水難救済会 浜中救難所	厚岸郡浜中町霧多布東1条1丁目21番地 浜中漁業協同組合内	0153-62-2121
浜中町建設業協会	厚岸郡浜中町霧多布東3条1丁目13番地 浜中町商工会内	0153-62-2144
霧多布温泉「ゆう ゆプロジェクト」	厚岸郡浜中町湯沸432番地	0153-62-3726 0153-62-5526 (FAX)
一般社団法人北海道 総合在宅ケア事業団 (厚岸地域浜中訪問 介護ステーション)	厚岸郡浜中町琵琶瀬60番地	0153-62-5362 0153-62-5362

11 学校・保育所等

名称	所在地	電話番号
霧多布小学校	厚岸郡浜中町霧多布東4条1丁目13番地	0153-62-2812
散布小中学校	厚岸郡浜中町火散布133番地	0153-67-2324
浜中小学校	厚岸郡浜中町浜中桜西76番地	0153-64-2023
茶内小学校	厚岸郡浜中町茶内橋北西39番地	0153-65-2252
霧多布中学校	厚岸郡浜中町暮埴別西1丁目160番地	0153-62-3241
浜中中学校	厚岸郡浜中町浜中桜西50番地	0153-64-2120
茶内中学校	厚岸郡浜中町茶内橋北西39番地	0153-65-2251

【各種資料】

11 学校・保育所等（つづき）

名称	所在地	電話番号
霧多布高等学校	厚岸郡浜中町新川東2丁目41番地	0153-62-3224
霧多布保育所	厚岸郡浜中町霧多布西3条1丁目4番地	0153-62-2606
茶内保育所	厚岸郡浜中町茶内橋北東40番地	0153-65-2156
散布保育所	厚岸郡浜中町藻散布71番地	0153-67-2307
浜中保育所	厚岸郡浜中町浜中桜東8番地	0153-64-2140
姉別保育所	厚岸郡浜中町姉別3丁目29番地	0153-68-6071

12 集会所施設等

名称	所在地	電話番号
一新会館	厚岸郡浜中町霧多布東1条2丁目42番地	
霧多布中央地区 コミュニティーセンター	厚岸郡浜中町霧多布東3条1丁目12番地1	
共和会館	厚岸郡浜中町霧多布西2条2丁目1番地	
水取場地区会館	厚岸郡浜中町霧多布西4条1丁目11番地	
湯沸会館	厚岸郡浜中町湯沸41番地	
榊町会館	厚岸郡浜中町榊町339	
新川会館	厚岸郡浜中町新川東1丁目228番地	
仲の浜福祉館	厚岸郡浜中町仲の浜44番地	
琵琶瀬住民センター	厚岸郡浜中町琵琶瀬168番地	
暮帰別福祉館	厚岸郡浜中町暮帰別西1丁目26番地	
丸山散布地区 コミュニティーセンター	厚岸郡浜中町丸山散布1丁目124番地	
渡散布住民センター	厚岸郡浜中町渡散布226番地	
藻散布会館	厚岸郡浜中町藻散布36番地	
茶内コミュニティーセンター	厚岸郡浜中町茶内若葉1丁目10番地	0153-65-2079
茶内第一住民センター	厚岸郡浜中町茶内西7線364番地	0153-65-2532
茶内第三母と子の家	厚岸郡浜中町茶内西13線85番地	
円朱別会館	厚岸郡浜中町円朱別西7線108番地	
西円朱別農研センター	厚岸郡浜中町西円朱別西18線183番地	0153-65-2758
熊牛東南集会所	厚岸郡浜中町浜中基線69番地	
熊牛地区 コミュニティーセンター	厚岸郡浜中町熊牛基線76番地	
奔幌戸ふれあい館	厚岸郡浜中町奔幌戸687番地	0153-64-2051
貫人会館	厚岸郡浜中町貫人155番地	0153-68-6424
厚陽地区会館	厚岸郡浜中町厚陽92番地	0153-68-6075

【各種資料】

12 集会所施設等（つづき）

名 称	所 在 地	電話番号
浜中農村環境改善センター	厚岸郡浜中町浜中桜東36番地	0153-64-2046
姉別農村環境改善センター	厚岸郡浜中町姉別3丁目41番地	0153-68-6050
漁村センター	厚岸郡浜中町火散布155番地	0153-67-2208

13 近隣市町村

名 称	所 在 地	電話番号
釧路市役所	釧路市黒金町7-5	0154-23-5151
釧路町役場	釧路郡釧路町別保1-1	0154-62-2111
厚岸町役場	厚岸郡厚岸町真栄3-1	0153-52-3131
標茶町役場	川上郡標茶町川上4-2	015-485-2111
弟子屈町役場	川上郡弟子屈町中央2-3-1	015-482-2191
鶴居村役場	阿寒郡鶴居村鶴居西1-1	0154-64-2111
白糠町役場	白糠郡白糠町西1条南1-1-1	01547-2-2171
根室市役所	根室市常盤町2-27	0153-23-6111
別海町役場	野付郡別海町別海常盤町280	0153-75-2111
中標津町役場	標津郡中標津町丸山2-22	0153-73-3111
標津町役場	標津郡標津町北2条西1-1-3	0153-82-2131
羅臼町役場	目梨郡羅臼町栄町100-83	0153-87-2111

【各種資料】

資料18 気象観測データ

榑町 年ごとの値（降水量、気温）

年	降水量(mm)				気温(℃)				
	合計	日最大	最大		平均			最高	最低
			1時間	10分間	日平均	日最高	日最低		
1977	158]	27]	17]	///	1.1]	5.9]	-4.5]	19.6]	-15.0]
1978	946	60	14	///	4.9	9.5	-0.1	30	-26
1979	960	131	19	///	5.5	9.9	0.7	28.7]	-19.2
1980	667	43	12	///	4.8	9	0.1	27.7	-22.0]
1981	1211	95	25	///	4.3	8.4	-0.5	26.2	-21.4
1982	729	55	18	///	5.6	9.9	0.9	26.7]	-22.1
1983	929	37	15	///	4.3	8.5	-0.2	31.1	-19.8
1984	685	101	19	///	4.4	8.6	-0.1	30.6	-19
1985	825	68	20	///	4.7	9	0	30.3	-23.4
1986	1023	183	34	///	4.1	8.3	-0.5	26.5	-22.3
1987	928	88	17	///	4.7	8.8	0.1	27.2]	-23
1988	919	50	27	///	4.4	8.5	0	24.4	-19.6
1989	1287	161	33	///	6.3	10.2	1.9	28.6]	-18.2
1990	1283	90	14	///	6.6	10.9	2.2	27.5	-20.9
1991	811	73	21	///	6	10	1.7	28.6	-16.6
1992	1090]	166]	27]	///	4.1]	8.1]	-0.3]	27.4]	-18.2
1993	1093	55	17	///	5.2	9.1	1	25.3	-15.5
1994	951	86	31	///	6	10	1.5	33.4	-20.7
1995	999	38	17]	///	5.8	9.7	1.8	27.4	-18.4
1996	917	97	19	///	4.8	8.7	0.5	27.2	-22.9
1997	1063	87	17	///	5.4	9.5	1	28.4	-17
1998	1330	117	19	///	5.3	9.3	0.9	29.4	-21.2
1999	1003	104	22	///	6	10.3	1.4	29.8	-19.9
2000	1128	69	18	///	5.4	9.3	1.1	29.2	-21.8
2001	739	90	13	///	4.3	8.5	-0.1	24.8	-21.2
2002	818	49	16	///	5.2	9.3	0.8	28.1	-17.8
2003	1134	173	37	///	4.7	9.1	-0.2	27.9	-21.3
2004	751	41	11	///	6.2	10.8	1.3	31.3	-18
2005	924	83	38	///	5.6	10	0.9	30.7	-20.8
2006	1151	80	20	///	5.7	9.7	1.3	31.9	-21.4
2007	1071	97	35	///	5.9	10.3	1.3	28.6	-16.9
2008	727	134	40.5	2.5]	5.9	10	1.4	30.2	-20.5
2009	1685	110.5	25	8.5	6	10.3	1.4	27	-19.3
2010	1197.5	62.5	19.5	7	6.7	10.9	2	35.5	-23.8
2011	884.5	71	19.5	5	6.2	10.6	1.6	33.4	-18
2012	1120.5	102.5	26	6.5	5.8	9.8	1.6	30.6	-20.3
2013	1199.5	124.5	29.5	12.5	6.2	10.4	1.8	26.8	-18.6
2014	1097	83.5	30	8	6	10.6	1.2	29.6	-16.7
2015	1137	118	25	12	6.9	11.3	2.2	33.5	-16.3
2016	1246.5	69.5	40	9	6	10.6	1.1	30.1	-21.2
2017	949	64	17	6.5	5.8	10.4	0.8	31	-23.1
2018	1114.5	72.5	18	8	6.4	10.9	1.4	30.9	-21.4

【各種資料】

2019	937.5	80	17.5	7.5	6.3	11.1	1.1	35.2	-25.5
2020	788.5	64	34.5	10	6.7	11.2	2.1	32.7	-18.4
2021	1176.5	97	15	4.5	6.4]	11.0]	1.7]	29	-20.9
2022	1041.5	68	17	9.5	7.1	11.5	2.3	33.2	-17.1
2023	746	55	16	5	7.8	12.5	2.9	34.1	-20.4
2024	815.5	57	31	10.5	7.3	12.1	2.5	31.8	-17
2025	845	64	17.5	11	7.8	12.4	3.1	34	-17.5

榑町 年ごとの値（風向・風速、日照時間）

年	風向・風速(m/s)					日照時間 (h)
	平均風速	最大風速		最大瞬間風速		
		風速	風向	風速	風速	
1977	3.2]	14]	南西	///	///	511.5]
1978	3.3]	17]	北西	///	///	2450.3
1979	3	16]	東南東	///	///	2302.4
1980	3.2	15	南東	///	///	2206.1
1981	3.6	18	南	///	///	2158.5
1982	3.5	16	南南西	///	///	2188.4
1983	3.4	17	北北東	///	///	2171.5
1984	3.4	14	東南東	///	///	2232.1
1985	3.4	15]	北西	///	///	2202.8
1986	3.5	13	北北西	///	///	2247.4
1987	3.3	16	南西	///	///	2203.3
1988	3.3	19	東南東	///	///	844.7]
1989	3.6	15	東北東	///	///	1562
1990	3.4]	18]	東南東	///	///	1692.9
1991	3.5	16	東	///	///	1584.1]
1992	3.4]	17]	東北東	///	///	1638.9]
1993	3.6	15	南東	///	///	1639.9
1994	3.6	16	東	///	///	1868.6
1995	3.5	18	南西	///	///	1597
1996	3.4	16	東北東	///	///	1762.4
1997	3.5	15	南南東	///	///	1700.8
1998	3.5	16	東南東	///	///	1748.2
1999	3.3	16	東南東	///	///	1871.3
2000	3.2	15	東	///	///	1702.7
2001	3.1	17	東南東	///	///	1798.5
2002	3.3	18	南東	///	///	1723.9
2003	3	19	南東	///	///	1658.9
2004	3.3	16	東南東	///	///	1791.5
2005	3.3	21]	南東	///	///	1732.1
2006	3.6	16	北北東	///	///	1747.7
2007	3.4	19	東北東	///	///	2009.6
2008	3.2	20	南東	20.7]	南南東	1747.2
2009	3.5	17	南南東	26	北北東	1790.6
2010	3.3	18.6	東南東	27	南東	1774.6
2011	3.2	17.1	東南東	25.3	北北東	1903.7

【各種資料】

2012	3.3	18.7	東	26.2	南東	1592.6
2013	3.4	16.6	南東	25.8	南	1694.9
2014	3.3	17.6	北東	25.5	北東	2026
2015	3.4	18.2	南東	26.6	南西	1846.2
2016	3.4	17	南南東	26	南南東	1853.2
2017	3.2	23.1	南東	31.5	南東	1977.2
2018	3.2	15.2	南東	25.4	東北東	1821.2
2019	3.1	13.5	南東	22.1	北	2024
2020	3.1	14.3]	南東	22.9	北	1815.4
2021	3.3	18.7	南南東	26.9	南南東	1666.3]
2022	3.3	21.8]	東	29.6]	東	1986.9
2023	3.1	17.6	東南東	25.6	東南東	2063.9
2024	3.1	16.8	南東	23.9	南東	1950.2
2025	3.3	22.6	東	30	東	2050.3

茶内原野 年ごとの値（降水量）

年	降水量(mm)			
	合計	日最大	最大	
			1時間	10分間
1984	173]	47]	13]	///
1985	1033	73]	12	///
1986	1214	159	25	///
1987	986	86	15	///
1988	1018	58	12	///
1989	1503	158	32	///
1990	1540	100	15	///
1991	1042	70	22	///
1992	1241	162	31	///
1993	1277	127	17	///
1994	1218	103	35	///
1995	1222]	52]	18]	///
1996	1151	106	21	///
1997	1340	119	21	///
1998	1392	139	21	///
1999	1251	111	20	///
2000	1343	70	20	///
2001	1029	104	15	///
2002	1194	73	32	///
2003	1281	135	25	///
2004	988	85	16	///
2005	1123	91	18	///
2006	1627	138	58	///
2007	1238	116	27	///
2008	885	128.5	41	1.5]
2009	1891.5	77.5	22	7.5
2010	1476.5	92	47	16.5
2011	981	75.5	23.5	11.5

【各種資料】

2012	1312.5	88	19.5	8
2013	1411	190.5	53	19
2014	1339	89	21.5	8
2015	1412.5	184.5	34.5	19
2016	1683	141.5	29.5	14
2017	1047.5	59.5	13	5
2018	1266	81.5	16.5	6
2019	1099.5	77	15.5	5
2020	945.5	72.5	22	7
2021	1469.5	102	18	8
2022	1298	80	24	9.5
2023	906	54	17.5	7.5
2024	870	82.5	35.5	10
2025	1033	69.5	20	5.5

値欄の記号の説明

[統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けています。(資料不足値)。値そのものを信用することはできず、通常は上位の統計に用いませんが、極値、合計、度数等の統計ではその値以上(以下)であることが確実である、といった性質を利用して統計に利用できる場合があります。

/// 欠測または観測を行っていない場合、欠測または観測を行っていないために合計値や平均値等が求められない場合に表示します。

観測史上1～10位の値

要素名/順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
日降水量 (mm)	183 (1986/9/4)	173 (2003/6/2)	166 (1992/9/1)	161 (1989/8/1)	134.0 (2008/9/1)	131 (1979/10/1)	124.5 (2013/9/1)	118.0 (2015/10/8)	117 (1998/9/1)	112.5 (2015/9/1)
日最大10分間 降水量 (mm)	12.5 (2013/8/2)	12.0 (2015/9/2)	11.0 (2025/6/1)	10.5 (2024/8/3)	10.5 (2013/10/2)	10.0 (2020/6/3)	9.5 (2022/7/4)	9.0 (2022/7/1)	9.0 (2016/8/1)	8.5 (2024/8/2)
日最大1時間 降水量 (mm)	40.5 (2008/9/1)	40.0 (2016/8/1)	38 (2005/8/1)	37 (2003/6/2)	35 (2007/9/8)	34.5 (2020/6/3)	34 (1986/9/4)	33 (1989/8/1)	32 (2003/8/9)	31 (2024/8/3)
月降水量の多い方から (mm)	413.5 (2016/8)	361.0 (2009/7)	342 (1992/9)	317 (1998/8)	302.5 (2013/10)	291 (1989/8)	290 (2003/6)	283 (1986/9)	263.0 (2019/8)	261 (1988/8)
月降水量の少ない方から (mm)	0 (1984/11)	0 (1980/11)	1.5 (2020/12)	2.5 (2023/1)	3 (1989/2)	3 (1982/2)	4 (1996/2)	5.0 (2011/1)	5 (2008/1)	5 (1980/2)
年降水量の多い方から (mm)	1685.0 (2009)	1330 (1998)	1287 (1989)	1283 (1990)	1246.5 (2016)	1211 (1981)	1199.5 (2013)	1197.5 (2010)	1176.5 (2021)	1151 (2006)
年降水量の少ない方から (mm)	667 (1980)	685 (1984)	727.0 (2008)	729 (1982)	739 (2001)	746 (2023)	751 (2004)	788.5 (2020)	811 (1991)	815.5 (2024)
日最高気温の 高い方から (℃)	35.5 (2010/8/7)	35.2 (2019/5/2)	34.1 (2023/7/2)	34.0 (2025/7/2)	33.5 (2025/7/2)	33.5 (2015/8/5)	33.4 (2025/7/2)	33.4 (2023/7/3)	33.4 (2011/8/1)	33.4 (1994/8/8)
日最高気温の 低い方から (℃)	-12.6 (1978/2/1)	-11.4 (1982/2/5)	-11.4 (1978/2/1)	-10.9 (2000/1/2)	-10.9 (1998/2/2)	-10.9 (1985/1/2)	-10.7 (1985/1/3)	-10.7 (1982/2/2)	-10.5 (1978/2/2)	-10.3 (1998/1/8)
日最低気温の 高い方から (℃)	23.2 (2023/9/1)	22.7 (2023/8/2)	22.6 (2023/8/2)	22.3 (2023/8/2)	22.1 (2023/8/1)	21.9 (2023/8/2)	21.9 (2012/9/1)	21.7 (2023/8/2)	21.7 (2023/8/2)	21.7 (2023/8/1)
日最低気温の 低い方から (℃)	-26.0 (1978/2/2)	-25.5 (2019/2/9)	-25.3 (1978/1/3)	-24.3 (1978/2/2)	-23.8 (2010/2/4)	-23.4 (1985/1/2)	-23.2 (1978/2/1)	-23.1 (2017/1/2)	-23.0 (1987/2/2)	-23.0 (1978/2/1)

コメント 1 HP Inc.
 気象台ホームページコピペ。
 表デザイン格子
 文字サイズ 8
 表の高さ固定値 11mm

【各種資料】

月平均気温の 高い方から (℃)	21.6 (2023/8)	20.7 (2025/8)	19.9 (2016/8)	19.7 (2025/7)	19.7 (2024/8)	19.7 (2010/8)	19.6 (1999/8)	19.6 (1994/8)	19.3 (2023/9)	19.0 (2023/7)
月平均気温の 低い方から (℃)	-11.0 (1978/2)	-9.3 (1985/1)	-8.9 (1980/2)	-8.6 (2001/2)	-8.5 (1986/2)	-8.4 (1982/2)	-8.2 (1988/2)	-8.1 (2000/2)	-8.1 (1986/1)	-7.8 (1984/2)
年平均気温の 高い方から (℃)	7.8 (2025)	7.8 (2023)	7.3 (2024)	7.1 (2022)	6.9 (2015)	6.7 (2020)	6.7 (2010)	6.6 (1990)	6.4 (2018)	6.3 (2019)
年平均気温の 低い方から (℃)	4.1 (1986)	4.3 (2001)	4.3 (1983)	4.3 (1981)	4.4 (1988)	4.4 (1984)	4.7 (2003)	4.7 (1987)	4.7 (1985)	4.8 (1996)
日最小相対湿度 (%)	15 (2025/4/5)	15 (2023/12/10)	15 (2022/4/28)	17 (2022/4/30)	18 (2022/4/27)	19 (2025/10/28)	19 (2023/4/27)	19 (2022/4/29)	19 (2021/3/16)	20 (2025/9/19)
日最大風速・ 風向 (m/s)	23.1 南東 (2017/9/18)	22.6 東 (2025/9/21)	21.8 東 (2022/1/12)	21] 南東 (2005/11/29)	20.7 東 (2025/11/1)	20 南東 (2008/5/20)	19 東北東 (2007/1/7)	19 南東 (2003/1/4)	19 東南東 (1988/11/24)	18.7 南南東 (2021/12/1)
日最大瞬間風 速・風向 (m/s)	31.5 南東 (2017/9/18)	30.0 東 (2025/9/21)	29.6 東北東 (2025/11/1)	29.6 東 (2022/1/12)	28.4 北北東 (2025/12/15)	27.4 南西 (2017/12/26)	27.0 南東 (2010/12/3)	26.9 南南東 (2021/12/1)	26.6 南西 (2015/3/10)	26.2 南 (2017/11/18)
月間日照時間 の多い方から (h)	247.8 (2024/3)	243.3 (2022/4)	223.3 (2023/3)	212.3 (2023/1)	212.0 (2023/5)	208.7 (2025/6)	204.5 (2024/2)	204.4 (2025/3)	201.3 (2022/3)	200.2 (2022/1)
月間日照時間 の少ない方から	86.2 (2024/8)	87.0 (2023/8)	92.6 (2022/8)	101.7 (2022/7)	123.7 (2022/6)	125.8 (2021/7)	126.3 (2025/8)	131.4 (2023/9)	132.7 (2021/8)	137.7 (2025/4)
年間日照時間 の多い方から (h)	2063.9 (2023)	2050.3 (2025)	1986.9 (2022)	1950.2 (2024)	1666.3] (2021)	///	///	///	///	///
年間日照時間 の少ない方から	1950.2 (2024)	1986.9 (2022)	2050.3 (2025)	2063.9 (2023)	///	///	///	///	///	///

茶内原野 観測史上1～10位の値

要素名／順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
日降水量 (mm)	190.5 (2013/ 9/16)	184.5 (2015/ 9/19)	162 (1992/ 9/11)	159 (1986/ 9/4)	158 (1989/ 8/16)	141.5 (2016/ 9/9)	139 (1998/9 /16)	138 (2006/ 6/18)	135 (2003/ 6/21)	128.5 (2008/ 9/12)
日最大10分間 降水量 (mm)	19.0 (2015/ 9/15)	19.0 (2013/ 9/16)	16.5 (2010/ 8/12)	14.0 (2016/ 8/16)	11.5 (2011/ 6/22)	10.0 (2024/ 8/31)	10.0 (2015/8 /10)	9.5 (2022/ 10/29)	9.0 (2022/ 6/20)	8.0 (2022/ 8/27)
日最大1時間 降水量 (mm)	58 (2006/ 6/18)	53.0 (2013/ 9/16)	47.0 (2010/ 8/12)	41.0 (2008/ 9/12)	35.5 (2024/ 8/31)	35 (1994/ 9/9)	34.5 (2015/8 /10)	32 (2002/ 8/6)	32 (1989/ 7/10)	31 (1992/ 9/11)
月降水量の多 い方から (mm)	497.5 (2016/ 8)	388 (1992/ 9)	326.0 (2009/ 7)	321 (1998/ 8)	320.5 (2015/ 9)	308 (1989/ 8)	303 (1994/9)	299 (1997/ 9)	296.0 (2013/ 10)	296 (1993/ 6)
月降水量の少 ない方から (mm)	1.5 (2020/ 12)	4 (1984/ 11)	6 (1995/ 2)	6 (1993/ 3)	8 (2000/ 2)	9 (2001/ 2)	9 (1996/2)	10.0 (2010/ 2)	10 (2003/ 2)	11 (2008/ 2)
年降水量の多 い方から (mm)	1891.5 (2009)	1683.0 (2016)	1627 (2006)	1540 (1990)	1503 (1989)	1476.5 (2010)	1469.5 (2021)	1412.5 (2015)	1411.0 (2013)	1392 (1998)
年降水量の少 ない方から (mm)	870.0 (2024)	885.0 (2008)	906.0 (2023)	945.5 (2020)	981.0 (2011)	986 (1987)	988 (2004)	1018 (1988)	1029 (2001)	1033 (2025)

【各種資料】

資料 1 9 過去の火災及び風水害等の記録

1 火災（損害額2,000千円以上の火災）

年月日	出火場所	出火原因	被害状況	
昭 49. 5. 25	霧多布市街	ストーブ	倉庫（半焼）	90 m ²
昭 49. 7. 17	新川	薬品の自然発火	作業所（半焼）	160 m ²
昭 49. 11. 28	茶内原野	不明	住宅（全焼）	165 m ²
昭 50. 11. 27	茶内原野	不明	住宅（全焼）	115 m ²
昭 51. 3. 29	霧多布市街	ガスコンロ	店舗（全焼）	446 m ²
昭 51. 7. 4	茶内原野	湯沸器	養畜舎（全焼）	118 m ²
昭 51. 12. 12	霧多布市街	放火	学校（部分焼）	90 m ²
昭 52. 3. 26	渡散布	ストーブ	住宅（全焼）	100 m ²
昭 52. 9. 27	琵琶瀬	ローソク	住宅（全焼）	90 m ²
昭 53. 11. 13	湯沸	不明	住宅兼倉庫（全焼）	81 m ²
昭 53. 12. 29	茶内市街	子供の火遊び	倉庫（全焼）	119 m ²
昭 54. 2. 26	姉別原野	不明	住宅（全焼）	144 m ²
昭 55. 3. 19	茶内原野	不明	住宅（全焼）	121 m ²
昭 55. 5. 30	霧多布市街	不明	住宅（全焼）	56 m ²
昭 55. 11. 7	茶内原野	ストーブ	飯場（全焼）	198 m ²
昭 56. 2. 21	姉別市街	天ぷら鍋	店舗兼住宅（全焼）	199 m ²
昭 56. 7. 3	火散布	たばこ	住宅兼作業所（半焼）	167 m ²
昭 56. 11. 24	霧多布市街	取り灰	住宅（部分焼）	66 m ²
昭 57. 1. 7	霧多布市街	不明	住宅兼店舗（半焼）	119 m ²
昭 57. 3. 14	茶内市街	放火	住宅（全焼）	97 m ²
昭 57. 6. 16	茶内市街	煙突	店舗（半焼）	58 m ²
昭 58. 10. 15	姉別原野	自然発火	納屋（全焼）	198 m ²
昭 59. 4. 2	茶内原野	たばこ	住宅（半焼）	30 m ²
昭 60. 2. 5	円朱別原野	ストーブ	住宅（全焼）	122 m ²
昭 60. 3. 20	姉別原野	たばこ	住宅（全焼）	64 m ²
昭 60. 5. 2	太平洋上	機関の故障	漁船（全1隻）	
昭 60. 5. 24	姉別原野	放火	住宅（全焼）	129 m ²
昭 60. 12. 14	茶内原野	ガスコンロ	住宅（半焼）	38 m ²
昭 61. 5. 5	円朱別原野	不明	養畜舎（全焼）	683 m ²
昭 62. 3. 8	火散布	たばこ	住宅（部分焼）	20 m ²
昭 62. 3. 29	姉別原野	不明	養畜舎（全焼）	429 m ²
昭 63. 6. 6	熊牛原野	不明	住宅（半焼）	73 m ²
昭 63. 7. 29	霧多布市街	子供の火遊び	住宅（部分焼）	20 m ²

【各種資料】

年月日	出火場所	出火原因	被害状況
平元. 1. 24	茶内原野	風呂の空焚き	共同住宅（部分焼） 46 m ²
平元. 4. 11	霧多布市街	薪ストーブ（火種がこぼれる）	住宅兼倉庫（全焼） 78 m ²
平元. 5. 9	熊牛原野	ゴミ焼き（飛び火）	養畜舎（全焼） 600 m ²
平 2. 7. 19	茶内原野	石油ストーブ（灯油もれ）	住宅（全焼） 139 m ²
平 3. 11. 30	熊牛原野	石油ストーブ（燃料入れ違い）	住宅兼事務所（半焼） 12 m ²
平 4. 2. 5	琵琶瀬	不明	昆布倉庫（全焼1.部分焼1） 116 m ²
平 4. 4. 7	琵琶瀬	ゴミ焼き（飛び火）	倉庫（全焼） 100 m ²
平 4. 4. 12	茶内原野	ゴミ焼き（飛び火）	納屋（全焼） 416 m ²
平 4. 11. 21	茶内原野	配電盤開閉器の加熱	養畜舎（全焼） 396 m ²
平 5. 4. 29	後静村	ゴミ焼き	住宅・納屋（全焼2）（死者1） 633 m ²
平 5. 12. 8	茶内原野	ゴミ焼き	納屋（全焼）ロール(30) 158 m ²
平 6. 5. 25	茶内原野	たき火	納屋（全焼） 198 m ²
平 6. 11. 22	仙鳳趾	不明	住宅（全焼） 58 m ²
平 8. 6. 24	茶内原野	不明	養畜舎（全焼2） 1,144 m ²
平 8. 12. 1	茶内原野	不明	納屋（D型ハウス） 317 m ²
平 8. 12. 13	後静村字姉別	たばこ	住宅（全焼） 122 m ²
平 9. 1. 22	姉別原野	解氷機の過多熱	養畜舎（全焼） 675 m ²
平 9. 4. 11	霧多布市街	線香が絨毯へ	住宅（半焼） 50 m ²
平 9. 12. 20	熊牛原野	不明	住宅（半焼） 39 m ²
平 11. 1. 5	霧多布	不明	飲食店舗（全焼） 320 m ²
平 11. 3. 1	厚床原野	不明	納屋（部分焼） 92 m ²
平 11. 9. 15	姉別原野	おが屑自然発火	倉庫（全焼） 356 m ²
平 11. 12. 16	太平洋上	不明	漁船 1隻
平 12. 4. 28	霧多布市街	たばこ	倉庫兼漁舎（半焼） 63 m ²
平 12. 12. 14	熊牛原野	不明	住宅（全焼） 145 m ²
平 13. 3. 13	琵琶瀬	たばこ	倉庫（全焼1・部分焼1） 50 m ²
平 14. 1. 27	熊牛原野	煙突の輻射熱	住宅（全焼） 143 m ²
平 14. 5. 12	火散布	不明	漁網
平 14. 12. 27	火散布	煙突の輻射熱	住宅（全焼） 120 m ²
平 15. 9. 29	茶内市街	たばこ	住宅（半焼） 50 m ²
平 15. 10. 16	仲の浜	たばこ	住宅（全焼） 96 m ²
平 15. 12. 11	西円朱別	不明	蓄養舎（全焼） 631 m ²
平 17. 6. 21	姉別市街	不明	畜養舎（全焼） 511 m ²
平 17. 8. 21	琵琶瀬	不明	漁船（1隻）（半焼）

【各種資料】

年月日	出火場所	出火原因	被害状況
平 19. 1. 16	浜中市街	溶接機のコート	整備工場(全焼及び部分焼) 172 m ²
平 19. 8. 12	姉別市街	不明	畜養舎(全焼) 1,048 m ²
平 19. 12. 12	琵琶瀬	不明	倉庫(全焼2、半焼1、部分焼2) 82 m ²
平 20. 2. 11	琵琶瀬	溶接機用発電機	船舶(全焼) 1隻
平 20. 4. 23	円朱別原野	枯れ草焼き	倉庫全焼1棟 194 m ²
平 20. 10. 15	姉別市街	自然発火	敷料庫部分焼1棟 6 m ²
平 22. 7. 9	湯沸岬沖	不明	漁船(全損) 1隻
平 23. 4. 5	熊牛原野	不明	倉庫(全焼) 42.6 m ²
平 23. 5. 10	茶内原野	不明	住宅外(全焼2) 174 m ²
平 24. 9. 27	姉別市街	不明	牛舎(全焼)(負傷者1) 1,032 m ²
平 25. 3. 4	姉別市街	不明	馬畜舎・倉庫(全焼) 389 m ²
平 28. 5. 14	茶内原野	ゴミ焼き	D型納屋(全焼) 194 m ²
平 28. 11. 12	茶内原野	不明	養畜舎(部分2) 379 m ²
平 28. 11. 28	榑町	不明	住宅(全焼)(死者1) 110 m ²
平 30. 6. 28	茶内市街	不明	大型トラクター1台
平 30. 10. 22	円朱別原野	ロールベアラー	ロールベアラー1台
平 31. 2. 6	茶内原野	投光器の熱	牛舎(全焼) 701.46 m ²
令 3. 4. 9	琵琶瀬	不明	宿舎(全焼) 173 m ²
令 3. 6. 29	姉別市街	ドライブシャフト	車両 1 m ²
令 4. 2. 27	姉別市街	不明	牛舎 141 m ²
令 4. 5. 27	茶内原野	不明	牛舎(全焼) 963 m ²
令 5. 2. 10	姉別市街	不明	牛舎(半焼1、部分焼1) 463 m ²
令 5. 5. 2	恵茶人	草刈機の燃料	林野 250,100 m ²
令 6. 3. 3	琵琶瀬	不明	倉庫(部分焼) 58 m ²
令 6. 7. 2	茶内原野	不明	トレーラー荷台・牧草ロール
令 6. 7. 31	奔梶戸	不明	乾燥機小屋(全焼) 92 m ²
令 6. 9. 13	熊牛原野	不明	倉庫(部分焼)・牧草ロール
令 6. 9. 25	湯沸	不明	町有地・漁具
令 6. 12. 31	姉別原野	不明	哺育舎(全焼) 193 m ²
令 7. 11. 18	霧多布	不明	住宅(部分焼) 190 m ²

【各種資料】

2 水害・風害

年月日	被害場所	被害状況	損害額(千円)
昭37. 1. 2	全 域	暴風雪による高潮・波浪による被害	12,883
昭38. 8.15	全 域	大雨による住宅・農業・水産への被害	9,449
昭39. 9. 2	全 域	台風14号による住宅・農業への被害	3,984
昭41. 6.29	全 域	台風4号による大雨により住宅・漁業への被害	2,760
昭44.10. 2	全 域	低気圧通過による被害	7,297
昭45. 1.31	全 域	低気圧通過による住宅・漁業への被害	55,749
昭46. 9.13	全 域	台風26号により漁業への被害大	211,243
昭46. 2.27	全 域	低気圧による漁業への被害	10,109
昭47. 1.14	全 域	低気圧による漁業への被害	38,500
昭51. 4. 7	全 域	暴風雪による漁業への被害	95,000
昭54.10.19	全 域	台風20号による大雨により農作物・水産物に被害大	539,636
昭57.11.19	全 域	暴風雨・波浪による被害大	126,616
昭58. 3.17	全 域	低気圧による漁業への被害	5,190
昭59. 7.19	全 域	集中豪雨により床下浸水・土砂崩れによる被害	19,100
昭61. 9. 1	全 域	台風12号により林産物に被害	1,100
昭63.11.24 ～25	全 域	暴風雨により住宅・農業・林業・道路・漁業に被害大	106,883
平元. 8.16 ～17	全 域	台風16号による暴風・大雨により農業施設・水産施設等に被害大	36,711
平 2.11. 5 ～ 6	全 域	低気圧による漁業・農業等への被害	633,510
平 2.11.10	全 域	低気圧による漁業被害	5,270
平 3. 2.17	全 域	低気圧による住宅被害	900
平 3. 9.28	全 域	台風19号による農業施設への被害	19,767
平 4. 9.11	全 域	台風17号による床下浸水11棟23世帯、水産被害等	4,012
平 6. 9.19	全 域	台風24号による漁船損傷被害	1,090
平10. 9.16 ～17	全 域	台風5号による道路被害	8,000
平11. 9.25	全 域	台風18号による農業・漁業・一般住宅への被害	3,100
平13. 9.11 ～12	全 域	台風15号による道路等の道路被害 一般住宅(床上浸水1棟、床下浸水1棟)	300
平14.10. 1 ～ 2	全 域	台風21号による人身事故(重傷1名)住宅床下浸水(1棟)、住宅、倉庫他	3,560
平15. 6.21	全 域	低気圧による大雨等被害(住宅床上浸水2棟、床下浸水19棟、道路路面浸食(34路線、51箇所)	1,666
平16. 2.23	全 域	暴風雪被害(牛舎全壊1棟、乳牛1頭死亡、10頭けが)	不明
平16. 8.31	全 域	台風16号による暴風、波浪被害(牛舎等9件、さけ定置網1件、林業被害(9,126本)	水産被害 34,608

【各種資料】

年月日	被害場所	被害状況	損害額(千円)
平16. 9. 7 ～9	全 域	台風18号による暴風、波浪被害(住宅屋根、塀、車庫、牛舎等、倉庫屋根等一部破損、さけ定置網1件)	水産被害 12,000
平17. 11. 29 ～30	全 域	低気圧による暴風被害(住宅、牛舎一部破損)	1,951
平18. 10. 7 ～ 8	全 域	低気圧による農業・林業・水産業・商業・一般住宅・道路・公共施設他被害大(床下浸水3棟、住宅半壊1、住宅一部破損36棟他)	1,139,790
平19. 1. 6 ～ 8	全 域	低気圧による農業・商業・車庫等被害	600
平19. 9. 6	全 域	台風9号による、海岸通路、町道等被害(維持補修、重機対応)	維持補修対応 損害額未計上
平19. 11. 20	全 域	暴風等による住宅・倉庫他被害	損害額未計上
平20. 4. 1	全 域	暴風雪による住家・農業・水産被害	11,608
平20. 9. 12	全 域	大雨による町道・住家浸水等(床上1棟、床下1棟)被害	損害額未計上
平22. 12. 22	全 域	低気圧(大雨)による町道冠水	損害額未計上
平23. 9. 22	全 域	台風15号による暴風被害、人的被害(飛んできたトタンで口元を切る)、住宅(屋根トタン)、商店・事業所(ガラス・看板)、総合体育館(アルミ外壁破損)係留中の漁船沈没	4,000
平24. 4. 3	全 域	低気圧による昆布干場へ土砂流入、荷捌き所屋根一部破損、住宅屋根一部トタン剥がれ、姉別住宅床上浸水	1,400
平24. 10. 4	全 域	台風17号による人的被害(男性1名) 暴風警報発令中に倉庫屋根トタン補修中に鉄材が落下し、頭部打撲及び大腿部骨折	
平25. 4. 7 ～ 8	全 域	低気圧による暴風被害(住家、牛舎等)	8,537
平25. 8. 24	全 域	落雷による畜産被害(乳牛)	1,066
平25. 9. 16 ～17	全 域	台風18号による大雨、暴風被害(住家、牛舎等、町道流失等、漁船沈没、漁港施設、倉庫、水産製品、林道、水道施設)	186,077
平25. 10. 16	全 域	台風26号による暴風被害(住家、牛舎等、公共施設)	11,631
平25. 11. 10	全 域	低気圧による暴風被害(住家、牛舎等、倉庫)	11,670
平26. 2. 16	全 域	低気圧による暴風被害(牛舎)	1,500
平27. 3. 2	全 域	低気圧による暴風被害(牛舎等)	2,000
平27. 3. 10	全 域	低気圧による暴風被害(住家、牛舎等)	5,810
平27. 9. 19	全 域	低気圧による大雨被害(住家、町道、水産製品、林道)	168,383
平27. 10. 1 ～ 2	全 域	低気圧による暴風被害(住家、公共施設、牛舎、町道、倉庫等)	19,503
平27. 10. 8	全 域	台風23号による暴風被害(住家等、牛舎等、町道、漁港施設等、漁具、水産製品、事業所等)	277,303
平28. 1. 19	全 域	低気圧による波浪被害(漁港施設)	10,000
平28. 8. 16 ～17	全 域	台風7号による大雨、暴風被害(その他施設、牛舎等、町道、漁港施設、倉庫等、水産製品)	20,966

【各種資料】

年月日	被害場所	被害状況	損害額(千円)
平28. 8. 8 ～ 9	全 域	台風5号による大雨被害(町道)	3,649
平28. 8. 20 ～23	全 域	台風11号及び台風9号による大雨、暴風被害(町道、漁港用地、林道、公共施設)	27,058
平28. 8. 26 ～27	全 域	低気圧による大雨被害(町道等、海岸線通路)	11,664
平28. 8. 29 ～30	全 域	台風10号による大雨、暴風被害(漁港施設、昆布乾燥機)	300
平28. 9. 8 ～ 9	全 域	台風13号から変わった低気圧による暴風被害(漁港施設)	400
平29. 9. 18	全 域	台風18号による暴風被害(住家、倉庫等)	147,171
平29.10.23	全 域	台風21号による暴風被害(町道)	114
平29.11.18	全 域	低気圧による暴風被害(町道、水産施設)	2,349
平30. 3. 1	全 域	低気圧による暴風雪被害(公共施設)	20
平30. 3. 9	全 域	低気圧による暴風被害(町道)	2,427
平30. 9. 4	全 域	台風21号による暴風被害(町道)	1,512
平30.10. 1	全 域	台風24号による大雨被害(町道)	214
令 3. 2.15 ～16	全 域	低気圧による暴風被害(港湾、公共施設)	3,118
令 3.12. 1	全 域	低気圧による暴風被害(公共施設)	2,200
令 4. 1.11 ～12	全 域	低気圧による暴風雪被害(水産施設)	3,190
令 7.11. 1 ～ 2	全 域	低気圧による暴風被害(町道)	68,110

3 波浪・高潮・洪水

年月日	被害場所	被害状況	損害額(千円)
昭36.10.29	海岸沿い	台風26号による高潮・高波のため生じた被害	1,590
昭40. 1. 9	海岸沿い	低気圧、暴風雪による高波	95,211
昭40. 1.20	海岸沿い	低気圧、暴風雪による高波	153,614
昭59. 4.18	海岸沿い	流氷による漁業への被害	16,017
昭59. 5.14	海岸沿い	流氷による漁業への被害	871,220
平10. 8.30	貴 人	高波による人的被害(2名死亡)	
令 4. 3.15	海岸沿い	流氷による漁業への被害	115,149

【各種資料】

資料 2 0 過去の地震・津波の記録

発震年月日	時分(頃)	震央地名	マグニチュード	震度	津波等被害状況
昭和27年 (1952年) 3月4日	10:23	十勝沖	8.1	5	死者3人、重軽傷10人、被災戸数306戸、被災人員1,856人 住宅被害流失44戸、全壊18戸、中破95戸、小破145戸、非住家被害139戸、水産関係その他被害総額 263,949千円
昭和35年 (1960年) 5月24日	4:31	チリ南部	8.5	0	死者11人、被災戸数534戸、流失151戸、全壊56戸、半壊109戸、浸水218戸、非住家被害266戸、水産関係その他被害総額 2,111,923千円
昭和48年 (1973年) 6月17日	12:55	根室半島沖	7.4	5	地震による防潮堤物揚場被害267㎡、道路被害60㎡、被害総額 27,737千円(津波霧多布最高90cm)
平成5年 (1993年) 1月15日	20:06	釧路沖	7.8	6	重傷2人、軽傷9人、一般住宅破損124戸、港湾被害等その他被害総額 2,224,329千円(地震による被害)
平成6年 (1994年) 10月4日	22:23	北海道東方沖	8.1	6	重傷1人、軽傷36人、一般住宅大破1戸、一部破損230戸、港湾被害等その他被害総額 8,511,785千円
平成15年 (2003年) 9月26日	04:50	十勝沖	8.0	6弱	軽傷3人、一般住宅半壊1戸、一部破損112戸、港湾被害等その他被害総額 657,061千円
平成16年 (2004年) 11月29日	03:32	釧路沖	4.8	5弱	港湾被害等その他被害総額 9,800千円(地震による被害)
平成16年 (2004年) 12月6日	23:15	根室半島南東沖	7.0	5弱	学校等その他公共施設被害総額 1,589千円(地震による被害)
平成17年 (2005年) 1月18日	23:09	釧路沖	6.3	4	被害等特になし
平成17年 (2005年) 5月19日	01:33	釧路沖	5.1	4	被害等特になし
平成18年 (2006年) 11月15日	20:15	千島列島沖	8.1	2	20:29 津波警報発表・災害対策本部設置、20:33 避難勧告発令(対象:海岸地区1,424世帯、4,272人)、被害等特になし(避難者数:1,537人)
平成19年 (2007年) 1月13日	13:24	千島列島沖	8.2	2	13:36 津波警報発表 13:45 災害対策本部設置・避難勧告発令(対象:海岸地区1,424世帯、4,272人)被害等特になし(避難者数:479人)
平成19年 (2007年) 8月16~17日	08:41	南米西部ペルー沿岸地震	7.9	無し	16日 08:41ペルー沿岸地震発生(M7.9) 21:00災害対策本部設置 17日 01:04津波注意報発表(太平洋沿岸全域) 01:06防災行政無線自動放送 01:30水門閉鎖完了、被害等特になし。(自主避難者3人)
平成20年 (2008年) 9月11日	09:20	十勝沖地震	7.1	2	09:21 津波注意報発表(防災行政無線自動放送) 09:25 災害対策本部設置 09:39水門閉鎖完了 09:43陸開閉鎖完了 被害等特になし。
平成21年 (2009年) 9月30日	02:48	南太平洋サモア沖	8.3	無し	09:00 太平洋沿岸に津波注意報発表、(防災行政無線自動放送)、09:00 災害対策本部設置、11:40 水門・陸開閉鎖完了 被害等特になし

【各種資料】

発震年月日	時分(頃)	震央地名	マグニチュード	震度	津波等被害状況
平成22年 (2010年) 2月27日	15:27	南米チリ中部沿岸	8.5	無し	06:00 チリ地震津波対策本部設置、09:33 太平洋沿岸に津波警報（東北地方に大津波警報）発表、沿岸地区住民に避難勧告発表（対象：17地区、1,421世帯、3,971人）、09:55 水門・陸間閉鎖完了 ※避難者数13:30現在881人※最大避難者数1,041人、（各施設等の最大避難者数の合計）、※非常食配布数：2,093食（昼・夕）、2月28日19:52 80cm津波観測（最大）、3月1日01:07 津波警報から注意報へ切り替え、08:40 津波注意報解除、対策本部解散、被害等特になし
平成23年 (2011年) 3月11日	14:46	東北地方太平洋沖	9.0	3	○地震名称：東北地方太平洋沖地震（マグニチュード9.0） ○震災名：東日本大震災 ○最大震度：宮城県北部震度7 ○浜中町：震度3 3月11日（金） 14:46 東北地方太平洋沖地震発生 14:50 津波注意報発表 14:58 対策本部設置 15:14 津波警報発表（避難勧告発令）避難対象区域：海岸17地区1,428世帯3,898人 15:31 大津波警報発表（避難指示発令）津波到達予想時刻：15:50頃 ○避難状況：ピーク時16:30 1,740人（44.64%） ○最大避難者数：1,825人（46.81%） 3月12日（土） 13:50 大津波警報から津波警報に切り替え（避難指示から避難勧告へ変更） 20:20 津波警報から津波注意報に切り替え（避難勧告から津波注意へ変更） 3月13日（日） 17:58 津波注意報解除（町対策本部解散） ○最大津波高（気象庁発表）：11日 22:19 2.6m ※新川水門潮位計（非公式）：17:26 3.5m ○被害総額：1,851,794千円 ・住宅被害床上浸水1棟 ・土木被害79箇所1,010,922千円（港湾・漁港） ・水産被害495件653,042千円（漁船・共同利用施設・その他施設・漁具） ・商業被害5件182,130千円（商業・工業） ・公立文教施設被害1箇所4,200千円 ・その他3件1,500千円

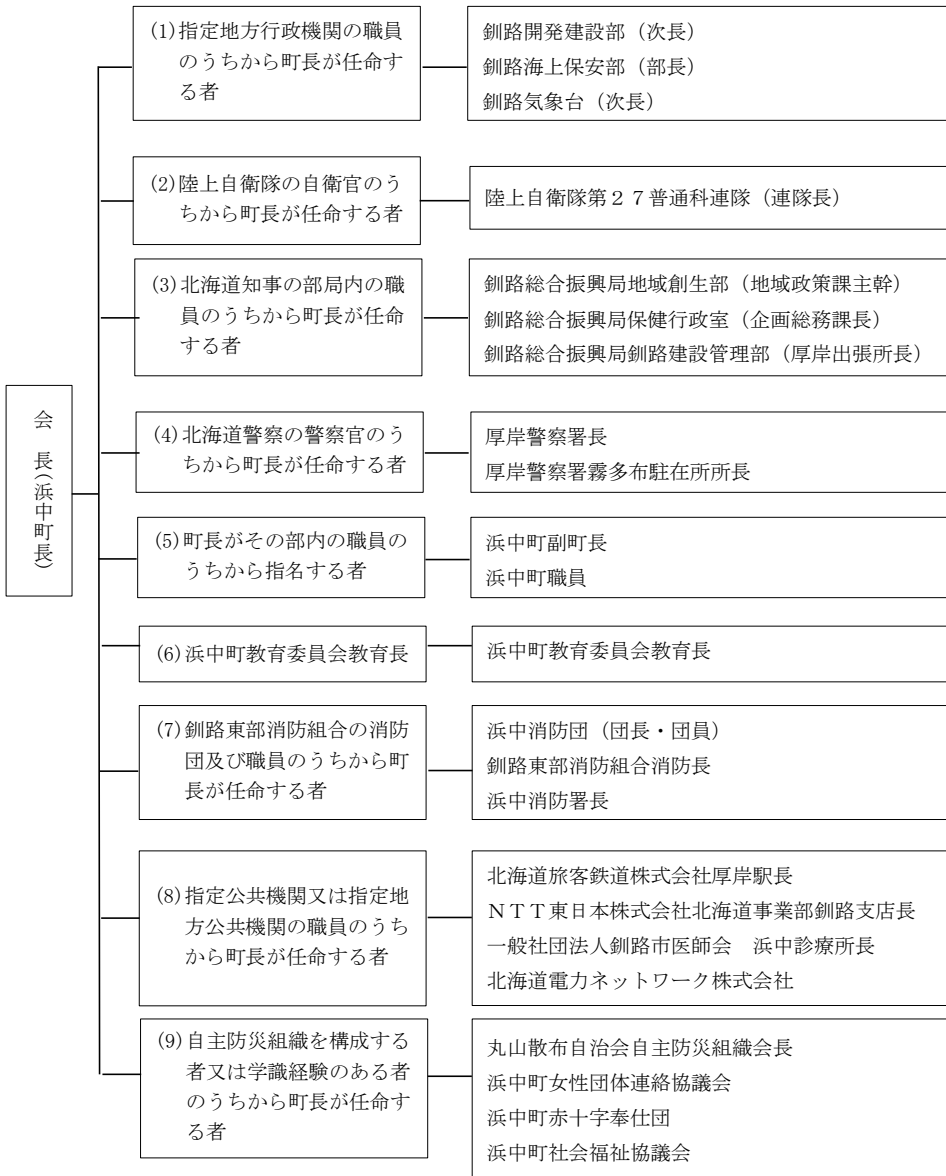
【各種資料】

発震年月日	時分(頃)	震央地名	マグニチュード	震度	津波等被害状況
平成25年 (2013年) 2月2日	23:17	十勝地方南部	6.5	4	23:17 十勝地方南部を震源とする地震発生 23:17 緊急地震速報発表 ○茶内中学校ホールの室破損 ○茶内テレビ天井の一部落下及び区体ゆがみ 被害総額11,520千円
平成25年 (2013年) 2月6日	10:12	南太平洋ソロモン諸島沖	8.0	無し	14:41 津波注意報発表(防災行政無線自動放送) 16:23 水門・陸開閉鎖完了 被害等特になし
平成25年 (2013年) 7月16日	23:09	根室半島南東沖	5.1	4	被害等特になし
平成26年 (2014年) 4月2日	08:46	チリ北部沿岸	8.1	無し	4月2日(水) 16:00 災害対策本部設置 4月3日(木) 03:00 津波注意報発表 03:20 防災行政無線により周知(自動起動装置の不具合のため手動放送) 03:52 水門・陸開閉鎖完了 12:00 20cm津波観測(最大) 18:00 津波注意報解除(災害対策本部解散) 被害特になし(自主避難者2名)
平成27年 (2015年) 9月17日	07:54	チリ北部沿岸	8.3	無し	9月18日(金) 03:00 津波注意報発表(防災行政無線自動放送) 03:10 災害警戒本部設置 04:04 水門・陸開閉鎖完了 16:40 津波注意報解除(災害警戒本部解散) 被害特になし(自主避難者最大6名)
平成30年 (2018年) 4月14日	04:00	根室半島南東沖	5.4	4	被害等特になし
平成30年 (2018年) 4月24日	17:53	根室半島南東沖	5.4	4	被害等特になし
平成30年 (2018年) 9月6日	03:07	胆振東部地震	6.7	2	発生直後から全町全戸停電(2,466戸) 最長7日21:05 停電復旧 被害額:147,016千円 ・農業被害1,015件108,400千円 ・漁業被害1件156千円 ・商工被害66件38,460千円
令和4年 (2022年) 1月16日	15日 13:10	トンガ沖海底火山噴火	-	無し	00:15 津波注意報発表、災害警戒本部設置 01:05 90cm津波観測(最大) 02:01 水門・陸開閉鎖完了 14:00 津波注意報解除(災害警戒本部解散) 被害特になし(自主避難者17名)
令和5年 (2023年) 2月25日	22:27	釧路沖	6.0	4	被害等特になし

【各種資料】

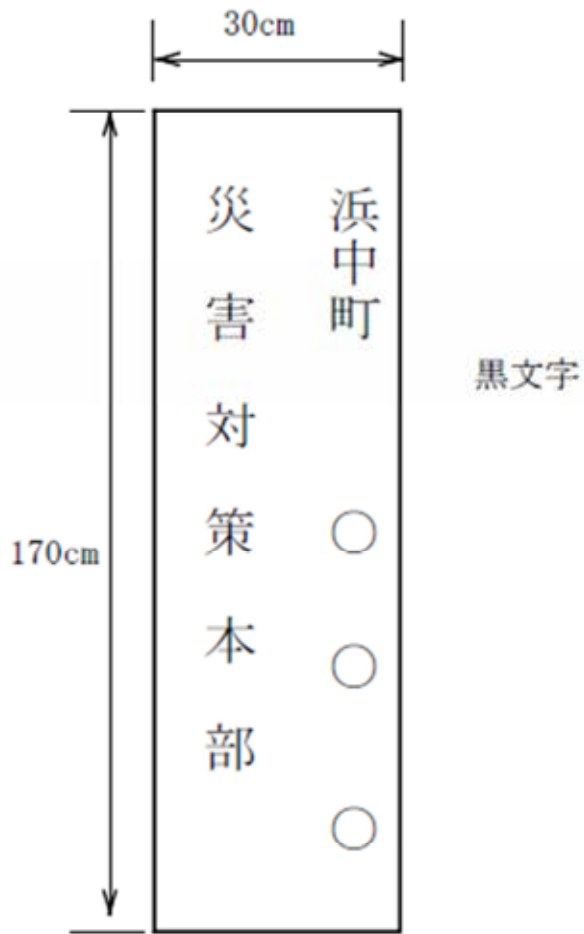
発震年月日	時分(頃)	震央地名	マグニチュード	震度	津波等被害状況
令和7年 (2025年) 7月30日	8:25	カムチャツカ 半島付近	8.8	無し	08:37 津波注意報発表、災害警戒本部設置 09:40 津波警報発表、災害対策本部設置 避難指示発令 09:55 水門、陸閘、樋管閉鎖完了 13:11 60cm津波観測(最大) 避難者数1327人 車両台数904台 20:45 津波警報解除 7月31日 16:30 津波注意報解除(災害警戒本部解散) 被害特になし
令和7年 (2025年) 12月8日	23:15	青森県沖	7.6	3	23:17 津波注意報発表、災害警戒本部設置 23:45 水門、陸閘、樋管閉鎖完了 被害特になし(自主避難者135名) 12月9日 02:00 北海道三陸沖後発地震注意情報発令 06:20 津波注意報解除(災害警戒本部解散) 被害特になし

資料 2 1 浜中町防災会議組織

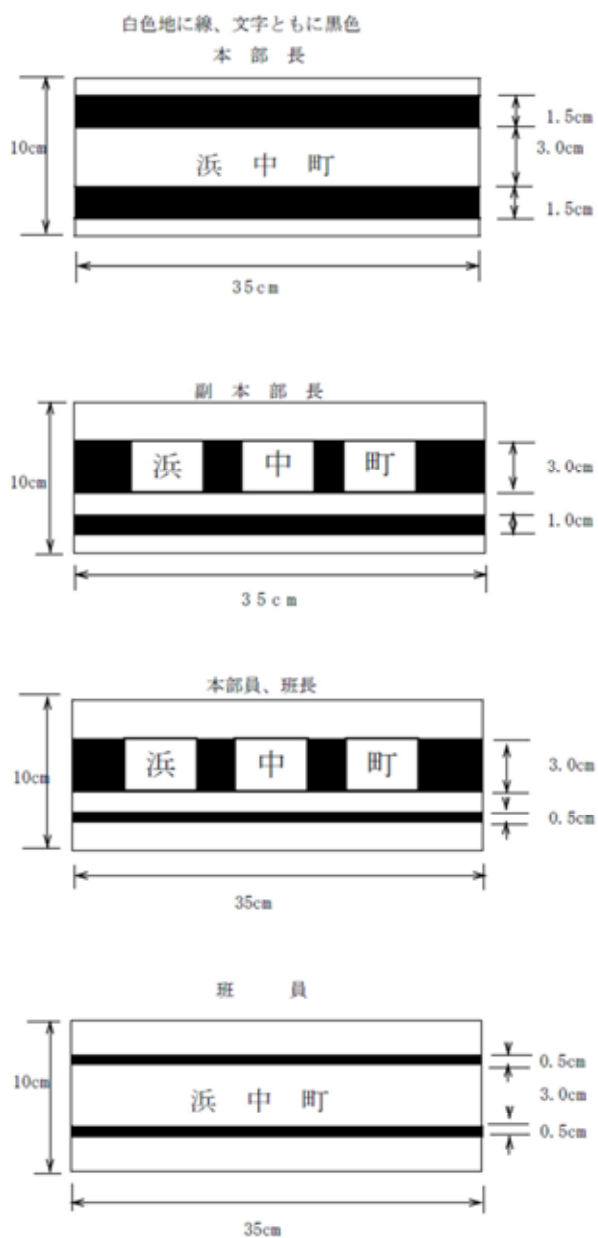


【各種資料】

資料 2 2 災害対策本部提示版



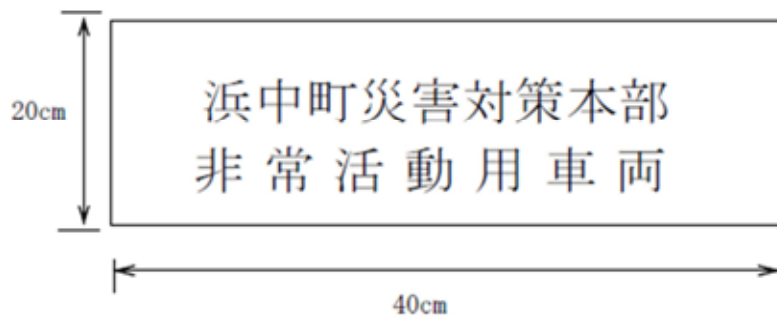
資料 2 3 腕章



【各種資料】

資料 2.4 標識

白色地に文字黒色



【各種資料】

資料 2 5 主要食料等取扱者

●主要食料等取扱者

番号	店舗名	所在地	電 話
1	丸吉大野商店	霧多布東 1-1-51	62-2517
2	丸ヨ松村商店	霧多布東 1-2-44	62-2440
3	セコマート霧多布店	霧多布東 1-1-51	62-2698
4	セコマートいしばし店	新川西 1-144	62-4555
5	倉田商店	藻散布 62	67-2168
6	小西商店	姉別 1-32	68-6365
7	丸ヲ綿貫商店	茶内緑 54	65-2339
8	浜中町農業協同組合	茶内栄 61	65-2121
	コープはまなか店	茶内栄 65	65-4700
	西円業務取次所	西円朱別西 17線 186	65-2801
	姉別事業所	姉別	68-6163
	コープはまなか桜店	浜中桜北 125	
	セコマート浜中店	茶内橋北西 8	65-3011

資料26 一般向け緊急地震速報の利用の心得

●一般向け緊急地震速報の利用の心得

緊急地震速報を利用した適切な避難行動を図るための、緊急地震速報の利用にあたっての「心得」は、『周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する』ことに尽きる。

緊急地震速報は、地震が発生してから強い揺れが襲来するまでのごく短い時間を活用して、地震による被害を軽減しようとする情報である。そのため、建物の中から屋外へ避難するようなことは極めて困難である。すなわち、緊急地震速報受信時の行動は、『周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する』ことが基本となる。

なお、地震被害の軽減を図るためには、緊急地震速報の利用とともに、事前に、建物に耐震補強をしておくことや家具が倒れない措置をしておくことなどが必要である。

以下に、この「心得」を踏まえた、さまざまな場面における情報受信時の具体的な対応行動の指針を示す。なお、この対応行動の指針は、あくまで一つの例であり、この指針を参考にして、緊急地震速報受信時に、どのように行動すれば良いかを、自らが考えていただくことが重要である。

【さまざまな場面における具体的な対応行動の指針】

1 家庭

家庭での対応行動の指針がすべての場面での基本であり、家庭以外の学校や職場等で緊急地震速報を受信したときの行動についても、家庭での指針を基に自ら考えておくことが重要である。

- ・頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。
- ・あわてて外へ飛び出さない。
- ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。
- ・扉を開けて避難路を確保する。

2 不特定多数の者が出入りする施設

施設の従業員等の指示に従うことを基本とする。なお、施設従業員等から明確な指示がない場合は、以下の対応行動の例を基本とする。

- ・その場で、頭を保護し、揺れに備えて身構える。
- ・あわてて出口・階段などに殺到しない。
- ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。

3 屋外

【街にいるとき】

- ・ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。
- ・ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。
- ・丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。

【山やがけ付近にいるとき】

- ・落石やがけ崩れに注意する。

【各種資料】

4 乗り物で移動中

【自動車運転中】

- ・後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。
- ・ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキはかけずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により、道路状況を確認して左側に停止させる。

【鉄道・バスに乗車中】

- ・つり革、手すりなどにしっかりつかまる。

【エレベーター利用中】

- ・最寄りの階で停止させ、速やかにエレベーターから降りる。

(参考)

大地震の時の心得

1. テーブルや机の下に身をかくしあわてて外に飛び出すな
2. 大地震1分過ぎたらまず安心
3. テレビやラジオをつけて地震の情報を
4. 海岸でグラツときたら高台へ
5. 近づくな自動販売機やビルのそば
6. 気をつけよ山崩れと崖崩れ
7. 避難は徒歩で荷物は最小限に
8. 余震が起きてもあわてずに正しい情報に従って行動を
9. 不意の地震に、日頃の用意

「緊急地震速報」を活かすために

「緊急地震速報」が運用されても、地震への備えができていなければ身の安全を守ることはできない「緊急地震速報」を活かす。すためには、以下のような点を、あらためて徹底することが不可欠である。

1. 住宅・建造物の耐震化
2. 家具・什器などの転倒・移動防止
3. 備品の落下防止
4. ガラスなどの飛散防止
5. 地震時に身を守るための行動や方法
6. 安全な場所の確認
7. 防災訓練の実施

緊急地震速報の限界について

(時間)

- ・緊急地震速報を発表してから強い揺れが到達するまでの時間は長い場合でも十数秒から数十秒
- ・震源に近いところでは、速報の発表が強い揺れの到達に間に合わない場合があります。

資料 2.7 予報、警報並びに情報等受理票

様式 1

予報（注意報を含む）、警報並びに情報等 受 理 票

年 月 日 午前・午後 時 分頃受理しました。				
連絡【電話・FAX等】その他（ ）。				
発信者				息
予報（注 意報を含 む）、警 報並びに 情報等の 種 類 ○気象警報 [暴風雪・暴風・波浪・高潮・大雨 洪水・大雪]。 ○津波〔大津波警報・津波警報 津波注意報〕。 ○気象注意報 [風雪・強風・波浪・高潮・大雨 洪水・大雪・雷・乾保・濃霧・霧 なだれ・低圧・着氷・融雪]。 ○記録的短時間大雨情報 [総路地方、 mmの大雨]。 ○土砂災害警戒情報 [地区]。 ○その他特別な事項 ※上記の予報等へ丸印 ※上記の予報等の内、数時間後 に警報に変わるおそれのある もの以外は防災対策室長への 報告は必要としない。 ※FAX等があれば添付する。	発表時刻他	年 月 日 午前・午後 時 分頃		
	※上記の予報等へ丸印 ※上記の予報等の内、数時間後 に警報に変わるおそれのある もの以外は防災対策室長への 報告は必要としない。 ※FAX等があれば添付する。	総務課長等 への報告時 間等	年 月 日 午前・午後 時 分頃 ○報告先 [防災対策室長・防災係長・ 総務係長・副町長・町長]。 ○連絡方法 [電話・その他（ ）]。 ※防災対策室長に連絡がつかない場 合は順次、次の者（1人）へ連絡 する。	
処 理 てんまつ	町 長	副町長	防災課長	防災係長
解除日時 年 月 日 時 分				

【各種資料】

資料 2 8 高波・高潮・津波等危険区域

番号	危険区域の現況				予想される被害			法令等における指定状況					整備計画			
	海岸名	海岸線危険区域延長(m)	指定済延長(m)	海岸保全施設のある区域延長(m)	災害の要因	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連		実施機関	概要
													全部	一部		
1	霧多布(水取場地区含む)	11,454	3,794 780	2,370 780	高波 高潮 津波	483	役場他 11施設	道道霧 多布岬 線	道	海岸法	S36.5.30 変更S54	1228 3450		○	道(建設部) 国交省 (旧:運輸省)	防潮堤S35~36 745m S37 1,280m S41 1,497m 水取場 380m 離岸堤S56 897m
2	湯沸	6,445	2,307	緩 1,049 消 82 離 1,030 突 83	高波 高潮 津波	47	湯沸母 と子の 家		道	海岸法	S36.5.30	1228		○	道(建設部)	緩傾斜堤 569m(被 覆護岸) 離岸堤 400m H11 完成 消波堤 82m H9完 成
3	新川	712	712	緩 535	高波 高潮 津波	191	総合体 育館 風 水プー ル 霧多 布中 学 霧多 布高等 学校 新 川会館	主要道 道別海 厚岸線	道	海岸法	S36.5.30	1228		○	道(建設部)	防潮堤 1,500m S 39 完成 離岸堤 936m H6 完成
4	琵琶瀬 (仲の浜)	4,012	2,039	2,039	高波 高潮 津波		特の広 域 福 祉 社 合体育 館 風水 プー ル 霧多 布中 学 霧多 布高等 学校 霧多 布中学校 新川会館	191	道	海岸法	S36.5.30	1228		○	道(建設部)	防潮堤S35~36 1,280m完 S39~40 430m完 S38~41 1,957m完 離岸堤 800m
5	琵琶瀬	2,490	2,490	2,460	高波 高潮 津波	120	琵琶瀬 住氏セ ンター	主要道 道別海 厚岸線	道	海岸法	S39	570		○	道 (水産 林務 部)	防潮堤
6	渡散布	2,105	1,126	堤 243 消 300 突 20 離 179	高波 高潮 津波	13		主要道 道別海 厚岸線	道	海岸法	S36 H12.4.21	708 758		○	道(建設部)	ブロック護岸 408m 突堤 35m S59完 離岸堤 85m
7	渡散布	360	360	300(漁 港施設 との 計)	高波 高潮 津波	32	渡散布 住氏セ ンター	主要道 道別海 厚岸線	道	海岸法	S33	656		○	道 (水産 林務 部)	ブロック護岸
8	養老散布	842	344	185	高波 高潮 津波	3		主要道 道別海 厚岸線	道	海岸法	S36.5.30	1228		○	道(建設部)	防潮堤S36~42 382 m完 ブロック消波堤 140 m 被覆護岸 37m 離岸堤 108m H10 完
9	火散布	650	650	400	高波 高潮 津波	150	丸山散 布地区 コミュ ニティ センタ ー 漁村セ ンター	主要道 道別海 厚岸線	道	海岸法	S33	656		○	道 (水産 林務 部)	防潮堤
10	藻散布	7,508	691	320	高波 高潮 津波	30	散布保 育所	主要道 道別海 厚岸線	道	海岸法	S36.5.30	1228		○	道(建設部)	防潮堤 396m S36~42 完

【各種資料】

番号	危険区域の現況				予想される被害			法令等における指定状況					整備計画		
	海岸名	海岸線危険区域延長(m)	指定済延長(m)	海岸保全施設のある区域延長(m)	災害の要因	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連 全部 一部	実施機関	概要
11	藻散布	180	180	80	高波高潮津波	14	藻散布会館	主要道 道別海 厚岸線	道	海岸法	S33	656	○	道(水産林務部)	防潮堤
12	暮掃別及び 榑町	3,050	3,050	3,050	高波高潮津波	208	暮掃別 福祉館 クリーン センター	主要道 道別海 厚岸線	道	海岸法	S36	708	○	国交省(旧:建設省)	防潮堤 5,480m S36~38 完
13	榑町	540	540	540	高波高潮津波	76	榑町会 館 クリーン センター	主要道 道別海 厚岸線	道	海岸法	S36	708	○	道(水産林務部)	防潮堤
14	後静	5,558	4,086	3,623	高波高潮津波	7		主要道 道根室 浜中側 路線	道	海岸法	S36.5.30	1228	○	道(建設部)	ブロック消波堤 326 m S59 完 突堤 50m S59 完
15	幌戸及 びアザ ラップ	1,253	1,253	702	高波高潮津波	7		主要道 道根室 浜中側 路線	道	海岸法	S36.5.30	1228	○	道(建設部)	ブロック護岸 756mS 51~52 完
16	奔幌戸	2,190	2,190 382	1,146 (漁港 用保全 施設と の計)	高波高潮津波	50	奔幌戸 ふれあ い館	主要道 道根室 浜中側 路線	道	海岸法	S36.5.30	1228	○	道(建設部・水産林務部)	防潮堤 683m S39 完 ムギカラシナイ突堤 50m S47 完 ブロック護岸 500m
17	羨古丹	168		168	高波高潮津波	6		主要道 道根室 浜中側 路線						農水省	防潮堤 168m S52 完
18	仙鳳趾	5,006	763	177	高波高潮津波	6		主要道 道根室 浜中側 路線	道	海岸法	S36.5.30	1228	○	道(建設部)	防潮堤 207m完
19	賈人	489	489	270(漁 港用保 全施設 との計)	高波高潮津波	15	賈人会 館	主要道 道根室 浜中側 路線	道	海岸法	S36	1228	○	道(水産林務部)	防潮堤 122m
20	恵茶人	7,874	3,761	消波工 消波工 440	高波高潮津波	6	恵茶人 集会所	主要道 道根室 浜中側 路線	道	海岸法	S58.5.23	1019	○	道(農政部)	護岸 1基 H16~18

【各種資料】

資料 2 9 市街地における低地帯の浸水予想区域

番号	危険区域の現況				予想される被害		整備計画	
	地区名	場所	危険区域 面積(Ha)	災害の要 因	住家		実施 期間	概 要
					戸数(戸)	人口		
1	霧多布	霧多布市 街東4区 地区	0.3	浸水	40	100	町	H7完成 ホックスカルハート L=356m 樋門1
2	茶内	ノコベリ ベツ川周 辺	0.7	浸水	40	100	町	国営総合農地開 発事業、H3完成 ブロック付設替等 L=12,563m

【各種資料】

資料30 土砂災害警戒区域

●地すべり

番号	区域の名称	所在地	区域番号	指定年月日	備考
1	後静	後静	9-19-431	R3. 6. 4	

●急傾斜地の崩壊

番号	区域の名称	所在地	区域番号	指定年月日	備考
1	浜中散布村火散布 9	丸山散布、丸山散布 1 丁目	I-9-129-2850	R2. 1. 28	○
2	浜中散布村火散布 11	火散布	I-9-130-2851	R2. 1. 28	○
3	浜中散布村火散布 12	火散布	I-9-131-2852	R2. 1. 28	○
4	浜中霧多布東 4 条 1 丁目 1	霧多布東 3 条 2 丁目、霧多布東 4 条 1 丁目、湯沸	I-9-132-2853	R2. 1. 28	○
5	浜中霧多布東 4 条 1 丁目 2	霧多布東 4 条 1 丁目、湯沸	I-9-133-2854	R2. 1. 28	○
6	浜中霧多布西 4 条 1 丁目 1	霧多布西 4 条 1 丁目、霧多布東 4 条 1 丁目、湯沸	I-9-134-2855	R2. 1. 28	○
7	浜中霧多布西 4 条 1 丁目 2	霧多布西 4 条 1 丁目、湯沸	I-9-135-2856	R2. 1. 28	○
8	浜中散布村火散布 1	藻散布	II-9-129-2223	R2. 1. 28	○
9	浜中散布村火散布 2	藻散布、火散布	II-9-130-2224	R2. 1. 28	○
10	浜中散布村火散布 3	火散布	II-9-131-2225	R2. 1. 28	○
11	浜中散布村火散布 4	火散布	II-9-132-2226	R2. 1. 28	○
12	浜中散布村火散布 5	火散布	II-9-133-2227	R2. 1. 28	○
13	浜中散布村火散布 6	火散布	II-9-134-2228	R2. 1. 28	○
14	浜中散布村火散布 7	火散布、丸山散布 1 丁目	II-9-135-2229	R2. 1. 28	○
15	浜中散布村火散布 8	丸山散布 1 丁目	II-9-136-2230	R2. 1. 28	○
16	浜中散布村火散布 10	火散布	II-9-137-2231	R2. 1. 28	○
17	浜中散布村養老散布 1	養老散布	II-9-138-2232	R2. 1. 28	○
18	浜中散布村養老散布 2	養老散布	II-9-139-2233	R2. 1. 28	○
19	浜中散布村養老散布 3	養老散布	II-9-140-2234	R2. 1. 28	○
20	浜中散布村渡散布 1	渡散布	II-9-141-2235	R2. 1. 28	○
21	浜中散布村渡散布 2	渡散布	II-9-142-2236	R2. 1. 28	○
22	浜中散布村渡散布 3	渡散布	II-9-143-2237	R2. 1. 28	○
23	浜中散布村渡散布 4	渡散布	II-9-144-2238	R2. 1. 28	○
24	浜中散布村渡散布 5	渡散布	II-9-145-2239	R2. 1. 28	○
25	浜中散布村渡散布 6	渡散布	II-9-146-2240	R2. 1. 28	○
26	浜中霧多布東 3 条 2 丁目	霧多布東 2 条 2 丁目、霧多布東 3 条 2 丁目、湯沸	II-9-147-2241	R2. 1. 28	○

【各種資料】

番号	区域の名称	所在地	区域番号	指定年月日	備考
27	浜中霧多布西4条1丁目3	霧多布西4条1丁目、湯沸	II-9-148-2242	R2.1.28	○
28	浜中霧多布西4条1丁目4	霧多布西4条1丁目、湯沸	II-9-149-2243	R2.1.28	○
29	浜中湯沸1	湯沸	II-9-150-2244	R2.1.28	○
30	浜中湯沸2	湯沸	II-9-151-2245	R2.1.28	○
31	浜中榑町1	榑町、大津屋沢	I-9-136-2857	R3.6.4	○
32	浜中榑町2	榑町、大津屋沢、後静	I-9-137-2858	R3.6.4	○
33	浜中後静村後静	後静	II-9-152-2246	R3.6.4	○
34	浜中後静村幌戸	後静、幌戸	II-9-153-2247	R3.6.4	○
35	浜中後静村奔幌戸	奔幌戸	II-9-154-2248	R3.6.4	○

○は、土砂災害特別警戒区域

●土石流

番号	区域の名称	所在地	区域番号	指定年月日	備考
1	寺の沢川	霧多布東4条1丁目、湯沸	I-93-0130	R2.1.28	○
2	大西の沢川	渡散布	II-93-0200	R2.1.28	
3	右1の沢川	養老散布	II-93-0210	R2.1.28	
4	散布沢川	火散布	I-93-0220	R2.1.28	
5	散布2の沢川	火散布	I-93-0230	R2.1.28	
6	散布3の沢川	火散布	I-93-0240	R2.1.28	
7	丸山公園の沢川	丸山散布1丁目	II-93-0250	R2.1.28	
8	散布1の沢川	火散布	II-93-0270	R2.1.28	
9	散布1下の沢川	火散布	II-93-0280	R2.1.28	
10	藻散布神社の沢川	藻散布	I-93-0290	R2.1.28	
11	六田の沢川	藻散布	II-93-0300	R2.1.28	
12	左1の沢川	養古丹	II-93-0030	R3.6.4	
13	右1の沢川	幌戸	II-93-0070	R3.6.4	
14	板花左の沢川	後静	II-93-0080	R3.6.4	
15	板花の沢川	後静	II-93-0090	R3.6.4	
16	大下の沢川	後静	II-93-0100	R3.6.4	
17	左1の沢川	後静	II-93-0110	R3.6.4	
18	寺の沢川	後静、榑町、大津屋沢	I-93-0120	R3.6.4	

【各種資料】

資料 3 1 山地災害危険地区

●山腹崩壊

番号	区域の名称	所在地	人家	公共	道路	危険度 ²⁾	備考
1	学校の沢	字水取場	4	1	町	B	
2	役場の沢 1	字水取場	10	2	町	B	
3	役場の沢 2	字水取場	12		町	B	
4	西岡裏山	字水取場	3		町	C	
5	浄水場 1	字水取場	14		町	B	
6	浄水場 2	字水取場	2		町	C	
7	神社裏	字榑町	8		道	C	
8	榑町	字榑町	1		道	C	
9	榑町 2	字榑町	4		町	C	
10	後静	字後静	5		道	C	
11	学校の沢	字火散布	6		町	C	
12	公住の沢	字渡散布	5		町	C	
13	湯沸	字湯沸	1			C	
14	貫人	字貫人	1		道	C	
15	藻散布-1	字藻散布	8		町	C	道有林
16	藻散布-2	字藻散布	7		道	C	道有林
17	藻散布-3	字藻散布	8		道	C	道有林
18	藻散布-4	字藻散布	1		町	C	道有林
19	火散布-1	字火散布	1		道	C	道有林
20	火散布-2	字火散布	1		町	C	道有林
21	火散布-3	字火散布			町	C	道有林
22	火散布-4	字火散布	2		町	C	道有林
23	火散布-5	字火散布	10		町	C	道有林
24	火散布-6	字火散布	5		町	B	道有林
25	火散布-7	字火散布	5		町	C	道有林
26	北の沢	字火散布			林	C	道有林
27	渡散布-1	字渡散布			道	C	道有林
28	渡散布-2	字渡散布	4		道	C	道有林
29	渡散布-3	字渡散布	6		道	C	道有林
30	渡散布-4	字渡散布	11		道	C	道有林
31	火散布-8	字火散布	2		町	B	道有林
32	養老散布団地	字養老散布	2		町	C	道有林
33	教員住宅裏	字火散布	5		町	C	道有林

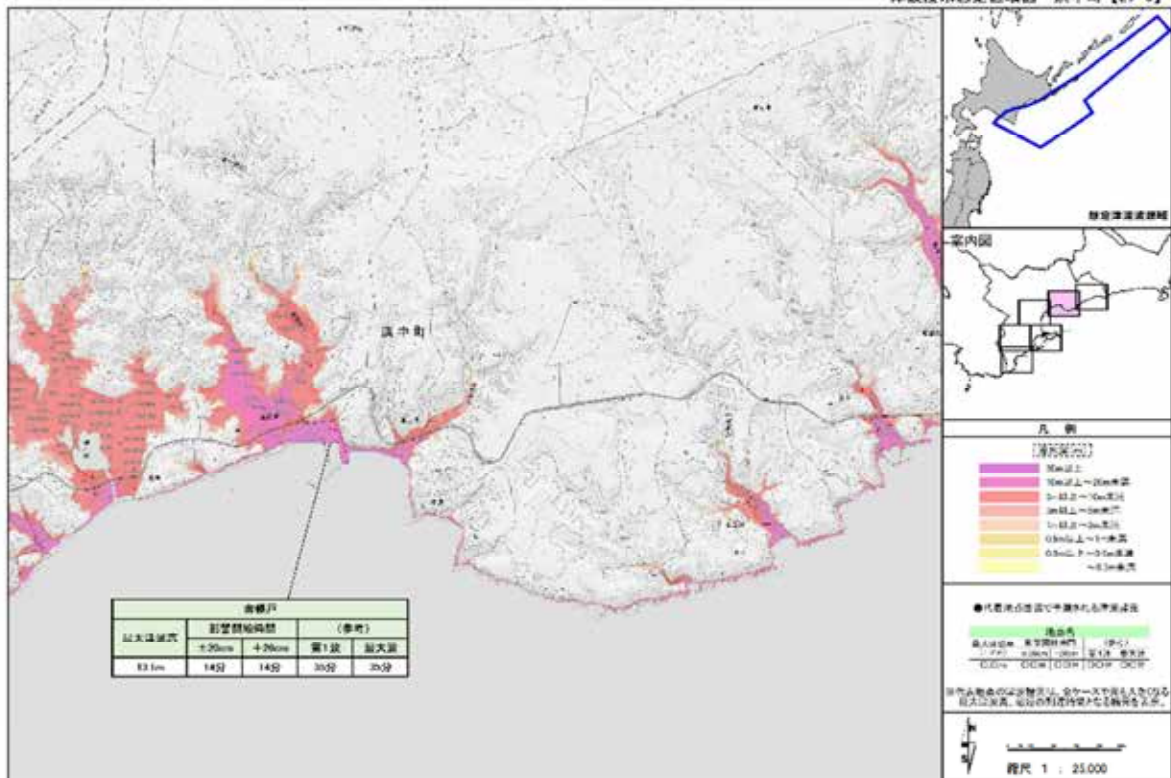
【各種資料】

番号	区域の名称	所在地	人家	公共	道路	危険度㊦㊧	備考
34	火散布沼地区	字火散布			林	C	道有林
35	湿地の沢	字散布			道	C	道有林
36	火散布- 1 1	字火散布			林	C	道有林

●崩壊土砂流出

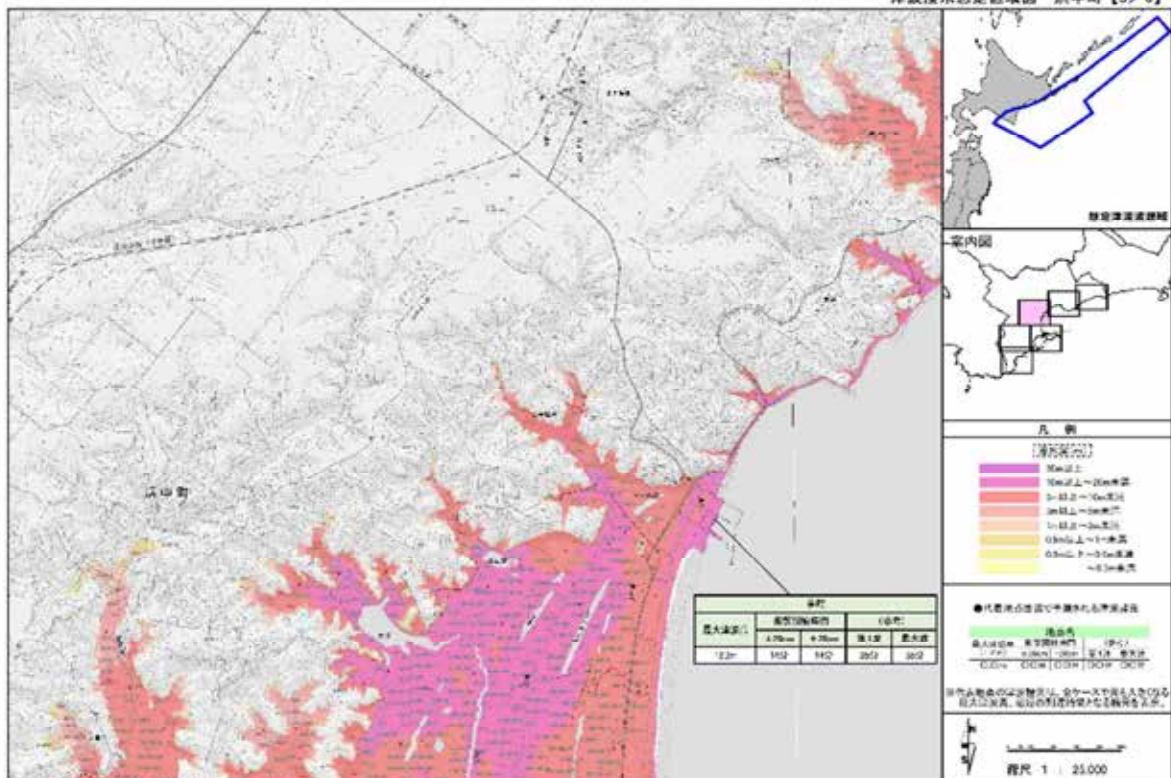
番号	区域の名称	所在地	人家	道路	危険度㊦㊧	集水面積	溪流延長	平均勾配
1	湯沸の沢	字湯沸	19	町	B	68	1500	10
2	渡散布の沢	字渡散布	16	道	A	24	600	10
3	榊の沢	字榊	5	町	B	63	1200	10
4	百々の沢	字後静	3	町	C	120	1500	10
5	幌戸の沢	字後静	4	町	C	296	3000	15
6	羨古丹の沢	字羨古丹	8	町	B	246	1800	15
7	貫人の沢	字貫人	14	町	A	162	2300	15
8	干場の沢	字水取場	3	町	C	4	300	6
9	火散布の沢	字火散布		町	C	8	400	7
10	藁散布の沢	字藁散布		町	C	10	200	6
11	神社の沢	字散布		町	C	4	300	8

津波浸水想定区域図 浜中町【2/6】

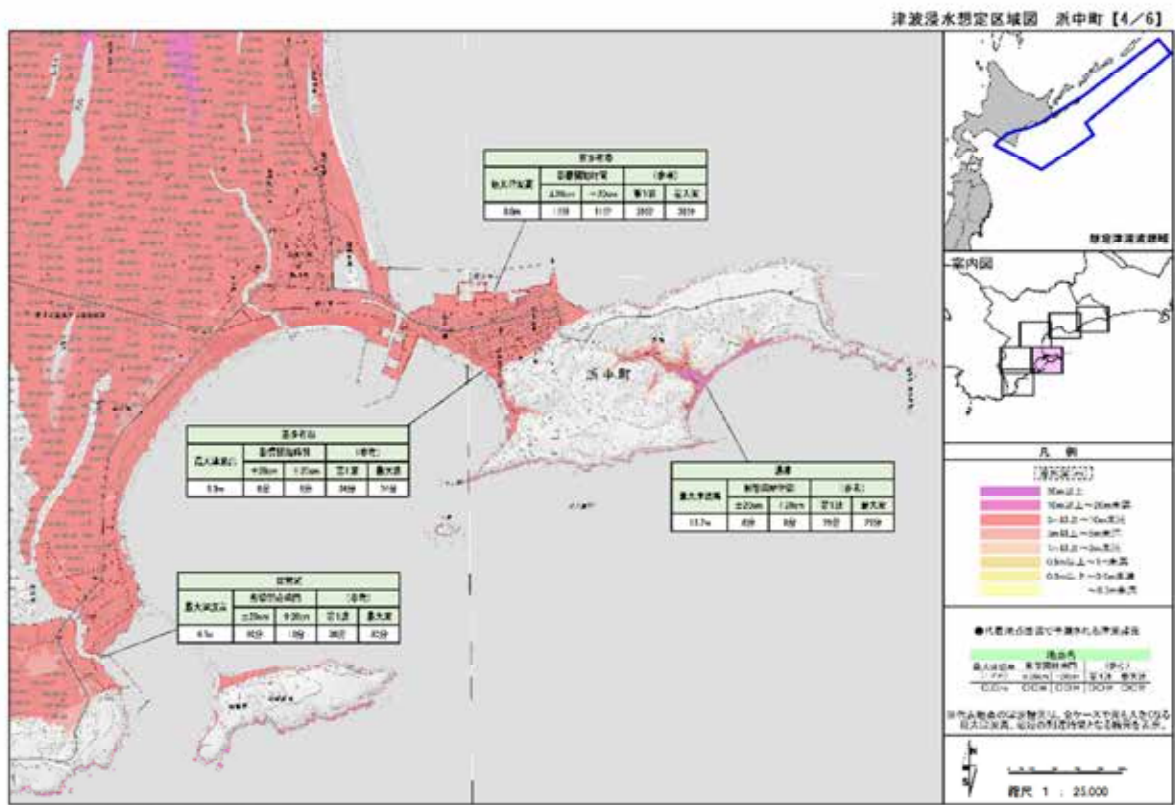


「測量法に基づきGND土地情報構築(使用) 日 3.0h: 167」

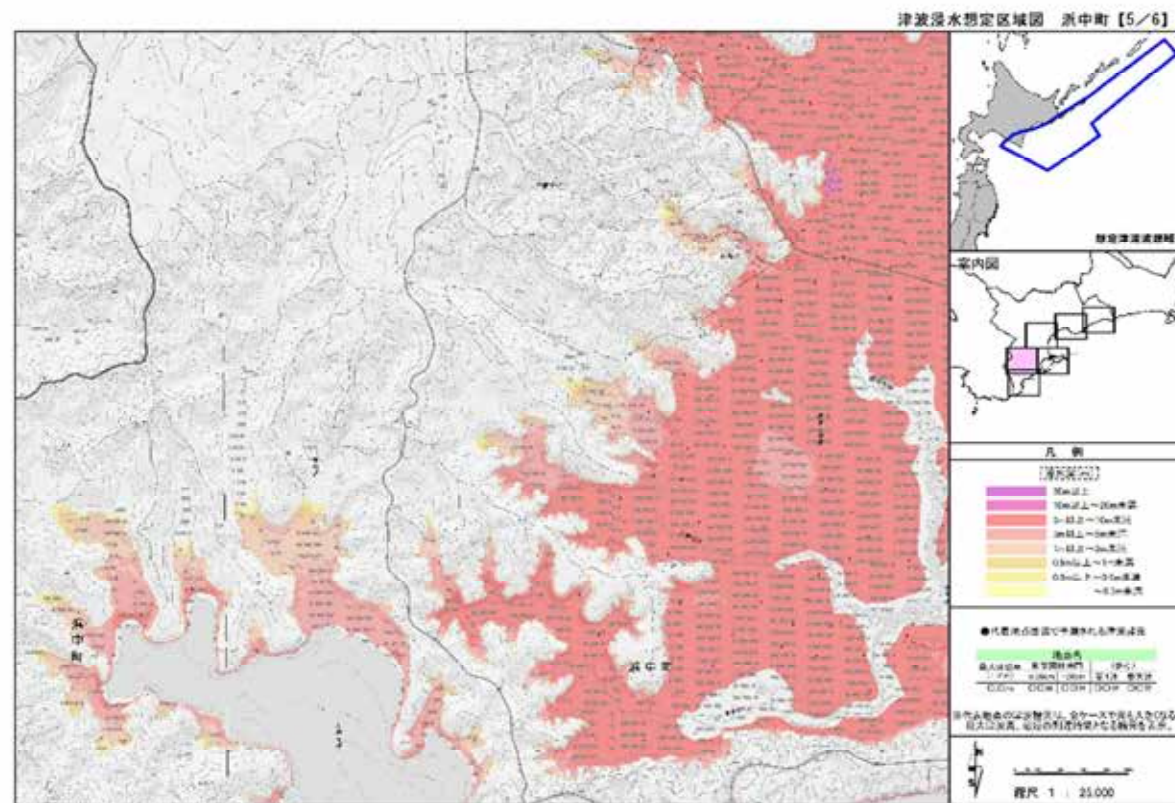
津波浸水想定区域図 浜中町【3/6】



「測量法に基づきGND土地情報構築(使用) 日 3.0h: 167」



「測量法に基づき国土院地籍長官室(使用) 日 3.0h 167」



「測量法に基づき国土院地籍長官室(使用) 日 3.0h 167」

資料 3 3 危険物貯蔵所等所在区域

(単位：ℓ)

事業所名	所在地	危険物貯蔵所等の別	貯蔵・取扱品名	数量	
浜中漁業協同組合 62-2121 (代表) 62-2649 (給油所)	霧多布東 1-2-3	屋外給油 (船舶専用) 休止中、実質使用不可	重油	60,000	
			屋外タンク	重油	300,000
			一般 (小口詰替専用)	重油	10,000
	霧多布東 1-2-21	地下タンク	灯油	1,900	
			移動タンク (車番 4971)	灯・軽・A重油	3,700
			移動タンク (車番 4295)	灯・軽・重油	4,000
			移動タンク (車番 4295)	灯・軽・重油	4,000
			移動タンク (車番 3727)	灯・軽・重油	4,000
	新川西 1-131	移動タンク (車番 6388)	灯・軽油	3,900	
			ガソリン	26,880	
			軽油	19,200	
灯油			28,800		
新川西 1-115	一般 (小口詰替専用)	軽油	5,000		
		地下タンク	軽油	49,000	
東邦物産(株) 62-2075 62-2621 (給油所)	霧多布東 2-1-49	屋外給油	ガソリン	15,000	
			軽油	5,000	
			灯油	10,000	
	霧多布東 2-1-48	移動タンク (車番 5821)	灯・軽・重油	4,000	
			移動タンク (車番 4375)	灯・軽・重油	4,000
(株)丸ヨ 松村商店 62-2440	霧多布東 1-2-35	一般 (小口詰替専用) 休止中、実質使用不可	灯油	10,000	
浜中町農業協同組合 65-2121 65-2316 茶内給油所 68-6163 姉別給油所	茶内橋北西 8	屋外給油	ガソリン	20,000	
			軽油	20,000	
			灯油	10,000	
			廃油	1,890	
	姉別 3-12	屋外給油	ガソリン	7,000	
	茶内橋北西 9	一般 (充填)	灯油	20,000	
			軽油	20,000	
	茶内橋北西 8	地下タンク	灯油	98,000	
軽油			98,000		

事業所名	所在地	危険物貯蔵所等の別	貯蔵・取扱品名	数量
(有)中原電器商会 65-2462 65-2534 (給油所)	茶内西2線 128	屋外給油	ガソリン	23,040
			軽油	15,360
		一般 (小口詰替専用)	灯油	10,000
			軽油	10,000
			重油	10,000
		地下タンク	灯油・軽油	98,000
			A重油	9,600
移動タンク (車番 4510)	灯・軽・重油	3,800		
移動タンク (車番 5273)	灯・軽・重油	3,800		
移動タンク (車番 1484)	灯・軽・重油	4,000		
(有)曲田石油 67-2136	火散布 135	屋外給油	ガソリン	16,000
			軽油	1,7000
			灯油	2,000
	廃油		2,000	
	火散布 1-7	一般 (小口詰替専用)	灯油	6,000
			重油	6,000
		軽油	6,000	
屋外タンク	重油	28,800		
	灯油	28,800		
軽油	30,000			
火散布 135	移動タンク (車番 2210)	灯・軽・重油	3,450	
	移動タンク (車番 1410)	灯・軽・重油	6,000	
散布漁業協同組合 67-2111	火散布 188	屋外給油 (船舶専用) 休止中、実質使用不可	重油	70,000
		一般 (小口詰替専用)	重油	16,000
		屋外タンク	重油	70,000
(株)丸物出口興産 64-2211 64-2218 (給油所)	浜中基線 56	屋外給油	ガソリン	19,200
	軽油		19,200	
	浜中桜北 7	移動タンク (車番 6022)	灯油・軽油	3,600
	浜中桜南 32	地下タンク	灯油	6,000
		休止中、実質使用不可	軽油	14,000
		一般 (小口詰替専用) 休止中、実質使用不可	灯油	3,750
	軽油	5,750		
	浜中桜北 7	地下タンク	灯油	25,000
		軽油	35,000	
	一般 (小口詰替専用)	灯油	4,800	
軽油		4,800		
浜中桜北 125	爆薬・雷管	爆薬 電気雷管	1,890 kg 2,000 個	

事業所名	所在地	危険物貯蔵所等の別	貯蔵・取扱品名	数量
(株)浜中運輸 64-2116	浜中桜西 6	移動タンク (車番 2210)	灯・軽・重油	4,000
	浜中桜西 8	移動タンク (車番 2912)	灯油・軽油	6,000
	浜中桜西 46	屋外給油	軽油	30,000
(有)石橋組 67-2131	丸山散布 2-63	自 移動タンク(車番 6054)	灯・軽・重油	4,000
		自 移動タンク(車番 1024)	灯・軽・重油	4,000
太平洋興運(株) 浜中 営業所 64-2221	浜中桜北 25	自 給油取扱所	軽油	10,000
(有)丸ワ綿貫商店 65-2339	茶内緑 54	移動タンク (車番 6501)	灯油・軽油	3,750
赤石建設(株) 64-2231	浜中桜北 19	自 移動タンク(車番 2108)	灯油・軽油	4,000
浜中製材協同組合 65-4000	茶内旭 3-6	自 地下タンク貯蔵所 休止中	重油	15,000
霧多布湿原センター 65-2779	4 番沢 103-19	自 地下タンク貯蔵所	重油	4,000
町立浜中診療所 62-2233	霧多布東 3-1-40	自 地下タンク貯蔵所	灯油	1,900
浜中町総合文化センター 62-3131	霧多布西 3-1-47	自 屋内タンク貯蔵所	重油	5,500
浜中町温水プール 62-3097	暮帰別西 1-151	自 地下タンク貯蔵所	重油	6,000
霧多布中学校 62-3241	暮帰別西 1-160	自 地下タンク貯蔵所	重油	11,000
浜中町西円朱別浄水場 65-2052	西円朱別西 17 線 412-4	自 地下タンク貯蔵所	重油	6,000
散布小・中学校 67-2324	火散布 133	自 地下タンク貯蔵所	重油	6,000
浜中町総合体育館 62-3144	暮帰別西 1-151	自 地下タンク貯蔵所	重油	8,000
霧多布高等学校 62-2688	新川東 2-41	自 地下タンク貯蔵所	重油	4,000
浜中町衛生センター 64-2725	茶内東 5 線 36	自 地下タンク貯蔵所	重油	5,000
浜中町ふれあい交流センター 「ゆうゆ」 62-3726	湯沸 432・446	自 地下タンク貯蔵所	重油	8,000
社会福祉法人浜中福祉会 特別養護老人ホーム「ハイツ・野いちご」 65-3100	茶内緑 91	自 地下タンク貯蔵所	重油	10,000
(株)今井建設 64-2717	浜中桜西 89	自 移動タンク(車番 5766)	灯油・軽油	4,000
農基開発(株) 65-2525	茶内西 3 線 63	自 移動タンク(車番 5652)	軽油	3,000

事業所名	所在地	危険物貯蔵所等の別	貯蔵・取扱品名	数量
浜中町役場 62-2111	湯沸 445・ 446-1	自 一般取扱所	灯油	2,652
		自 地下タンク貯蔵所	灯油	8,000
	湯沸 432	自 地下タンク貯蔵所	灯油	5,000

※休止中

資料34 防災資機材倉庫等

●防災倉庫等

設置場所	棟数	面積	所在地
防災倉庫	1	190.38 m ²	霧多布湯沸 435 番地
霧多布小学校体育館災害備蓄庫	1	98.43 m ²	霧多布東 4 条 1 丁目 16 番地
茶内水防倉庫	1	11.79 m ²	茶内若葉 1 丁目 10 番地

●防災資機材の備蓄

設置場所	土のう	土のう袋	スコップ	ツルハシ	電光ドラム	ブルーシート	バケツ
防災倉庫	200	3,200	40	5	12	2	3
霧多布小学校体育館災害備蓄庫							
茶内水防倉庫	150						
茶内土のう置場	1000						

設置場所	発電機	懐中電灯	テント	給水袋	ポリタンク		
防災倉庫	2	7	11	400	3		
霧多布小学校体育館災害備蓄庫							
茶内水防倉庫							

資料35 自主防災組織一覧

●自主防災組織

	地 区	名 称	連絡先
1	丸山散布	丸山散布自治会自主防災組織	会長宅
2	湯沸	湯沸自治会自主防災組織	会長宅

●地区別防災別連絡責任者

	地 区	名 称	連絡先
1	霧多布	一新会	会長宅
2	霧多布	樹徳会	会長宅
3	霧多布	霧多布中央会	会長宅
4	霧多布	共和町内会	会長宅
5	霧多布	水取場自治会	会長宅
6	霧多布	湯沸自治会	会長宅
7	霧多布	暮帰別町内会	会長宅
8	霧多布	新川自治会	会長宅
9	霧多布	仲の浜自治会	会長宅
10	琵琶瀬	琵琶瀬自治会	会長宅
11	散布	渡散布自治会	会長宅
12	散布	火散布自治会	会長宅
13	散布	丸山散布自治会	会長宅
14	散布	藻散布自治会	会長宅
15	榊町	榊町自治会	会長宅
16	奔幌戸	奔幌戸自治会	会長宅
17	貫人・恵茶人	貫人自治会	会長宅
18	浜中市街	浜中市街親交会	会長宅
19	熊牛原野	熊牛連合会	会長宅
20	熊牛原野	浜中東南連合会	会長宅
21	姉別市街・姉別原野	姉別地区連合会	会長宅
22	厚陽	厚陽自治会	会長宅
23	茶内市街	茶内自治会	会長宅
24	茶内原野	茶内農村連合会	会長宅
25	茶内原野	茶内第一連合会	会長宅
26	茶内原野	茶内第三連合会	会長宅
27	西円朱別	西円朱別連合会	会長宅

28	円朱別	円朱別連合会	会長宅
----	-----	--------	-----

資料36 避難階段・避難経路

番号	施設名	所在地	備考
1	上皇寺避難路	霧多布	総延長 L = 357m
2	榊町避難階段	榊町	

資料 3 7 指定避難所

番号	避難施設	住所	電話番号	収容能力 (人)
1	浜中町役場本庁舎	湯沸 445 番地	62-2111	580
2	ふれあい交流保養センター (ゆうゆ)	湯沸 432 番地	62-3726	500
3	農業者トレーニングセンター	茶内橋北東 33 番地	65-2266 65-2903	880
4	茶内コミュニティセンター	茶内若葉 1 丁目 10 番地	65-2079	460
5	中山間活性化施設 MO-TTOかぜて	浜中東 6 線 60 番地	64-3000	270
6	浜中農村環境改善センター	浜中桜東 36 番地	64-2111 64-2046	490
7	姉別農村環境改善センター	姉別 3 丁目 41 番地	68-6050	410

番号	避難施設	構造	給食 施設	給水 施設	延面積 (㎡)	管理者	夜間等の 緊急連絡先
1	浜中町役場本庁舎	鉄筋	有	有	4,186	総務課長	課長宅
2	ふれあい交流保養センター (ゆうゆ)	鉄筋	有	有	1,530	商工観光 課長	課長宅
3	農業者トレーニングセンター	鉄筋	有	有	1,768	生涯学習 課長	課長宅
4	茶内コミュニティセンター	鉄筋	有	有	924	総務課長	課長宅
5	中山間活性化施設 MO-TTOかぜて	鉄筋	有	有	541	商工観光 課長	課長宅
6	浜中農村環境改善センター	鉄筋	有	有	999	総務課長	課長宅
7	姉別農村環境改善センター	鉄筋	有	有	830	総務課長	課長宅

資料 38 指定緊急避難場所及び津波一時避難場所

●指定緊急避難場所

番号	避難場所・施設名	所在	電話	収容能力(人)	延面積(m ²)	対象とする異常な現象の種類						
						洪水・内水 氾濫	崖崩れ 土石流 地滑り	津波 高潮	地震	大規模 な火災	内水 氾濫	火山 現象
1	浜中町役場本庁舎	湯沸 445	62-2111	580	4,186	●	●	●	●	●	●	●
2	ふれあい交流・保養センター(ゆうゆう)	湯沸 432	62-3726	500	1,530	●	●	●	●	●	●	●
3	アゼチの岬	湯沸				●		●		●		
4	湯沸下海岸高台	湯沸				●		●		●		
5	霧多布岬	湯沸				●		●		●		
6	琵琶瀬展望台 (琵琶瀬コンテナ)	琵琶瀬				●		●		●		
7	渡散布防災コンテナ (戸井宅側坂上)	渡散布				●		●		●		
8	渡散布前田宅側坂上	渡散布				●		●		●		
9	養老散布坂上	養老散布(道 有林内)				●		●		●		
10	火散布防災コンテナ (琵琶瀬方面高台)	火散布(道有 林内)				●		●		●		
11	丸山散布津波避難高台	丸山散布 1 丁目				●		●		●		
12	藻散布防災コンテナ (散布トンネル頂上)	藻散布				●		●		●		
13	藻散布厚岸方面高台	藻散布(道有 林内)				●		●		●		
14	榊町憩いの広場	榊町				●		●		●		
15	旧森林公園(榊町神社 裏高台)	榊町				●		●		●		

番号	避難場所・施設名	所在	電話	収容能力(人)	延面積(m ²)	対象とする異常な現象の種類						
						洪水・内水 氾濫	崖崩れ 土石流 地滑り	津波 高潮	地震	大規模 な火災	内水 氾濫	火山 現象
16	農業者トレーニングセンター	茶内橋北東33	65-2266	880	1,768	●	●	●	●	●	●	●
17	茶内コミュニティセンター	茶内若葉1-10	65-2079	460	924	●	●	●	●	●	●	●
18	中山間活性化施設 MO-TTOかぜて	浜中東6-60	64-3000	270	541	●	●	●	●	●	●	●
19	浜中農村環境改善センター	浜中桜東36	64-2111	490	999	●	●	●	●	●	●	●
20	姉別農村環境改善センター	姉別3-41	68-6050	410	830	●	●	●	●	●	●	●
21	琵琶瀬地区津波避難タワー	琵琶瀬60		153	147			●				

●津波一時避難場所

番号	避難場所・施設名	所在	電話	収容能力(人)	延面積(m ²)	対象とする異常な現象の種類						
						洪水・内水 氾濫	崖崩れ 土石流 地滑り	津波 高潮	地震	大規模 な火災	内水 氾濫	火山 現象
1	霧多布高等学校	新川	62-2688	600	767			●				

資料 39 広域避難場所

地域	番号	避難場所	所在地	面積 (㎡)	避難対象区 (通称名)
霧多布 地域	1	霧多布小学校グラウンド	霧多布	7,600	一新会・樹徳会 湯沸自治会
	2	浜中町総合文化センター 駐車場		3,000	共和会 中央会
	3	霧多布スポーツ広場 霧多布港湾用地		15,000	水取場自治会
暮帰別 新川 仲の浜 地域	4	浜中町総合グラウンド	暮帰別	14,500	暮帰別 新川 仲の浜
	5	霧多布中学校グラウンド	新川	14,000	
	6	霧多布高等学校グラウンド	新川	13,000	
琵琶瀬 地域	7	旧琵琶瀬小学校グラウンド	琵琶瀬	9,000	琵琶瀬
散布 地域	8	散布小・中学校グラウンド	火散布	7,700	渡散布・火散布 丸山散布・藻散布
榊町 地域	9	旧榊町小学校グラウンド	榊町	5,100	榊町
奔幌戸 地域	10	旧奔幌戸小学校グラウンド	奔幌戸	4,150	アザラップ・幌戸 奔幌戸・羨古丹
貫人 地域	11	旧貫人小学校グラウンド	貫人	2,500	仙鳳趾・貫人 恵茶人
茶内 地域	12	茶内小学校グラウンド	茶内橋北	11,200	茶内市街外
	13	茶内中学校グラウンド		11,800	
	14	茶内農業者トレーニングセンター前		3,000	
	15	茶内コミュニティセンター駐車場	茶内若葉	25,950	
浜中 地域	16	浜中小・中学校グラウンド	浜中市街	12,380	浜中市街外
姉別 地域	17	旧姉別南小・中学校グラウンド	姉別市街	7,290	姉別市街外
	18	旧姉別小学校グラウンド	姉別南1線	5,180	姉別原野
茶内第一 地域	19	旧茶内第一小学校グラウンド	茶内西7線	1,980	茶内第一区域
茶内第三 地域	20	旧茶内第三小学校グラウンド	茶内西13線	6,000	茶内第三区域
西円朱別 地域	21	旧西円朱別小学校グラウンド	西円朱別西18線	11,700	西円朱別区域
円朱別 地域	22	旧円朱別小学校グラウンド	円朱別西7線	3,700	円朱別区域
厚陽 地域	23	厚陽地区会館前	厚陽92番地	1,500	厚陽

資料４０ 応急救護所として指定する施設一覧

地域	番号	避難施設	電話	収容能力(人)	構造	給食施設	給水施設	延面積(m ²)	管理者	夜間等の緊急連絡先
霧多布	1	浜中町役場本庁舎	62-2111	580	鉄筋	有	有	4,186	総務課長	管理人宅
	2	ふれあい交流保養センター(ゆうゆ)	62-3726	500	鉄筋	有	有	1,530	商工観光課長	課長宅
	3	総合文化センター	62-3131	1,870	鉄筋	有	有	3,757	生涯学習課長	課長宅
新川 仲の浜 暮帰別	4	霧多布中学校	62-3241	1,400	鉄筋	有	有	2,819	学校長	学校長宅
	5	浜中町総合体育館	62-3144	1,630	鉄骨	有	有	3,267	生涯学習課長	課長宅
琵琶瀬	6	旧琵琶瀬小学校		430	鉄筋	有	有	873	管理課長	管理課長宅
散布	7	渡散布住民センター	67-2207	100	木造	有	有	210	総務課長	管理人宅
	8	漁村センター	67-2208	340	鉄筋	有	有	698	総務課長	管理人宅
	9	散布小・中学校	67-2324	1350	鉄筋	有	有	2,700	学校長	学校長宅
	10	散布保育所	67-2307	210	木造	有	有	425	保育所長	所長宅
榊町	11	榊町会館	64-2073	120	木造	有	有	249	総務課長	管理人宅
	12	地域活動支援センター(旧榊町小学校)		470	鉄筋	有	有	947	管理課長	管理課長宅
奔幌戸	13	奔幌戸ふれあい館	64-2051	160	木造	有	有	332	総務課長	管理人宅
貫人	14	貫人会館	68-6424	160	木造	有	有	331	総務課長	管理人宅
	15	旧貫人小学校		370	鉄筋	有	有	741	管理課長	管理課長宅
茶内	16	農業者トレーニングセンター	65-2266	880	鉄筋	有	有	1,768	生涯学習課長	管理人宅
	17	茶内中学校	65-2251	810	鉄筋	有	有	1,637	学校長	学校長宅
	18	茶内コミュニティセンター	65-2079	460	鉄筋	有	有	924	総務課長	管理人宅
浜中 熊牛	19	浜中小学校	64-2023	590	鉄筋	有	有	1,186	学校長	学校長宅
	20	浜中農村環境改善センター	64-2111	490	鉄筋	有	有	999	総務課長	管理人宅
	21	熊牛地区コミュニティセンター	64-2320	80	木造	有	有	175	総務課長	管理人宅
姉別	22	姉別農村環境改善センター	68-6050	410	鉄筋	有	有	833	総務課長	管理人宅
	23	旧姉別小学校		360	鉄筋	有	有	736	管理課長	管理課長宅
茶内第一	24	茶内第一住民センター	65-2233	360	鉄筋	有	有	736	総務課長	管理人宅
茶内第三	25	旧茶内第三小学校		360	鉄筋	有	有	739	管理課長	管理課長宅
西円朱別	26	西円農民研修センター	65-2758	160	木造	有	有	320	総務課長	管理人宅
	27	旧西円朱別小学校	65-2240	610	鉄筋	有	有	1,234	管理課長	管理課長宅
円朱別	28	円朱別会館	65-2311	350	鉄筋	有	有	719	総務課長	管理人宅
厚陽	29	厚陽地区会館	68-6075	80	木造	有	有	178	総務課長	管理人宅

資料4-1 待避所

番号	施設名	所在	収容人数	連絡先等
1	茶内小学校	茶内橋北西39番地	285	学校長
2	茶内中学校	茶内橋北西39番地	299	学校長
3	茶内第一住民センター	茶内西7線364番地	144	連合会長
4	旧茶内第三小学校(校舎)	茶内西13線85番地	93	教委管理課
5	円朱別会館	円朱別西7線108番地	92	連合会長
6	円朱別地域文化館	円朱別西7線108番地	62	教委生涯学習課
7	西円朱別地域体育館	西円朱別西18線181番地	62	教委生涯学習課
8	茶内第一住民センター	茶内西7線364番地	35	連合会長
9	茶内第三寿の家	茶内西13線85番地	21	連合会長
10	茶内第三母と子の家	茶内西13線85番地	23	連合会長
11	西円朱別農民研修センター	西円朱別西18線183.185番地	39	連合会長
12	浜中小学校	浜中桜西76番地	214	学校長
13	浜中中学校	浜中桜西50番地	259	学校長
14	すくらむ21	浜中桜東38番地	170	教委生涯学習課
15	熊牛地区コミュニティセンター	浜中基線76番地	21	連合会長
16	旧姉別小学校	姉別南1線172番地	126	教委管理課
17	厚床地区会館	厚陽92番地	22	自治会長

資料4-2 消防力の現状

1 釧路東部消防組合本部の職員配置

	消防長	総務課	警防課	計
消防本部	1	4	3	8

2 浜中消防署の職員配置

	署長	副署長	主幹	総務係	消防団係	警防係
浜中消防署	1	2	6	3	3	4

	予防指導係	予防広報係	救急係	救助係	計
浜中消防署	2	2	2	2	27

3 浜中消防団の配置（人員は定数）

団本部	第1分団 霧多布	第1分団 榊町	第2分団 浜中	第3分団 茶内	第4分団 散布
16名(うち、女性消防団10名)	29名	16名	22名	22名	23名
	第5分団 琵琶瀬	第6分団 姉別	第7分団 奔幌戸	計	
	22名	23名	22名	195名	

4 消防自動車等配備状況

所属	指揮車	広報車	消防ポンプ車	水槽付消防ポンプ車	大型水槽車	救急車	資機材搬送車	水難救助車	小型動力ポンプ
消防署	1	2		2		3	1	1	1
消防団	第1分団		1		1				3
	第1分団榊町		1						1
	第2分団		1						1
	第3分団		1						1
	第4分団		2						2
	第5分団		1						1
	第6分団		1						1
第7分団			1					2	
合計	1	2	9	2	1	3	1	1	13

5 消防水利保有数

地区別	消防水利			
	現有個数			現有合計
	消火栓	防火水槽		
	公設	40 m ³ 級以上	40 m ³ 級未満	
霧多布	23	2		25
湯沸		3		3
暮帰別・新川・仲の浜	14	5		19
茶内	20	4	5	29
西門朱別・東門朱別・茶内第一・茶内第三	3			3
琵琶瀬	5	2	1	8
渡散布	3	1		4
火散布	4	1		5
丸山散布	3	1		4
藻散布	2	1		3
榊町	5	1		6
浜中	5	4	1	10
姉別	2	3	1	6
奔幌戸	4	2		6
貫人	1	2		3
合計	94	32	8	134

資料43 ヘリコプター離着陸可能地

施設名等	所在地	著名地点からの方向及び距離	広さ (m)	施設管理者及び電話番号
霧多布小学校 グラウンド	霧多布	町役場から東に0.1km	90×78	浜中町教育委員会 (0153)62-2111
霧多布中学校 グラウンド	新川	町役場から北西に2.3km	94×150	浜中町教育委員会 (0153)62-2111
浜中町総合 グラウンド	暮帰別	町役場から北西に2.4km	110×130	浜中町教育委員会 (0153)62-2111
旧琵琶瀬小学校 グラウンド	琵琶瀬	町役場から南西に4.1km	65×140	浜中町役場総務課 (0153)62-2111
散布小中学校 グラウンド	火散布	町役場から南西に9.7km	67×80	浜中町教育委員会 (0153)62-2111
旧榊町小学校 グラウンド	榊町	町役場から北に5.2km	81×70	浜中町役場総務課 (0153)62-2111
旧奔幌戸小学校 グラウンド	奔幌戸	町役場から北に8.6km	66×64	浜中町教育委員会 (0153)62-2111
旧貫人小学校 グラウンド	貫人	町役場から北東に12.1km	52×48	浜中町教育委員会 (0153)62-2111
茶内小学校 グラウンド	茶内橋北	役場茶内支所から北西に0.8km	78×75	浜中町教育委員会 (0153)62-2111
浜中小・中学校 グラウンド	浜中桜西	JR浜中駅から南西に0.2km	112×50	浜中町教育委員会 (0153)62-2111
旧姉別南小・中 学校グラウンド	姉別市街	JR姉別駅から南東に0.3km	116×57	浜中町教育委員会 (0153)62-2111
旧西円朱別小学 校グラウンド	西円朱別	町役場茶内支所から北北西に10.8km	70×108	浜中町教育委員会 (0153)62-2111
道道霧多布岬線 駐車公園	湯沸	町役場から東に2.7km	74×19	釧路建設管理部厚岸 出張所(0153)52-3615
防災広場	湯沸	町役場から南東に0.2km	90×90	浜中町役場防災対策室 (0153)62-2111

資料 4 4 気象庁震度階級関連説明表

●気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

注1 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

注2 この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

注3 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。

注1 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

注2 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱 5強	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。※3

- ※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
- ※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
- ※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある。※
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

- ※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動による超高層ビルの揺れ ※	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

- ※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

資料45 主要な活断層及び海溝型地震の長期評価

【活断層】

主要断層帯	地震規模	地震発生確率			平均活動間隔	最新活動時期
		30年以内	50年以内	100年以内		
両館平野西縁断層帯	7.0～7.5程度	ほぼ0～1%	ほぼ0～2%	ほぼ0～3%	13000年～17000年	14000年前以後
黒松内低地断層帯	7.3程度以上	2～5%以下	3～9%以下	7～20%以下	3600年～5000年程度以上	約5900年前～4900年前
石狩低地東縁断層帯 (主部)	7.9程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0～0.001%	1000年～2000年程度	1739年前～1885年
同 (南部)	7.7程度以上	0.2%以下	0.3%以下	0.6%以下	17000年程度以上	不明
当別断層帯	7.0程度	ほぼ0～2%	ほぼ0～4%	ほぼ0～8%	7500年～15000年程度	約11000年前～2200年前
増毛山地東縁断層帯・ 沼田～砂川付近の断層帯 (増毛山地東縁断層帯)	7.8程度	0.6%以下	1%以下	2%以下	5000年程度以上	不明
同(沼田～砂川付近の断層帯)	7.5程度	不明	不明	不明	不明	不明
宮良野断層帯(西部)	7.2程度	ほぼ0～0.03%	ほぼ0～0.05%	ほぼ0～0.1%	4000年程度	2世紀～1739年
同 (東部)	7.2程度	ほぼ0～0.01%	ほぼ0～0.02%	ほぼ0～0.05%	9000年～22000年程度	約4300年前～2400年前
十勝平野断層帯(主部)	8.0程度	0.1～0.2%	0.2～0.3%	0.5～0.6%	17000年～22000年程度	不明
同 (光地断層帯)	7.2程度	0.1～0.4%	0.2～0.7%	0.5～1%	7000年～21000年程度	約21000年前以後に2回
原津断層帯	7.7程度以上	不明	不明	不明	不明	不明
サロベツ断層帯	7.6程度	4%以下	7%以下	10%以下	約4000年～8000年	約5100年前以後

(注) 平成25年1月1日現在

(出典：千島海溝沿いの地震活動の長期評価 (第三版))

【海溝型】

十勝沖から択捉島沖にかけて発生した主な地震のマグニチュード等

対象地震及び発生領域	地震発生年月日	地震の発生間隔等	地震規模 ^{注1}			死傷者数 ^{注2}		最大震度 ^{注3}	津波高 ^{注4}
			M	Mt	Mw	死者・行方不明者	負傷者		
超巨大地震 (17世紀型)	17世紀 ^{注5}	発生間隔は100~800年程度			8.8	—	—		
十勝沖のプレート間巨大地震	1843/ 4/25 ^{注6}	発生間隔は108.9年 発生間隔は51.6年	8.0	8.0		46	—		7.1
	1952/ 3/ 4 ^{注10}		8.2	8.2	8.1	33	287	6	3以上
	2003/ 9/26		8.0	8.1	8.3	2	849	6弱	4
根室沖のプレート間巨大地震	1843/ 4/25 ^{注6}	発生間隔は50.9年 発生間隔は79.2年	8.0	8.0		46	—		7.1
	1894/ 3/22 ^{注7}		7.9	8.2	8.3	1	6		2-3
	1973/ 6/17		7.4	8.1	7.8	0	26	5	4
色丹島沖及び択捉島沖のプレート間巨大地震	1893/ 6/ 4	1839年の地震以降の177.7年間に発生は、5回。	7.7			0	0		2.1-2.4
	1918/ 9/ 8		8.0	8.5	8.1	24	—		6-12
	1963/10/13		8.1	8.4	8.5	0	0	4#	4-4.4
	1969/ 8/12		7.8	8.2	8.2	0	0	4#	2.8
	1995/12/ 4		7.3	7.7	7.9	—	—	2#	0.2
プレート間地震 十勝沖・根室沖	2003/ 9/26 ^{注9}	1976年以降の41年間に発生は、3回。	7.1		7.4	不明 ^{注9}	不明 ^{注9}	6弱	不明 ^{注9}
	2004/11/29		7.1		7.0	0	52	5強	0.1
	2008/ 9/11		7.1	6.8	6.8	0	0	5弱	0.5
プレート間地震 色丹島沖・択捉島沖	1978/ 3/23	1976年以降の41年間に発生は、3回。	7.0	7.5	7.6	0	0	3#	0.0
	1978/ 3/25		7.3	7.7	7.5	0	0	3#	0.2
	1991/12/22		6.8	7.6	7.6	—	—	2#	0.2
十勝沖から択捉島沖の海溝寄りのプレート間地震 (津波地震等)	1952/ 3/ 4 ^{注10}	1900年以降の117年間に発生は、3回。	8.2	8.2	8.1	33	287	6	3以上
	1963/10/20		6.7	7.9	7.8	0	0	1#	10-15
	1975/ 6/10		7.0	7.9	7.5	0	0	1#	4
プレート内地震 やや浅い地震 ^{注8}	1958/11/ 7	1839年の地震以降の177.7年間に発生は、2回。	8.1	8.2	8.4	0	0	5#	3
	1994/10/ 4		8.2	8.2	8.3	0	436	6#	5-10
	1924/ 7/ 1		7.5			—	—	4#	
プレート内地震 やや深い地震 ^{注8}	1978/12/ 6	1900年以降の117年間に発生は、3回。	7.2		7.8	—	—	4#	
	1993/ 1/15		7.5		7.6	2	967	6	

注1：Mの欄は1923年以降は気象庁を、それ以前は宇津(1999)の表に記述されたMを採用することとした。1884年以前のMの値は近代観測が行われる前のものであり、1885年以降のものに比べ信頼性が低い。宇津(1999)は、「1884年以前の震央の緯度・経度とマグニチュードは宇佐美(1996)の書物によるが、同書に範囲として示されているものは範囲の中央値を記入し、また分数は小数に直し小数点以下1桁で打ち切った。」としている。また、宇津(1999)は、「1885~1980年の震源とマグニチュードは宇津の表(宇津, 1982, 1985)による。」としている。

Mtの欄は阿部(1988, 1999)の表に記述されたMtを採用することとした。1999年以降の地震については阿部(1981a)の手法から計算した。

Mwの欄に関しては、ISC(国際地震センター)とGEM(グローバル地震モデル)が作成したISC-GEM Global Instrumental Earthquake Catalogue version 4.0(1900-2013)を採用した。1976年以降であればGlobal CMTを引用していることが多いが、それ以前は確度が低い。

注2：死傷者数の欄は2000年以降は消防庁に、それ以前は宇佐美・他(2013)によった。表中「—」は不明(記録がない)でゼロとは限らない。なお、北方領土の死傷者は必ずしも含まれてはいない(そのような例として北方領土で11名の死者をもたらした1994年北海道東方沖地震が挙げられる)ことに留意する必要がある。

注3：震度は気象庁による。1923年以降に発生した地震のみ記載した。また、1996年9月以降、震度5は震度5弱と5強に、震度6は震度6弱と6強に分けられる。また、値は北海道本島で記録された最大震度であり、北方領土ではより大きな揺れを受けている可能性がある。したがって、色丹島沖以東を震源とする地震の震度には#を付与している。

注4：津波高は渡辺（1998）に記載された最大の値を記した。ただし、十勝沖・根室沖の1843年のプレート間巨大地震は都司・他（2014）、色丹島沖及び択捉島沖のプレート間巨大地震については、1969年はSolov'ev（1978）、1918年は宇佐美・他（2013）による。単位はmで、小数点2位を四捨五入している。最大全振幅記録であった場合は、値を1/2にして計算している。空欄は不明または記録無し。津波高については、波高、痕跡高、浸水高等測定方法が様々で、手法によって同じ津波・地区でも高さが大きく異なる。また、推定値であるものもあり、地形によって局所的に大きくなることもあるため、値は必ずしも最大とは限らず、そのほかの記録に比べて不確実性が大きい。また、北方領土や領域外の千島列島で記録された値も含んでいるが、資料が少なく北海道本島に比べ信頼性は低い。

注5：17世紀に発生した超巨大地震のMwはIoki and Tanioka（2016a）による。発生間隔はSawai et al.（2009）による。

注6：1843年のプレート間巨大地震は、十勝沖と根室沖が連動したと評価し、十勝沖と根室沖の双方の地震として扱う。

注7：1894年の根室半島沖の地震のMwはTanioka et al.（2007）による。

注8：プレート内の地震については、海溝軸外側の地震が発生していないため、沈み込んだプレート内の地震（やや浅い地震、やや深い地震）のみを示した。

注9：2003年9月26日のM7.1の地震については、2003年十勝沖地震（M8.0）の本震の約1時間後に発生した余震であるため、被害や津波高については不明である。この地震は地震発生確率の計算には使用していない。

注10：1952年3月4日の十勝沖の地震については、海溝軸付近まで破壊が達したとする知見があるため、十勝沖から択捉島沖の海溝寄りのプレート間地震としても扱う。

資料46 道東における想定地震津波

○建物被害（全壊棟数）（棟）

項目	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
揺れ	340	580	580
液状化	250	250	250
津波	3,300	3,200	3,200
計	3,900	4,000	4,000

○人的被害（死者数）（人）

項目	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
建物倒壊	—	10	10
津波【早期避難率高 +呼びかけ】	1,500	2,100	2,300
津波【早期避難率低】	2,200	2,600	2,700

※早期避難率高+呼びかけ（すぐに避難する割合が70%）

早期避難率低（すぐに避難する割合が20%）

○負傷者数（人）

項目	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
早期避難率高+呼びかけ	70	110	230
早期避難率低	70	110	230

○低体温症要対処者数（人）

項目	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
低体温症要対処者			150

○避難者数（人）

項目	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
避難者		580	

※数値は「5以上1,000未満」は一の位を四捨五入、「1,000以上10,000未満」は十の位を四捨五入、「10,000以上」は百の位を四捨五入。「—」はわずかな被害（5未満）

（参考）

最大津波高等（太平洋沿岸津波浸水想定）			浸水域内における時間帯別人口		
最大津波高	津波到達時間	浸水面積	昼	夕	深夜
20.3m	1~5分	5,013㎡	3,168人	3,112人	3,014人

資料47 地震防災上重要施設一覧

番号	施設名	地域	耐震化	浸水域	備考
1	ふれあい交流保養センター（ゆうゆう）	霧多布	○		
2	総合文化センター	霧多布	○	○	
3	老人福祉・母子健康センター	霧多布	○	○	
4	勤労青少年ホーム	霧多布	○	○	
5	霧多布中学校	新川・暮帰別・仲の浜	○	○	
6	浜中町総合体育館	新川・暮帰別・仲の浜	○	○	
7	旧琵琶瀬小学校（校舎）	琵琶瀬	○	○	
8	渡散布住民センター	散布	○	○	
9	漁村センター	散布	○	○	
10	散布小・中学校	散布	○	○	
11	散布保育所	散布	○	○	
12	榊町会館	榊町	○	○	
13	地域活動支援センター（旧榊町小学校）	榊町	○	○	
14	奔幌戸ふれあい館	奔幌戸	○	○	
15	賞人会館	賞人	○	○	
16	旧賞人小学校（校舎）	賞人	○	○	
17	農業者トレーニングセンター	茶内	○		
18	茶内中学校	茶内	○		
19	茶内コミュニティセンター	茶内	○		
20	浜中小学校	浜中・熊牛	○		
21	浜中農村環境改善センター	浜中・熊牛	○		
22	熊牛地区コミュニティセンター	浜中・熊牛	○		
23	姉別農村環境改善センター	姉別	○		
24	旧姉別小学校（校舎）	姉別	○		
25	茶内第一住民センター	茶内第一	○		
26	旧茶内第三小学校（校舎）	茶内第三	○		
27	西円農民研修センター	西円朱別	○		
28	旧西円朱別小学校	西円朱別	○		
29	円朱別会館	円朱別	○		
30	厚陽地区会館	厚陽	○		

資料 4 8 被害状況判定基準

被害区分		判定基準
① 人的被害	死者	<p>当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの。又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) 町外の者が町内に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、本町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重症、軽症についても同じ。)</p> <p>(3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	重傷者	<p>災害のため負傷し、1か月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1か月以上に及ぶものを重傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	軽傷者	<p>災害のため負傷し、1か月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1か月未満であるものを軽傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
② 住家被害	住家	<p>現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。</p>
	世帯	<p>生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失、若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	半壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	一部破損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	床上浸水	<p>住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一次的に居住することができない状態となったもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
	床下浸水	<p>住家が床上浸水に達しないもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>

被害区分		判定基準
③ 非住宅被害	非住家	<p>非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>(1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。</p> <p>(2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。</p> <p>(3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。</p> <p>(4) 被害額の算出は、住家に準ずる。</p>
	農地	<p>農地被害は、田畑が流失、埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。</p> <p>(1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流失した状態のもの。</p> <p>(2) 埋没とは、粒径1mm以下にあっては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあっては5cm以上流入した状態をいう。</p> <p>(3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。</p> <p>(4) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。</p>
④ 農業被害	農作物	<p>農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。</p> <p>(1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(2) 倒伏とは、風のため相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</p>
	農業用施設	<p>頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。</p>
	共同利用施設	<p>農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。</p>
	営農施設	<p>農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。</p>
	畜産被害	<p>施設以外の畜舎被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。</p>
	その他	<p>上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）草畜産物等をいう。</p>
	河川	<p>河川の維持管理に必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
海岸	<p>海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>	
砂防設備	<p>砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>	
⑤ 土木被害	地すべり防止施設	<p>地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	急傾斜地崩壊防止施設	<p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	道路	<p>道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	橋梁	<p>道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	漁港	<p>漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>

被害区分		判定基準
⑤ 土木被害	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。
	公園	都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第2条第1項第3号に規定する公園若しくは緑地に設けられたもの。
⑥ 水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 （1）港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 （2）被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社も含む）所有のものをいう。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。
⑦ 林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。
⑧ 衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火葬場	火葬場をいう。
⑨ 商業被害	商業	商品、原材料等をいう。 （1）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	工業	工業等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 （1）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑩ 公立文教施設被害	公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う。）	
⑪ 社会教育施設被害	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設	
⑫ 社会福祉施設等被害	老人福祉施設、身体障害者（児）福祉施設、知的障害者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設等をいう。	
⑬ その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
	水道（戸数）	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電気（戸数）	災害により停電した戸数のうち、ピーク時の停電戸数をいう。
	ガス（戸数）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。
	上記の項目以外のものにて特に報告を要すると思われるもの。	

資料49 災害協定一覧

1 市町村間

番号	協定名	締結先	締結年月日
1	災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	北海道及び道内市町村	平成19年11月5日
2	釧路管内8市町村防災基本協定	釧路市・釧路町・厚岸町・標茶町・弟子屈町・鶴居村・白糠町	平成24年9月24日

2 民間機関等

番号	協定名	締結先	締結年月日
1	災害発生時における浜中町内郵便局と浜中町の協力に関する協定	浜中町内郵便局	平成20年7月24日 平成26年3月3日再締結
2	災害時要援護者の一時避難のための施設の使用に関する協定書	社会福祉法人 浜中福祉会	平成22年5月26日
3	災害等の発生時における浜中町と北海道LPガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	北海道LPガス災害対策協議会	平成22年10月4日
4	浜中町と浜中町建設業協会との災害等の発生時における公共施設及び社会基盤の災害応急・復旧活動の支援に関する協定	浜中町建設業協会	平成22年11月24日
5	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定	北海道コカ・コーラボトリング(株)	平成23年8月24日
6	災害時要援護者の一時避難のための施設の使用に関する協定	NPO法人 和	平成23年11月28日
7	浜中町と一般財団法人北海道電気保安協会との災害等の発生時における応急・復旧対策活動に関する協定	一般財団法人 北海道電気保安協会	平成24年7月24日
8	災害時における石油類燃料の供給に関する協定	釧路地方石油業協同組合	平成25年4月8日
9	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	平成26年10月24日
10	緊急時における輸送業務に関する協定	一般社団法人釧路トラック協会厚岸支部	平成27年6月29日

番号	協 定 名	締結先	締結年月日
11	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	(株) セコマ	平成30年10月11日
12	災害時における飲料の提供等に関する協定	サントリービバレッジサービス (株) 北海道営業本部	令和2年5月15日
13	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	(株) ゼンリン 北海道エリアグループ	令和2年5月21日
14	浜中町とヤマト運輸株式会社との包括的連携に関する協定	ヤマト運輸 (株) 道東主管支店	令和2年11月24日
15	災害時における飲料の提供に関する協定	北海道キリンビバレッジ (株)	令和3年1月21日
16	災害発生時等における厚岸警察署霧多布駐在所の代替施設使用に関する協定	釧路方面厚岸警察署	令和3年11月9日
17	大規模災害時における相互協力に関する基本協定	北海道電力 (株) 北海道電力ネットワーク (株)	令和3年12月28日
18	災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定	株式会社カナモト	令和4年9月14日
19	災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定	株式会社共成レンテム厚岸営業所	令和4年9月14日
20	浜中町津波監視カメラ映像等の提供に関する協定	北海道放送株式会社	令和6年3月4日
21	大規模災害時における相互協力に関する基本協定	東日本電子電話株式会社北海道事業部	令和6年5月9日

○別記第1号様式 災害情報報告

災 害 情 報 報 告

		部 長	班 長	班 員	
(報 告 第 号)					
報 告 日 時		年 月 日 () 時 分			
報 告 者 の 所 属 ・ 氏 名		部 班			
情 報 提 供 者 の 氏 名 等		住所 氏名 電話() -			
情 報 提 供 者 所 在					
情 報 提 供 の 方 法		電話 ・ 訪 問 ・ そ の 他 ()			
災 害 情 報 の 内 容	区 分	<input type="checkbox"/> 被害情報 <input type="checkbox"/> 資機材等の要請 <input type="checkbox"/> 支援要請 <input type="checkbox"/> そ の 他 ()			
	概 要	発 生 場 所			
		場 所			
		原 因			
		被 害 状 況			
		応 急 措 置			
		対 策 要 求			
		気 象 等 の 状 況			
そ の 他					

(特 記 事 項)

注 太枠内は、第三者から情報提供があった場合に記入すること。

別記第2号様式 職員参集状況報告書

職員参集状況報告書

			受付番号	
参集場所			氏名	
参集時間	自宅出発時間	時 分	所属	課 係
	到着時間	時 分	部・班	部 班
	所要時間	時間 分	参集方法	歩・転・車・他

本人・家族等の安否の状況	
参集路上での被害の状況	
参集途上における留意事項	

- 注 1 参集後に記入し、班長又は所属長に提出すること。
 2 班長又は所属長は、収集後に総務班に提出すること。
 3 受付番号は、総務班で記入すること。
 4 「職員・家族等の安否状況」欄は、負傷等の状況を記入するとともに、家族の場合は、続柄を記入すること。
 5 「参集途上での被害の状況」欄は、人的、建物、橋梁、ライフライン等の被害の状況を簡潔に記入すること。
 6 「参集途上における留意事項」欄は、参集途上において、危険箇所等の防災対策面で気がついた事項等を記入すること。
 7 「参集方法」欄は、徒歩の場合は歩、自転車の場合は転、自動二輪の場合はバ、自動車の場合は車、その他の場合は他に○を付けること。

別記第3号様式 職員等安否確認調査票

職員等安否確認調査票

対策部

総務対策部長

所属・所属氏名	連絡方法	連絡時間	連絡の可否	本人・家族等の安否状況	備考 (参集可能時間等)
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		

別記第4号様式 気象通報受理簿

気象通報受理簿（兼送信票）

決 裁	町長	副町長	課長	係長	係	合 議	
発進日時	年 月 日		午前 時 分		電話・FAX・電報 連絡 その他（ ）		
			午後				
発信者				受信者	Ⓜ		
予警報の 種 類				発表時刻	時 分		
				発表機関			
受 理 事 項							
処 理 方 法							

別記第5号様式 水防活動実施報告書

水防活動実施報告書

自 年 月 日

(市町村名：浜 中 町)

至 年 月 日

区 分	水 防 活 動		使 用 資 材 費			左の内主要資材 35 万円以上使用団体分			備 考	
	団体数	活動延 人 員	主 要 資 材	そ の 他 資 材	計	使 用 資 材 費				
						団体数	主 要 資 材	そ の 他 資 材		計
道(都道府県)分 前 回 迄		人	円	円	円		円	円	円	
月 分 ()										
月 分 ()										
月 分 ()										
月 分 ()										
月 分 ()										
小 計										
累 計										
水防管理団体分 前 回 迄										
月 分 ()										
月 分 ()										
月 分 ()										
月 分 ()										
月 分 ()										
小 計										
累 計										

(作成要領)

- 1 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 2 「団体数」欄の()書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
- 3 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。
- 4 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 5 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。
- 6 「左のうち主要資材 35 万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。

別記第6号様式 被害状況報告

被害状況報告 (速報・中間・最終)

月 日 時現在

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因							
災害発生場所											
発信	機関(市町村)名		浜 中 町		受信	機関(市町村)名					
	職・氏名					職・氏名					
	発信日時		月 日 時 分			受信日時		月 日 時 分			
項 目		件数等		被害金額(千円)		項 目		件数等		被害金額(千円)	
①人的被害	死 者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告		道 工 事	河 川	箇所				
	行方不明	人				海 岸	箇所				
	重 傷	人				砂防設備	箇所				
	軽 傷	人				地すべり	箇所				
	計	人				急傾斜地	箇所				
②住家被害	全 壊	棟			⑤土 木 被 害	道 路	箇所				
		世帯				橋 梁	箇所				
		人				小 計	箇所				
	半 壊	棟				市 町 村 工 事	河 川	箇所			
		世帯				道 路	箇所				
		人				橋 梁	箇所				
	一部破損	棟				小 計	箇所				
		世帯				港 湾	箇所				
	床上浸水	棟				漁 港	箇所				
		世帯				下 水 道	箇所				
		人				公 園	箇所				
	床下浸水	棟				崖 ぐ ず れ	箇所				
世帯		計	箇所								
人		漁 船	沈没流出	隻							
③非住家被害	全壊	公共建物	棟	⑥水 産 被 害	破 損	隻					
		その他	棟		計	隻					
	半壊	公共建物	棟		漁 港 施 設	箇所					
		その他	棟		共同利用施設	箇所					
	計	公共建物	棟		その他施設	箇所					
その他		棟	漁 具 (網)	件							
④農業被害	農地	田	流失・埋没等	ha	⑦林 業 被 害	道 有 林	林地	箇所			
			浸冠水	ha			治山施設	箇所			
		畑	流失・埋没等	ha			林 道	箇所			
			浸冠水	ha			林 産 物	箇所			
	農作物	田	ha	そ の 他			箇所				
		畑	ha	小 計		箇所					
	農業用施設	箇所	一 般 民 有 林	林 地		箇所					
	共同利用施設	箇所	治山施設	箇所							
	営農施設	箇所	林 道	箇所							
	畜産被害	箇所	林 産 物	箇所							
その他	箇所	そ の 他	箇所								
計			小 計	箇所							
			計	箇所							

項 目		件数等	被害金額(千円)	項 目	件数等	被害金額(千円)	
⑧ 衛生被害	水 道	箇所		⑪社会教育施設被害	箇所		
	病 院	公 立	箇所		⑫社会福祉施設等	公 立	箇所
		個 人	箇所			法 人	箇所
	清 掃 施 設	一般廃棄物処理	箇所		被害 計	箇所	
		し尿処理	箇所		鉄道不通	箇所	—
	火 葬 場		箇所		鉄道施設	箇所	
計		箇所		被害船舶(漁船除く)	隻		
⑨ 商工被害	商 業	件		⑬その他	空 港	箇所	
	工 業	件			水 道	戸	—
	そ の 他	件			電 話	回線	—
計	件		電 気		戸	—	
⑩ 公立文教施設被害	小 学 校	箇所			ガ ス	戸	—
	中 学 校	箇所			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所	—
	高 校	箇所			都 市 施 設	箇所	
	その他文教施設	箇所			被 害 総 額		
計	箇所		火 災 発 生		建 物	件	
公共施設被害市町村数	団体				危 険 物	件	
り災世帯数	世帯			そ の 他	件		
り災者数	人			消 防 団 員 出 動 延 人 数	人		
消防職員出動延人数	人						
災害対策本部の設置状況	道（総合振興局又は振興局）						
	市町村名	名 称			設置日時	廃止日時	
災害救助法適用市町村名							
補足資料（※別葉で報告）							
<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害（個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱い注意 ○応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか 							

別記第7号様式 災害情報速報

災害情報速報(第 号)

浜 中 町

報告日時 月 日 時現在

気象状況		降 雨 量	総 雨 量 mm		
主 要 河 川 状 况	河 川 名	地 区 名	概 要 (水 位 等)		
道 路 橋 梁 状 况	路 線 名 等	地 区 名	概 要 (不 通 箇 所 等)		
浸 水 状 况	地 区 名	概 要	地 区 名	概 要	
避 難 状 况	区 分	地 区 名	避 難 場 所	避 難 人 員	時 間
	避 難 指 示				
	避 難 勧 告				
	自 主 避 難 (避 難 準 備 情 報)				

別記第8号様式 避難者世帯名

避難者世帯名簿

[避難所名

]

No. _____

現住所				被災場所			
世帯主名簿				親族その他への連絡先			
電話番号				<small>(氏名・住所・電話番号)</small>			
入 所 世 帯 の 状 況	ふりがな 氏名	生年月日	続柄	性別	職業 (勤務先)	入所日時	退所日時
		M. T. S. H. R 年 月 日	世帯主	男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H. R 年 月 日	世帯主	男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H. R 年 月 日	世帯主	男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H. R 年 月 日	世帯主	男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H. R 年 月 日	世帯主	男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H. R 年 月 日	世帯主	男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H. R 年 月 日	世帯主	男・女		月 日 時	月 日 時
備考欄							

注 1 一世帯ごとに記入すること。

注 2 「被災場所」欄には、現住所付近以外の場所で被災した場合に記入すること。

注 3 児童・生徒等については、「職業」欄に学校名・学年を記入すること。

注 4 「備考」欄には、次の事項について記入すること。

- (1) 世帯内に病気療養中に者がいるときは、その者の病名及び症状等
- (2) 退所する場合、その移動先が現住所以外のときは、その移動先の住所・氏名・電話番号
- (3) その他の特記事項

別記第9号様式 避難所受入台帳

(浜中町 避難所：)

管理者 認 印	月 日	受入人員	物資使用状況		記事	備考
			品名	数量		
計 (日間)						

- 注) 1. 「受入人員」欄は、当日の最高収容人員数を記入し、受入人員数の増減経過は、「記事欄」に記入すること。
 2. 物資の使用状況は、開設期間中に使用した品目及び使用数量を記入すること。
 3. 他市町村の住民を受入れたときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考欄」に記入すること。

別記第10号様式 避難所設置及び受入状況

(浜中町)

避難所の 名称	所在地	種別	開設期間		実人員 (人)	開設		備考
			月 日から 月 日まで	日数 (日間)		延人員		
計		既存建物						
		野外仮設						

- 注) 1. 「種別欄」は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合に区分すること。
 2. 「計」欄は、既存建物利用と野外仮設の場合の区分別に合計しておくこと。

別記第 11 号様式 救助種目別物資受払簿

救 助 種 目 別 物 資 受 払 簿

救助種目別	
品 名	

浜 中 町

品 名		単 位			
年 月 日	摘 要	受	払	残	備 考
計	道調達分				
	町調達分				

- 注) 1. 「摘要欄」に、購入又は受入先及び払出し先を記入すること。
 2. 「備考欄」に、購入単価及び購入金額を記入しておくこと。
 3. 最終行欄に、道からの受入分又は町調達分別に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を記入すること。

別記第 12 号様式 公用令書等（別表 第 1 号様式～第 6 号様式）

別表 第 1 号様式

従 事 第 号 公 用 令 書 住 所 氏 名 災害対策基本法第 65 条の規定に基づき、次のとおり 従事 協力を命ずる。 年 月 日 処分権者 ㊟												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 30%;">従事すべき業務</td><td></td></tr> <tr><td>従事すべき場所</td><td></td></tr> <tr><td>従事すべき期間</td><td></td></tr> <tr><td>出頭すべき日時</td><td></td></tr> <tr><td>出頭すべき場所</td><td></td></tr> <tr><td>備 考</td><td></td></tr> </table>	従事すべき業務		従事すべき場所		従事すべき期間		出頭すべき日時		出頭すべき場所		備 考	
従事すべき業務												
従事すべき場所												
従事すべき期間												
出頭すべき日時												
出頭すべき場所												
備 考												

（備考） 用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表 第 2 号様式

管 第 号 公 用 令 書 住 所 氏 名 災害対策基本法第 78 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。 年 月 日 処分権者 ㊟																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">保管すべき物資の種類</th> <th style="width: 10%;">数量</th> <th style="width: 20%;">保管すべき場所</th> <th style="width: 20%;">保管すべき期間</th> <th style="width: 20%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考																				
保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考																					

（備考） 用紙は、日本工業規格 A4 とする

別表 第3号様式

管 理 第 号 公 用 令 書 住所 氏名 災害対策基本法第78条第1項の規定に基づき、次のとおり 管理 使用する。 収用 年 月 日 処分権者 ㊟							
名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考

(備考) 用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表 第4号様式

変 更 第 号 公 用 令 書 住所 氏名 災害対策基本法第78条第1項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）にかか る処分を次のとおり変更したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。 年 月 日 処分権者 ㊟	
変更した処分の内容	

(備考) 用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表 第5号様式

取 消 第 号
公 用 令 書
住所 氏名
災害対策基本法第78条第1項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号） にかかると処分を次のとおり変更したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。
年 月 日
処分権者 ⑩

（備考） 用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表 第6号様式

No. _____
防 災 立 入 検 査 表
所 属 職 名 氏 名
年 月 日生
上記の者は災害対策基本法第71条の規定に基づく権限を有するものであることを証明する。
年 月 日交付
浜 中 町 長 ⑩
交 付 責 任 者 ⑩

※規格 縦6センチ 横9センチとする。

（裏）

注 意
1. 本票は他人に貸与し、若しくは譲渡し又は勝手に訂正してはならない。
2. 本票は 年 月 日まで有効とする。
3. 本票は有効期間が経過したとき、または不明になったときは速やかに返還しなければならない。
4. 本票を亡失し、若しくは損傷したときは速やかに文書をもって届出なければならない。

別記第 13 号様式 自衛隊災害派遣要請の依頼について

浜 年 防 災
年 月 日

北 海 道 知 事 様

浜中町長 印

自衛隊の災害派遣要請について

このことについて、次のとおり緊急措置が必要なので、自衛隊の災害派遣の要請を依頼します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を必要とする期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内
- 4 派遣部隊が展開できる場所
- 5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項
(作業用資材、宿舎の準備状況、現地の連絡責任者等)

(防災対策室防災係)

別記第 14 号様式 自衛隊災害派遣撤収要請の依頼について

浜 防 災
年 月 日

北 海 道 知 事 様

浜中町長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付けをもって要請を要求した自衛隊の災害派遣については、目的を達成したので、次の日時をもって撤収要請されるよう依頼します。

記

1 派遣を必要とした事由

2 撤収要請日時 年 月 日 時 分

(防災対策室防災係)

別記第 15 号様式 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

(第 報)

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時：	年	月	日	時	分
-------	---	---	---	---	---

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要 請 機 関								
		担 当 者 職 氏 名								
		連 絡 先		TEL			FAX			
災 害 の 状 況 ・ 派 遣 理 由	覚 知			年	月	日	時	分		
	災害発生日時			年	月	日	時	分		
	災害発生場所									
	災 害 名									
	災 害 発 生 状 況									
	措 置 状 況									
派 遣 を 必 要 と する 区 域				希 望 する 活 動 内 容						
気 象 の 状 況										
離 着 陸 の 状 況	離 着 陸 場 名									
	特 記 事 項	(証明・㊦マーク、吹き渡し、離着陸場の状況(障害物)ほか)								
必 要 と する 資 器				現 地 での 資 器 材 確 保 状 況						
				特 記 事 項						
傷 病 者 の 搬 送 先				救 急 自 動 車 等 の 手 配 状 況						
他 機 関 への 援 助 状 況	他 に 援 助 を 要 請 して いる 機 関 名									
	現 場 付 近 で 活 動 中 の 航 空 機 の 状 況									
現 地 最 高 指 揮 者	(機 関 名)									
	(職 ・ 氏 名)									
無 線 連 絡 方 法										(周 波 数)
そ の 他 参 考 事 項										
搭 乗 者	所 属	職	氏 名	年 齢	所 属	職	氏 名	年 齢	備 考	

別記第 16 号様式 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

年 月 日

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

総括責任者
北海道総務部長 様

浜中町長

北海道消防ヘリコプター緊急運航要領第 8 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

災害発生日時	年 火 時 分							
災害発生場所								
派遣区域								
離着陸場								
使用した資器材								
傷病者の搬送先								
消防防災ヘリコプターに係る活動内容等	[地元の活動状況(消防防災ヘリコプター運航に係る分)]							
	[消防防災ヘリコプターによる活動内容]							
災害発生状況 措置状況								
その他参考となる事項								
搭乗者	所 属	職	氏 名	年齢	所 属	職	氏 名	年齢

別記第 17 号様式 救急患者の緊急搬送情報伝達票

第 報

要請日時	平成 年 月 日 時 分				
1 要請市町村名	電話	F A X			
担当課・職・氏名	職名	氏名			
2 依頼病院名	電話				
所在地	F A X				
担当医師名・科名	科	担当課 氏名			
3 受入病院名	電話				
所在地	F A X				
担当医師名・科名	科	直通内線番号			
受入病院の了承： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
4 患者氏名 <small>ふりがな</small>	生年月日	年 月 日	歳		
	体 重	kg	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	職業	
住 所					感染症： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
病 名	<input type="checkbox"/> 入院中 <input type="checkbox"/> 外来： 月 日				
経 過	血圧： <small>mmHg</small>		脈拍： <small>回/分</small>		
	呼吸： <small>回/分</small>		体温： <small>℃</small>		
	意識レベル (JCS)：				
航空機による搬送 が必要な理由	<input type="checkbox"/> 緊急性 <input type="checkbox"/> 搬送時間短縮 <input type="checkbox"/> 搬送安定性 <input type="checkbox"/> その他 () (主な理由：)				
気圧変化： <input type="checkbox"/> 影響無し <input type="checkbox"/> 影響有り					
5 受入病院選定理由 (①、②のいずれか記載)					
<input type="checkbox"/> ①高次・専門医療機関での治療が必要なため (治療内容：)					
<input type="checkbox"/> ②その他 (具体的な理由：)					
6 付添搭乗者	氏 名	性別	年 齢	体 重	そ の 他
医 師			歳	kg	
看護師			歳	kg	
付添人			歳	kg	続柄：
医師・看護師の所属病院： <input type="checkbox"/> 依頼病院 <input type="checkbox"/> 受入病院 <input type="checkbox"/> その他病院名 ()					
7 運航上の必要事項 機内に積載する医療資機材等					
資 機 材 名	有	数量	総重量	要電源	特 記 事 項
①点滴	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 輸液ポンプあり
②シリンジポンプ	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	
③酸素ポンペ	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 8ℓ以上 (サイズ： <small>× × (cm)</small>)
④モニター類	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 心電図 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑤保育器	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	サイズ：W <small>×L ×H (cm)</small>
⑥人工呼吸器	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	サイズ：W <small>×L ×H (cm)</small>
⑦救急バック	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	
⑧その他 ()	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	
引継場所 (現地離着陸場)	依頼病院：			メモ	
	受入病院：				

※市町村はNo.1～No.7の項目を記載の上、要請すること。(□欄はレ点又は■で該当項目をチェック※No.4「経過」No.5について欄内に記入しきれない場合は、別紙(任意)により送付すること。

別記第 18 号様式 被災者救出状況記録簿

被災者救出状況記録簿

浜 中 町

年月日	救 出 人 員	救出用機械器具							実支出額	備考
		名 称	借 上 費		修 繕 費			燃料費		
			数 量	所有者 (管理者) 名	金 額	修繕 月日	修繕費			
	人			円		円		円	円	
計										

- 注 1 他市町村に及んだ場合には、「備考」欄にその市町村名を記入すること。
 2 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合のみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。

別記第 20 号様式 医療実施状況

病院診療所医療実施状況

浜 中 町

診療機関名	患者氏名	診療期間	診療区分		診療報酬点数		金額	備考
			入院	通院	入院	通院		
							円	
計	機関	人						

注 「診療区分」欄は、該当欄に○印を記入

別記第 21 号様式 助産台帳

病院診療所医療実施状況

浜 中 町

分 べ ん 者 氏 名	分 べ ん 日 時	助 産 機 関 名	分 べ ん 期 間	金 額	備 考
	月 日 時 分		月 日 ~ 月 日		
	月 日 時 分		月 日 ~ 月 日		
	月 日 時 分		月 日 ~ 月 日		
	月 日 時 分		月 日 ~ 月 日		
	月 日 時 分		月 日 ~ 月 日		
	月 日 時 分		月 日 ~ 月 日		
	月 日 時 分		月 日 ~ 月 日		
	月 日 時 分		月 日 ~ 月 日		
	月 日 時 分		月 日 ~ 月 日		
	月 日 時 分		月 日 ~ 月 日		
	月 日 時 分		月 日 ~ 月 日		
	月 日 時 分		月 日 ~ 月 日		
	月 日 時 分		月 日 ~ 月 日		
	月 日 時 分		月 日 ~ 月 日		

別記第 22 号様式 輸送記録簿

輸 送 記 録 簿

浜 中 町

郵送 月日	目的	輸送 区間 (距離)	借 上 等		修		繕		燃料費	実支出額	備考	
			資料車両		故障車両等		修繕 月日	修繕費				故障 の 概要
			種 類	台 数	金 額	名称 番号						
					円			円	円			
計												

- 注 1 「目的」欄は主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
 2 町の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。
 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。
 6 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

別記第 23 号様式 飲料水の供給簿

飲 料 水 の 供 給 簿

浜 中 町

供 給 日 月 日	対 象 人 員	給水用機械器具							実支出額	備考	
		名 称	借 上			修 繕					燃料費
			数 量	所 有 者	金 額	修繕 月日	修繕費	修繕の 概 要			
	人			円		円		円	円		
計											

注 1 給水用機械器具は、借上費の有償、無償を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。

別記第 25 号様式 世帯構成員別被害状況

世帯構成員別被害状況

年 月 日 時現在

浜 中 町

被害別	世帯構成員別											計	小学校	中学校
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人世帯				
全壊 (焼)														
流失														
半壊 (焼)														
床上 (下) 浸水														

別記第 26 号様式 物資購入 (配分) 計画表

物資購入 (配分) 計画表

年 月 日 時現在

浜 中 町

世帯	人世帯												計				備考	
	円				円				円									
	品名	単価	数量	世帯所要数	金額	数量	世帯所要数	金額	数量	世帯所要数	金額	数量	世帯所要数	金額				

- 注) 1. 本表は、全壊 (焼)、流世帯分と半壊 (焼)、床上 (下) 浸水世帯分に分けて作成すること。
 2. 「品目」欄は、寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。
 3. 各品目の「備考」欄に、道 (都府県) 調達分と町 (市村) 調達分を明らかにしておくこと。

別記第 27 号様式 物資の給与状況

物資の給与状況

年 月 日 時現在

浜 中 町

住家被害 程度区分	世帯主 氏 名	基礎となった	給与月日	物資給与の品目				実支 出額 (円)	備考
		世帯構成員 (人)		(月 日)	布団	毛布			
計	全壊	世帯							
	半壊	世帯							

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

年 月 日

給与責任者 氏名

⑧

- 注) 1. 住家の被害程度に、全壊(焼)、流失又は半壊(壊)、床上(下)浸水別を記入すること。
 2. 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月費を記入すること。
 3. 「物資給与の品目」欄に、数量を記入すること。

別記第 28 号様式 物資の給与及び受領簿

住家被害 程度区分	1 全壊(焼) 3 半壊(焼)	2 流失 4 床上(下)浸水	給与(貸与)の基礎と なった世帯構成員数	人	男 人 女 人
--------------	--------------------	-------------------	-------------------------	---	------------

災害救助用物資として下記内訳のとおり受領しました。

年 月 日

住所 _____

世帯主 氏名 _____ 印

連絡先(避難所・電話番号等) _____

給付(貸与)年月日	品名	数量	備考

別記第 29 号様式 応急仮設住宅台帳

応 急 仮 設 住 宅 台 帳

浜 中 町

世帯主 氏名	家族数	所在地	構造 区分	面 積	敷地 区分	着 工 日 月	竣 工 日 月	入 居 日 月	実支出額	備 考
	人								円	
世帯										

注 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。

2 「家族数」欄は、入居時における世帯数を含めての人員数を記入すること。

3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。

4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。

5 「敷地区分」欄は、公・私有別とし、有・無償の別を明らかにすること。

6 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

別記第 30 号様式 住宅応急修理記録簿

住 宅 応 急 修 理 記 録 簿

浜 中 町

世帯主氏名	修 理 箇 所 概 要	完 了 月 日	実 支 出 額	摘 要
			円	
計 世帯				

注 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

別記第 31 号様式 障害物除去の状況

障 害 物 除 去 の 状 況

浜 中 町

住家被害 程度区分	氏 名	除 去 に 要 し た 期 間	実支出額	除 去 に 要 す べ き 状 態 の 概 要	備 考
計	半壊 半焼	世帯			
	床上 浸水	世帯			

注 1 住家等の障害物を除去した場合に作成するものとし、「住家被害程度区分」欄には、半壊(焼)、床上浸水の区分を記入すること。

2 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

別記第 32 号様式 学用品の給与状況

学用品の給与状況

浜 中 町

学 校 名	学 年	児 童 生 徒 氏 名	親 権 者 氏 名	給 与 月 日	給 与 品 の 内 容												実 支 出 額	備 考
					教 科 書						そ の 他 学 用 品							
					国 語						鉛 筆	ノ ー ト						
				月 日													円	
計	小学校		人														円	
	中学校		人														円	

学用品を上記のとおり給与しました。

年 月 日

給与責任者（学校長）

氏 名

印

- 注 1 「給与月日」欄は、その児童（生徒）に対して最後に給与した給与月日を記入すること。
- 2 「供与品の内訳」欄には、数量を記入すること。
- 3 本様式は、救助法の適用時にはその事務に用いること。

別記第 33 号様式 遺体の搜索状況記録簿

遺体の搜索状況記録簿

浜 中 町

年 月 日	搜 索 人 員	搜 索 用 機 械 器 具							実支出額	備 考	
		名 称	借 上			修 繕					燃料費
			数 量	所 有 者	金 額	修繕 月日	修繕費	修繕の 概 要			
	人			円		円		円	円		
計											

- 注 1 他市町村に及んだ場合には、「備考」欄にその市町村名を記入すること。
 2 搜索用機械器具、借上費の有償、無償を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。

別記第 34 号様式 遺体処理台帳

遺 体 処 理 台 帳

浜 中 町

処 理 年 月 日	遺体発見 の 日 時 及 び 場 所	死 亡 者 氏 名	遺 族		洗 浄 等 の 処 理			遺 体 の 一 時 保 存	検 案 料	実 支 出 額	備 考
			氏 名	使 用 者 と の 関 係	品 名	数 量	金 額				
							円	円	円	円	
計		人									

注 本様式は、救助法の適用時にはその事務に用いること。

別記第 35 号様式 埋葬台帳

埋 葬 台 帳

浜 中 町

死 年 月 日	埋 年 月 日	死 亡 者		埋葬を行った者			埋 葬 費			備 考	
		氏 名	年 齢	氏 名	死 亡 者 の 関 係	棺 (付 属 品 を 含 む)	埋 葬 又 は 火 葬 料	骨 箱	計		
							円	円	円	円	
計		人									

- 注 1 埋葬を行った者が町長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
- 2 町長が、棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
- 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。
- 4 本様式は、救助法の適用時にはその事務に用いること。

別記第 36 号様式 賃金作業員雇用台帳

賃 金 作 業 員 雇 用 台 帳

救助種別													
住 所	氏 名	日 額	月 分					基本賃金		割増賃金		給与額	
			日	日	日	日	日	日数	金 額	日数	金 額		
計	人	円											

注 1 本台帳は、救助の種別ごとに作成すること。

2 各日別就労状況は、1日終了したものは「1」と表示する。また、5時間の時間外就労は「1.5」と表示すること